

案

宝塚市地域福祉計画（第4期）

宝塚市再犯防止推進計画

宝塚市成年後見制度利用支援計画

宝 塚 市

はじめに

市長の挨拶文を挿入予定

目次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	1
1. 地域福祉計画とは	1
2. 計画策定の背景と趣旨	2
3. 計画の位置づけと期間	11
4. 計画の策定体制	13
第2章 めざす方向	14
1. 基本理念	14
2. 基本目標	15
3. 施策体系	17
第3章 施策の展開	18
1. 基本目標Ⅰ 市民一人一人の社会的包摂に対する意識の向上	18
施策① 当事者理解・当事者参加の促進	19
施策② 福祉学習や異文化理解の推進	20
施策③ 居場所等の情報収集力や情報発信力の向上	21
施策④ 地域における居場所の充実	22
施策⑤ 犯罪や非行をした人の地域での立ち直り支援〔再犯防止推進計画〕	23
2. 基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる機会づくり	24
施策⑥ 地域福祉に参加する人づくり	25
施策⑦ 地域における活躍の場づくり	26
施策⑧ 福祉以外の分野との連携による多様な就労の場や活躍の場づくり	26
施策⑨ 社会福祉協議会等の地域福祉の中間支援組織における事業運営の強化	27
3. 基本目標Ⅲ 多様な主体の連携による地域力の向上	28
施策⑩ 地域ぐるみの子育て支援の推進	29
施策⑪ 多様な参加者による話し合いの場の充実	30
施策⑫ 市職員や専門職の協働意識の向上	31
施策⑬ 地域におけるつながりづくり	32

4. 基本目標Ⅳ 包括的な相談支援体制の充実	33
施策⑭ 総合相談支援体制の強化	34
施策⑮ 権利擁護に関する支援の充実〔成年後見制度利用支援計画を内包〕	37
第4章 計画の推進	40
1. 包括的な支援体制の整備を進めていくための重点施策	40
2. 権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進	41
3. 計画の推進体制	42
4. 計画の進行管理	42
資料編	43
1. 策定にあたっての調査・会議等の概要	44
2. 宝塚市地域福祉計画（第3期）の総括・評価	48
3. 宝塚市の地域福祉を取り巻く現状と課題	54
4. 今後取り組むべきことのまとめ	85
5. 条例・規則・要綱	86
6. 宝塚市社会福祉審議会委員名簿	92

「^{がい}障」の表記について

平成31年（2019年）4月1日から、市で取り扱う公文書においては「障害」を「^{がい}障^{がい}」と表記することとしており、法令や制度、個別の名称などを除いては、「^{がい}障^{がい}」と表記しています。

「^{がい}障」には「さまたげ」や「バリア」の意味があり、このバリアは、個人の心身機能が原因で生じるものではなく、道路や施設、制度、慣習や差別的な概念など社会的障壁との相互作用によって創り出されているもので、この社会的障壁を取り除くことが大切です。

本市は、^{がい}障のある人の地域社会への参加の促進に取り組む中で、この社会的障壁を取り除き、^{がい}障の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現を図ります。

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

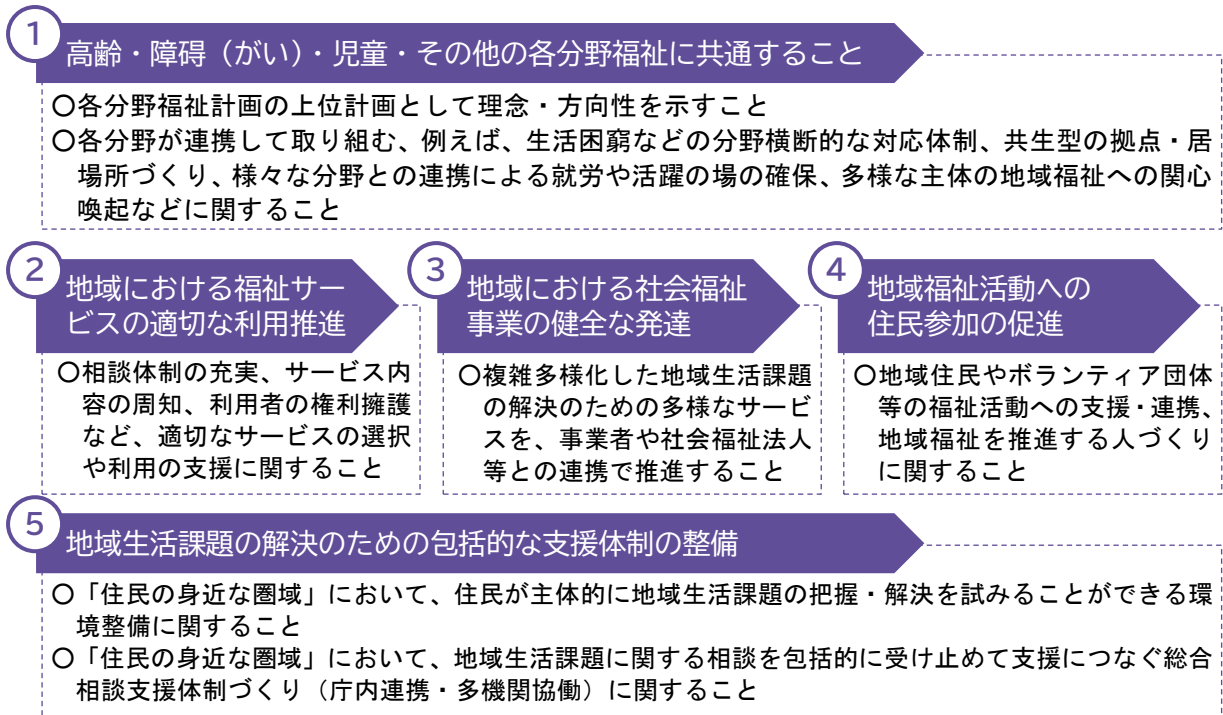


1. 地域福祉計画とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域住民、事業者*、地域で活動する団体、行政などの様々な主体が連携・協働して、地域の生活課題に対して地域全体で支え合って解決する仕組みづくりや関係づくりをいいます。

「地域福祉計画」は、この地域福祉の取組を計画的に推進するための行政計画で、社会福祉法において、次の5つの事項を一体的に定める計画となっています。あわせて、様々な主体が連携・協働して地域福祉力を高めていくための計画となります。

一体的に定める5つの事項



[参考] 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

事業者 | 本計画で記載する事業者は、福祉事業者のみならず企業や商店なども含むものとする。

2. 計画策定の背景と趣旨

(1) 社会情勢の変化と見通し

少子高齢化・人口減少の進行、労働力人口の減少、単身世帯の増加、就労・雇用形態の多様化など、社会構造が大きく変化しています。また、価値観・ライフスタイル*の多様化、グローバル化*やICT*活用の進展など、暮らし方や働き方、地域や人との関わり方などが変容しています。

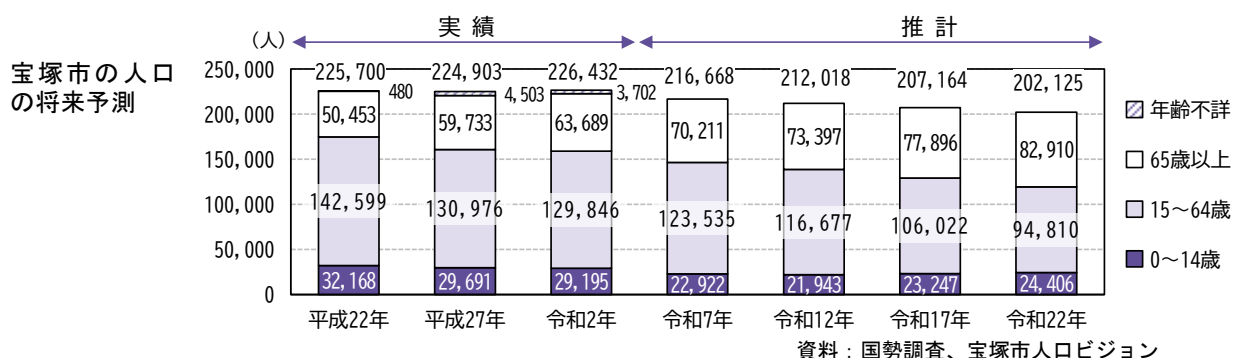
これらの社会情勢の変化にともない、生活課題が複雑化・複合化する中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経て、社会的孤立、生活困窮、世帯の複合課題などが、更に深刻化しています。また、担い手不足、地域組織の縮小、血縁・地縁のつながりの希薄化にともない、支え合いの基盤が弱体化しています。

将来的な見通しにおいても、少子高齢化・人口減少が更に進行すると予想されており、令和22年(2040年)には団塊ジュニア世代*が65歳となり、全人口に対する65歳以上人口の割合が約35%になると推計(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年(2023年)推計)」)されています。それにより、社会保障の維持や労働力不足などの問題(2040年問題)が懸念され、対策の検討が進められてきています。

また、単身世帯の増加も今後更に進行すると見込まれており、日本の世帯数の将来推計(全国推計)(国立社会保障・人口問題研究所、令和6年(2024年)推計)では、令和22年(2040年)には単身世帯が43.5%(5世帯に2世帯)となり、中でも、65歳以上の単身世帯は18.6%(5世帯に1世帯)になると予想されています。

宝塚市においても今後人口減少傾向が続き、令和22年(2040年)には令和2年(2020年)の人口より1割減少するとともに、高齢化率が41%(2.4人に1人)になる見込みとなっています。

少子高齢化・人口減少が更に進み、単身世帯の増加等が見込まれる中、8050問題*、ダブルケア*、ヤングケアラー*など世帯の複合課題や制度のはざまへの対応と多様性を認め合うことがより一層求められるとともに、セルフネグレクト*など困難や生きづらさの多様化、身寄りのない高齢者等の権利擁護*支援など、将来を見通した課題への対応を検討していく必要があります。あわせて、今後、あらゆる分野で担い手不足が一段と深刻化するなど、地域をとりまく情勢の変化に的確に対応していくことが求められます。



ライフスタイル | 生活様式、生活の営み方、その人の人生観や価値観、習慣などを含めた個人の生き方をいう。

グローバル化 | 人、もの、情報などの動きが国や地域を越えて活発化し、地球規模に広がってきている状況のこと。

ICT | Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。情報・通信に関する技術の総称。

団塊ジュニア世代 | 昭和46年(1971年)から昭和49年(1974年)までに生まれた世代。

8050問題 | 80歳代の親と50歳代の子どもを例とした、高齢の親と高齢化した自立困難な子どもの世帯における問題。主に80歳代の親が50歳代のひきこもりの子どもの生活を支えている状態で、複合多問題にある世帯の状況。

ダブルケア | 子育てと親などの介護を同時に行わなければならない状態。

ヤングケアラー | 障害(がい)や病気のある家族、幼いきょうだいなど、ケアを必要とする人がいるために、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、自身の権利が守られていないと思われる子ども。

セルフネグレクト | 自己放任。自分自身の衛生・健康・安全を維持するためのケアができない又はしない、生活能力や意欲を失い、自己の健康や生活に支障をきたす状態となること。

権利擁護 | 認知症や障害(がい)などにより、自分の権利や意思をうまく表現できない・不利益に気付かない人に代わって主張し、本人の権利を護ること。特に福祉分野においては、福祉サービスの利用援助や不利益な事象に対する処置の代行を行い、自己決定のもとで自分らしく暮らし続けることを支援すること。

(2) 地域福祉に関する動向

■ 国の動向

「地域共生社会」の実現を提唱

—「地域共生社会」の実現に向けた主な国の動き（5ページ）のA

社会情勢の変化をふまえて、国では、平成28年（2016年）に「ニッポン一億総活躍プラン」で「地域共生社会の実現」を提唱し、平成29年（2017年）に「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」をとりまとめ、地域共生社会の実現が重要であるとの方向性を示し取組を開始しました。

「地域共生社会」の実現に向けた「地域福祉計画」の位置づけ等を規定

—「地域共生社会」の実現に向けた主な国の動き（5ページ）のB

平成30年（2018年）に施行された改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の理念及びその実現のために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定され、地域福祉計画は福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられました。

更に、令和3年（2021年）に施行された改正社会福祉法では、地域福祉の推進は「地域共生社会の実現」をめざして行わなければならないことが規定され、包括的な支援体制の整備その他地域福祉推進にあたっての地方公共団体の責務として、保健医療、労働、教育、住まいなどの関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないとしています。また、市町村の包括的な支援体制の構築のため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業（重層的支援体制整備事業）が創設されました。

—「地域共生社会」の実現に向けた主な国の動き（5ページ）のD

同法の改正においては、施行後5年を目途に状況を検討し、必要な措置を講じることとなっており、社会情勢の変化、法制審議会（民法（成年後見等関係）部会）における成年後見制度*の見直しの議論などをふまえ、令和6年（2024年）に「地域共生社会の在り方検討会議」を設置し、制度改正も見据えた検討が進められています。

「地域共生社会」の実現に向けたその他関連する動き

—「地域共生社会」の実現に向けた主な国の動き（5ページ）のC

成年後見制度については、共生社会の実現に資するものとして、平成28年（2016年）5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国の基本計画を勘案して、市町村においても利用促進の施策について基本的な計画を定めるよう努めることとしています。上記の「地域共生社会の在り方検討会議」により総合的な権利擁護支援の視点で制度改正に向けた検討が進められているところです。

また、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰の促進等による再犯防止に向け、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年（2016年）12月に施行され、市町村においても再犯防止推進計画を定めるよう努めることとしています。犯罪や非行をした人の中には、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人も多く、孤立することなく地域社会で生活できるよう、地域共生社会の実現の視点での支援が必要となっています。

その他、国では、地域共生に関連して、身寄りのない高齢者等支援、自殺対策、困難な問題を抱える女性への支援、孤独・孤立対策、災害時の被災者支援、ひきこもり支援、住まい支援、認知症施策等の取組が進められています。

関連する福祉等の各分野に関する主な動向は次ページのとおりでです。

成年後見制度 | 認知症、知的障害（がい）、精神障害（がい）などによって、判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい人が、自分らしく安心して暮らせるように、本人に代わって法律行為を行ったり、助けたりする者を選任し、その人の権利を守り、支援する制度のこと。

[児童福祉]

令和5年(2023年)4月に「こども基本法」が施行、同年12月に「こども大綱」が閣議決定され、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざして施策を推進することが示されました。こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ねた形で策定されており、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項などが一元的に定められています。

[高齢福祉]

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和6年(2024年)1月に施行され、共生社会の実現の推進に向け、認知症施策を国・地方が一体となって講じていく方向性が示されています。

高齢者施策においては、令和22年(2040年)に向けて、地域包括ケアシステム*の深化、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービスの提供体制の確保、介護人材が安心して働けることができる環境整備が方向性として示されています。(「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会とりまとめ(令和7年(2025年)7月)より)

[障害(がい)福祉]

障害(がい)者への「不当な差別的取扱い」を禁止する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が改正され、共生社会の実現に向けた取組を推進するため、事業者に対して令和6年(2024年)4月から障害(がい)者への「合理的配慮」の提供が義務化されました。相互理解を深め、ともに対応案を検討することが重要とされています。また、同年7月に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を設置して、障害(がい)者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けて必要な対応策を検討し、12月に行動計画をとりまとめています。

更に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)等」の一部を改正する法律が令和6年(2024年)4月に施行され、障害(がい)者や難病患者等が、本人の希望に応じた入所等から地域生活への移行や就労などへの支援を推進し、役割と生きがいを持ち、その人らしく安心して暮らすことができる体制を構築する方向性が出されています。

[性的指向・ジェンダーアイデンティティ*、女性、孤独・孤立]

令和5年(2023年)6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議」を設置して、施策の充実が進められています。

女性の福祉や人権の尊重・擁護を目的に、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現をめざして令和6年(2024年)4月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、生活困窮、性暴力、家庭状況など困難な問題を抱える女性の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援が進められています。

令和6年(2024年)4月、「孤独・孤立対策推進法」が施行され、孤独・孤立対策推進本部を設置して「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画(孤独・孤立対策重点計画)」を策定し、相談支援体制の整備やつながり・居場所づくりなどの取組が推進されています。

地域包括ケアシステム | 高齢者が住み慣れた地域において、継続して住み続けることができるよう、日常生活圏域(地区・ブロック)の中で、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的かつ継続的に提供していく仕組み。
ジェンダーアイデンティティ | 自身の属する性についての認識。

「地域共生社会」の実現に向けた主な国の動き

A 「地域共生社会」の実現を提唱

平成28年(2016年)

「ニッポン一億総活躍プラン」において「**地域共生社会の実現**」を提唱

平成29年(2017年)

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(平成28年7月設置)で「**地域共生社会の実現に向けて(当面の改革工程)**」とりまとめ

B 「地域共生社会」の実現に向けた「地域福祉計画」の位置づけ等を規定

地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)(平成28年10月設置)による最終とりまとめ策定・公表

平成30年(2018年)

改正社会福祉法施行

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号))

令和元年(2019年)

地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)の設置・最終とりまとめ策定・公表

令和3年(2021年)

改正社会福祉法施行

(地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号))

C その他関連する動き

平成28年(2016年)～令和6年(2024年)

- ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行(H28)
- ・ 再犯の防止等の推進に関する法律施行(H28)
- ・ こども基本法施行、こども大綱閣議決定(R5)
- ・ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行(R6)
- ・ 改正障害者差別解消法施行(R6)
- ・ 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画策定(R6)
- ・ 改正障害者総合支援法施行(R6)
- ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律施行(R5)
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行(R6)
- ・ 孤独・孤立対策推進法施行(R6)

令和7年(2025年)

地域共生社会の在り方検討会議(令和6年6月設置)による中間とりまとめ公表

D 「地域共生社会」の更なる展開等

★「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格

- * 地域課題の解決力の強化
- * 地域を基盤とする包括的支援の強化
- * 地域丸ごとのつながりの強化
- * 専門人材の機能強化・最大活用

[改正の概要(抜粋)]

★地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

- * 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
- * 市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定
 - 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の整備
 - 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- * 地域福祉計画の充実
 - 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めること、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけること

[改正の概要(抜粋)]

★地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備

- * 地域福祉推進の理念について規定
- * 関連施策と連携した包括的な支援体制の構築
- * 市町村の包括的な支援体制の構築の支援
 - 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業(重層的支援体制整備事業)を創設

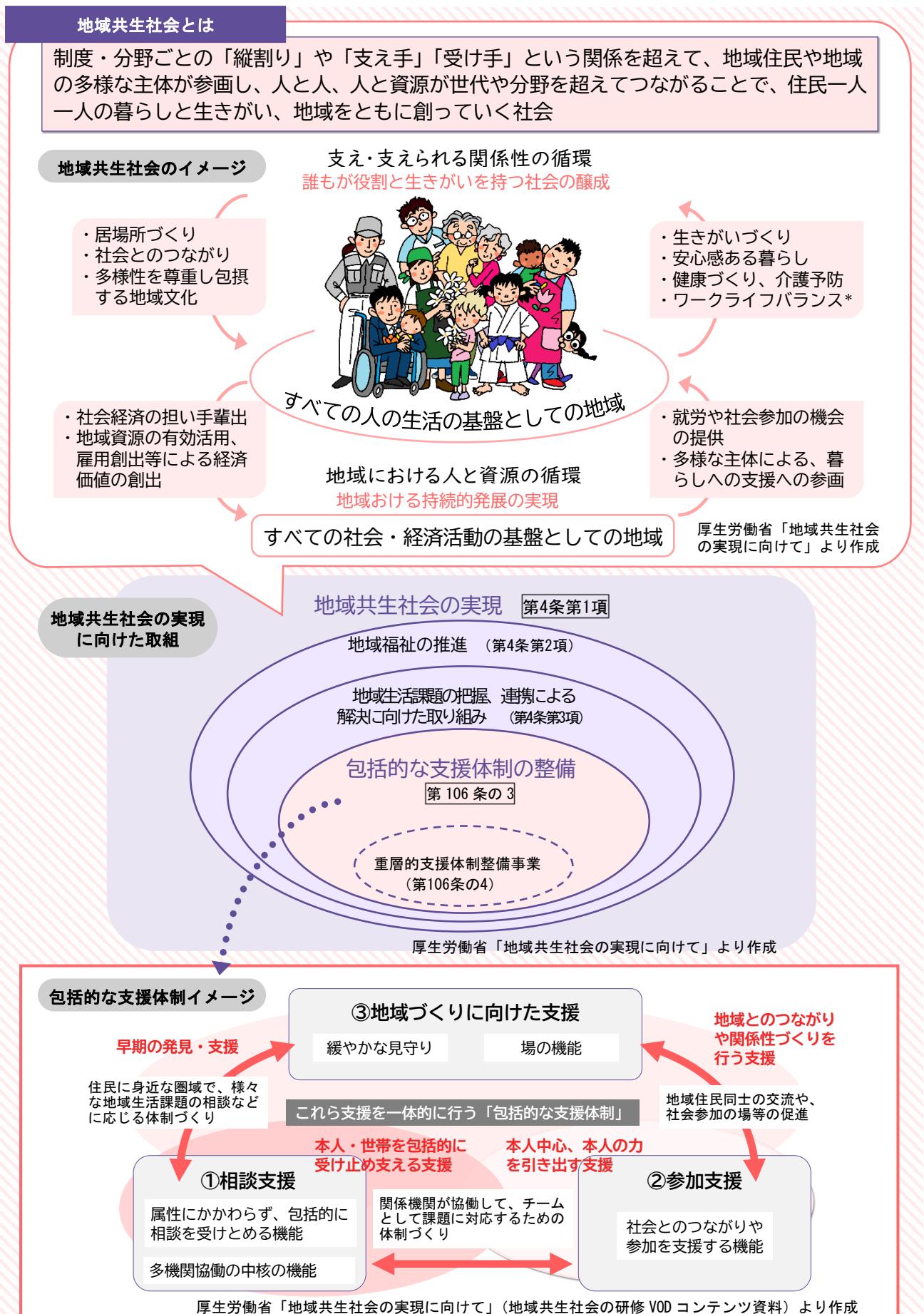
* 「成年後見制度利用促進計画」「再犯防止推進計画」の策定を市町村の努力義務と規定

- * 児童・高齢・障害(がい)の各分野で本人主体、相互理解による共生社会に向けた方向性などを提示
- * その他、性の多様性への理解増進、困難な問題を抱える女性への支援、孤独・孤立対策の推進等の方向性を提示

[検討事項]

- 地域共生社会の更なる展開に向けた対応
- 身寄りのない高齢者等への対応
- 成年後見制度の見直し
- 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方
- 社会福祉における災害への対応

地域共生社会のイメージと実現に向けた取組としての包括的な支援体制イメージ



ワークライフバランス | 仕事と生活の調和。一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

国では、「地域共生社会」を6ページ上段の「地域共生社会とは」に示すとおり定義し、

＊「縦割り」という関係を超え、制度のはざまの問題への対応、各分野それぞれの専門性を生かしてネットワークでの対応

＊「支え手」「受け手」という関係を超え、双方向の関係性、支え合う関係性

＊「世代や分野」を超え、世代を問わない対応、福祉分野以外の多様な分野（例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など）との協働

を推進することとしています。

また、6ページ中段の「地域共生社会の実現に向けた取組」のとおり、地域福祉の推進は「地域共生社会」の実現をめざし（第4条第1項、下記参照）、

＊地域住民、事業者等地域福祉を推進する主体が相互に協力して、誰もが地域社会の一員として社会に参加する機会が確保されるよう努めること（第4条第2項）

＊地域生活課題の把握と関係機関との連携による解決に向けた取組を進めること（第4条第3項）
としています。

あわせて、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策の展開、包括的な支援体制の整備を国、地方公共団体の責務としています（第6条、下記参照）。

包括的な支援体制については、「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制」とし、①地域住民同士が支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域住民と支援関係機関をつなぐ機能の整備に努めることとしています（第106条の3）。

また、包括的な支援体制を整備するための一つの手段として、「地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業」を「重層的支援体制整備事業」として創設しています（第106条の4）。

当事業の実施は任意ですが、包括的な支援体制の整備にあたっては、6ページ下段の「包括的な支援体制イメージ」のとおり、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を、重なりを意識して一体的に進めることが重要です。これらの「包括的な支援体制」づくりの取組により、地域福祉を推進することが求められています。

※上記に示す条項は社会福祉法該当箇所

〔参考〕社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

資料編の48ページから53ページに、地域福祉計画（第3期）の総括・評価を掲載し、主な取組状況や今後の課題について詳しく述べています。

■ 本市の動向

本市では、平成16年（2004年）3月に宝塚市地域福祉計画を策定しました。その後、改訂や改定を行い、同計画（第2期）以降は、「すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚」を基本理念として、社会情勢の変化や国の動向をふまえ、本市が抱える問題・課題を把握しながら、地域住民の交流促進や地域福祉を担う人づくり、支援体制の充実、居場所づくりなど、様々な施策を展開しています。

これまでの取組により、本市では次の点について体制づくりなどが進んできています。

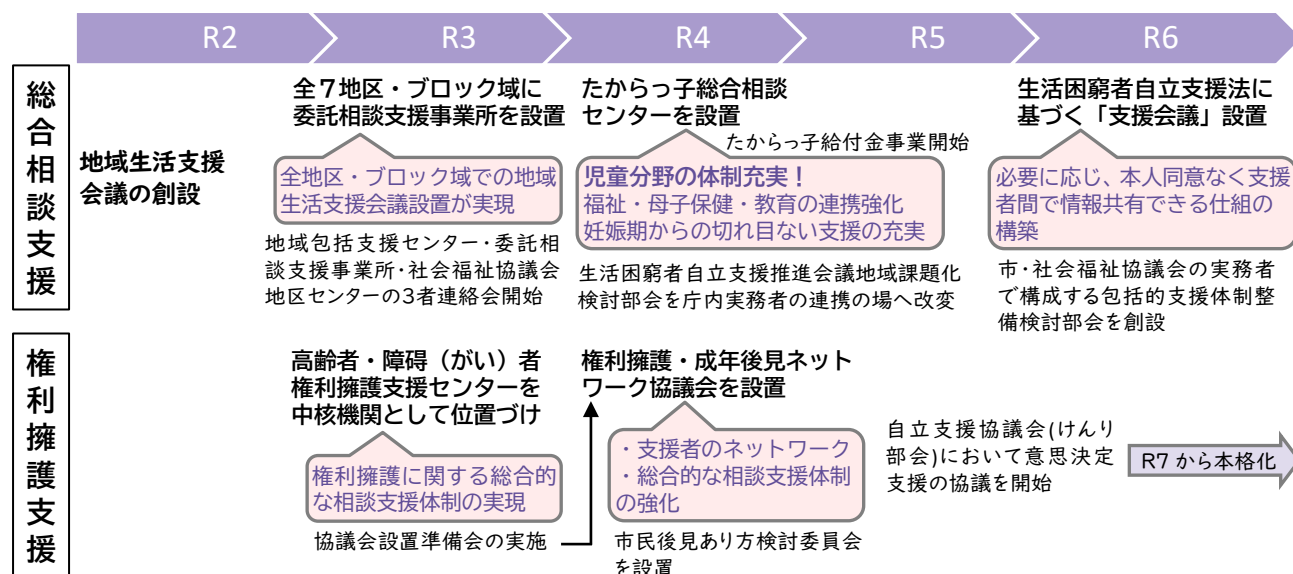
○地域づくりを支援する環境整備が進んでいます。

- *プログラムの充実など福祉学習に取り組む支援体制の充実
 - 学校における多様な福祉学習プログラムの実践
- *地域情報について、情報を得やすい環境整備・情報発信
 - 居場所等の地域情報の一元化・デジタル化
- *地域の身近な居場所の充実
 - 地域主体の居場所に加え民間企業等の協力による立ち寄りスポットの拡充

○総合相談体制づくり、多機関協働が進んでいます。

- *児童分野の体制充実と連携強化
 - 福祉・母子保健・教育の連携推進
- *多機関協働の基礎となる体制充実
 - 主要な相談機関の連携強化
 - 多機関・多職種 of 専門職間の面識拡大
 - 支援者間で個人情報共有する仕組み構築
- *権利擁護に関する体制の充実
 - 成年後見制度の中核機関の機能充実

相談支援体制づくりの経過



(3) これから求められること(策定の視点)

本市では、まちづくり基本条例(平成14年(2002年)4月施行)において、協働を基本とするまちづくりの基本理念を掲げ、本市の最上位計画となる総合計画はその理念にのっとり策定しています。まちづくり基本条例では、「まちづくりは、主権者である市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し、及び協力して進めること(協働)を基本とし、まちづくりを推進する」としており、本計画においても、この基本理念に基づくとします。

本計画では、協働のまちづくりを基本とし、地域共生社会の実現をめざした地域福祉の推進において、

○福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会の一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を確保すること

○地域住民や支援機関等の相互の協力が行われ、行政が行う様々な対応や対策により、地域生活課題の解決に資する支援が、包括的に提供される体制を整備すること

○地域住民等が地域社会の一員として主体的に参加し、連携・協働できるようにすること

を全体的な視点として、中長期的な次の視点を見据えて策定します。

■複雑化・複合化する課題に対して属性や年齢にかかわらず受け止めて支援につなぐこと

○分野横断的な支援やサービスの展開の充実

○世帯の複合課題や制度の対象にならない課題も含めて適切な関係機関につなぎ、連携しながら解決すること

○課題を抱える本人や世帯の意見と尊厳を尊重しながら自立した生活ができるよう支援すること

○身寄りのない高齢者等の権利擁護や相談に行くことが困難な人への支援の検討

■地域におけるつながりや支え合いの基盤の再構築

○人権意識の尊重に基づく互いの個性や多様性を認め合える社会づくり

○地域住民が課題を抱えた人や世帯にいち早く気づくことができるようにするなど、早期発見により深刻化する前に解決することができるようにすること

■誰もが生きがいと役割をもつ地域社会の形成

○得意なことや興味関心を生かして生きがいや地域での役割を持てるようにすること

○地域福祉に関わる担い手の在り方等の社会構造の変化に応じた検討

■福祉分野だけでなく(地域住民の生活を支える)他の分野との連携

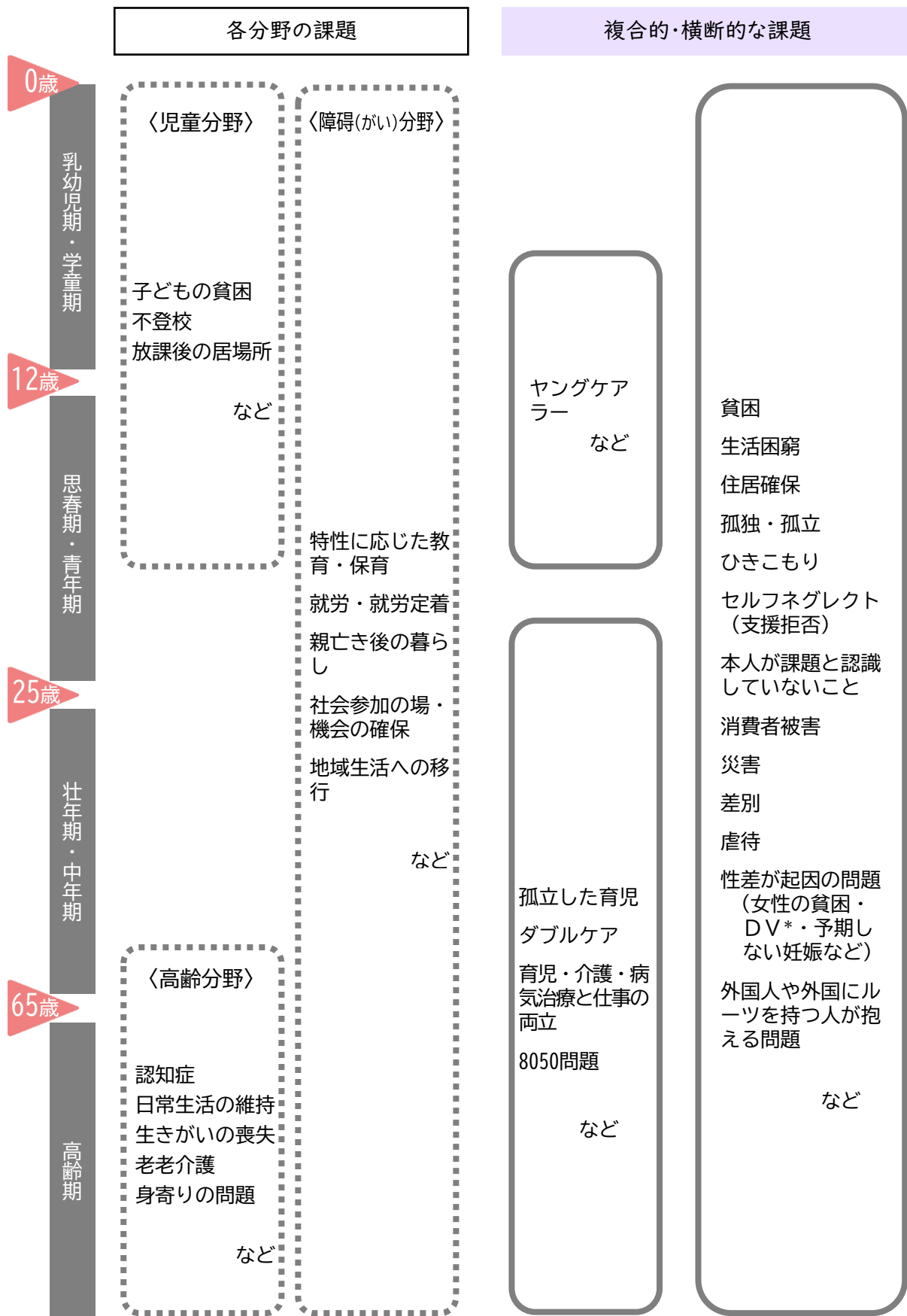
○人材の減少も見据えた効率的・効果的な施策展開

○多機関連携、地域との連携における連携分野の拡大

○様々な主体が地域の一員として地域づくりを進めていけるようにすること

なお、本計画期間のみでは具体的な対策が進められない点についても、中長期的な課題としてふまえ、国の動向等を注視し、関連施策との情報共有・検討を進めるものとします。

全世代・全分野的な視点からの横断的な取組が求められる生活課題



DV | ドメスティック・バイオレンス。配偶者のみならず、恋人など親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力をいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的な暴力、子どもを利用した暴力などが含まれる。

3. 計画の位置づけと期間

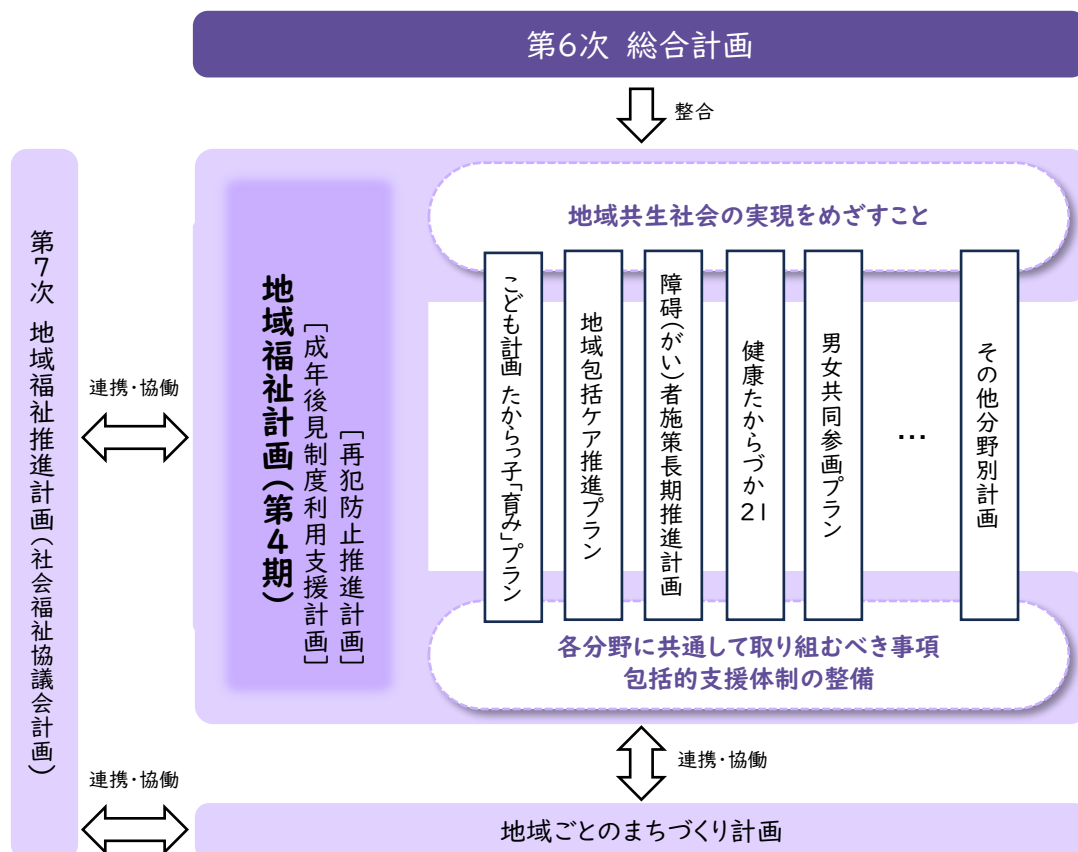
(1) 計画の位置づけ

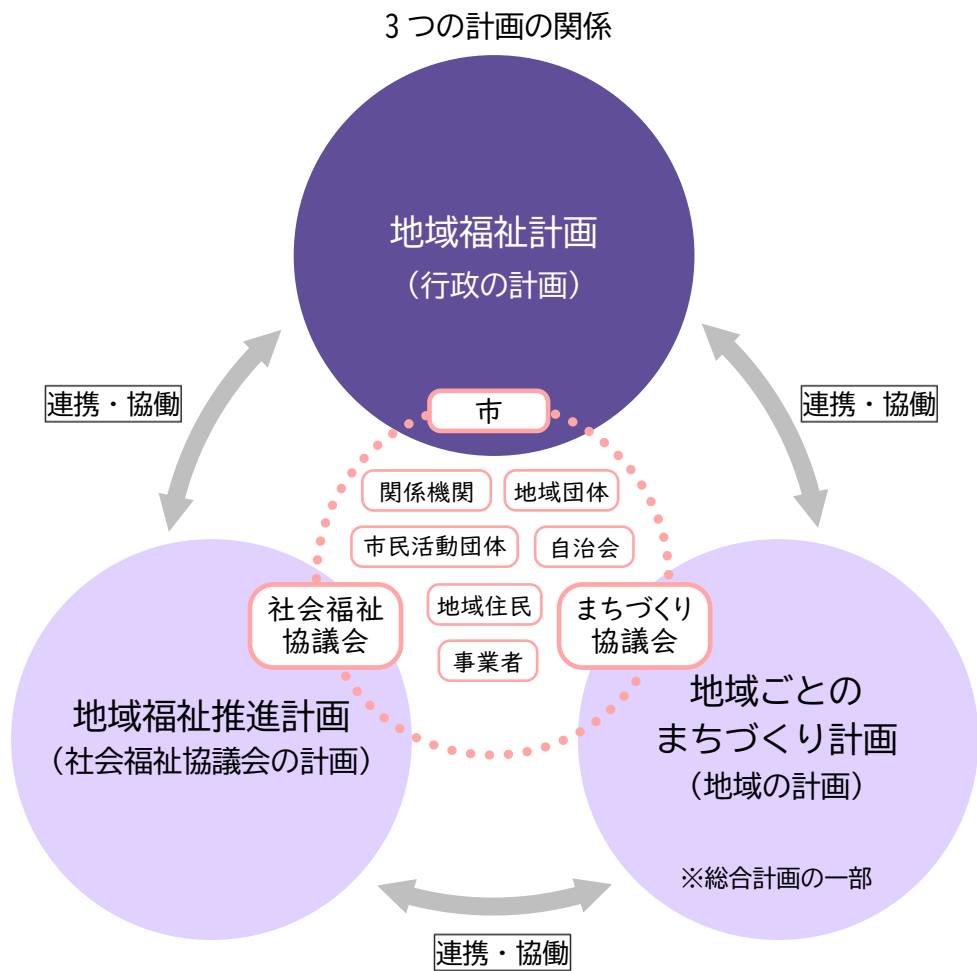
宝塚市地域福祉計画（第4期）は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として策定します。

本計画は「第6次宝塚市総合計画」を上位計画とし、子育て支援や高齢者福祉、障碍（がい）者福祉など、福祉の各分野計画の上位計画と位置づけ、調和・整合を図るものとします。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する市町村成年後見制度利用促進基本計画及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する地方再犯防止推進計画を包含するものとし、一体的な計画として策定します。本市における両計画の名称は「宝塚市成年後見制度利用支援計画」と「宝塚市再犯防止推進計画」とします。

本計画の推進にあたっては、宝塚市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」、まちづくり協議会の「地域ごとのまちづくり計画」との連携・協働を図り、地域住民、市民活動団体、関係機関、福祉関係事業者などとの連携・協働により取組を進めます。





(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間とします。ただし、社会情勢や制度の見直し、上位計画の改訂・改定など、状況に変化が生じた場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
総合計画	第 6 次									
地域福祉計画	第 3 期					本計画（第 4 期）				
地域福祉推進計画 (社会福祉協議会)	第 6 次	第 7 次					第 8 次(予定)			

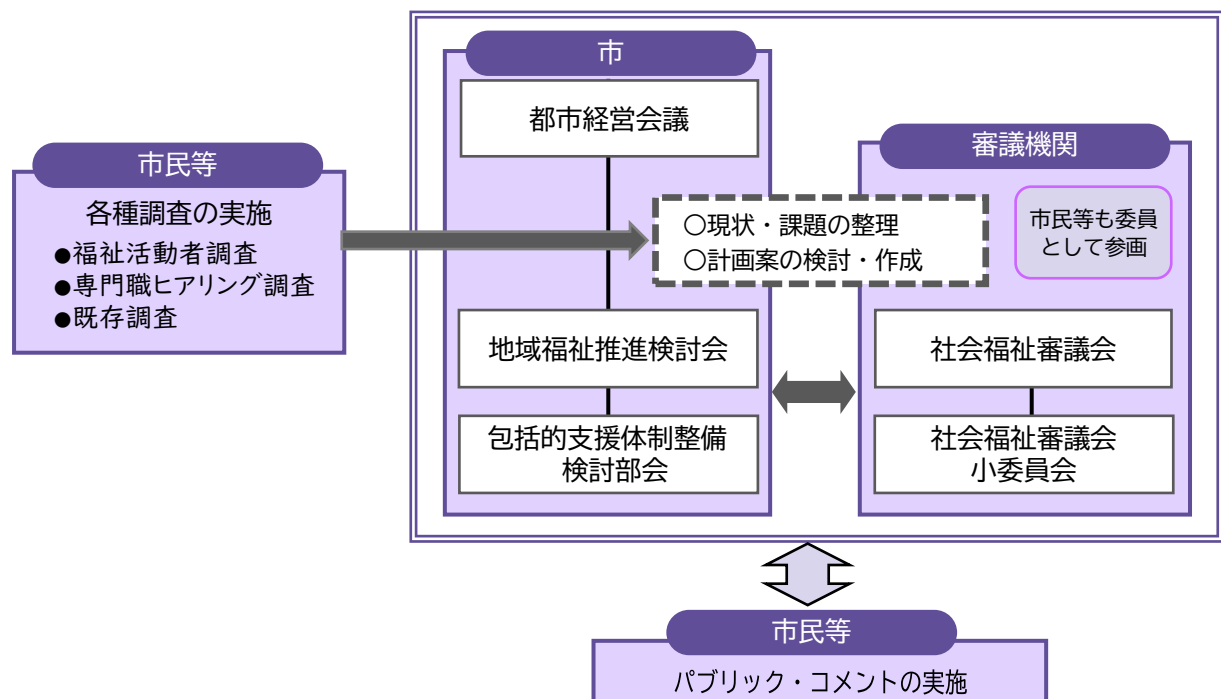
4. 計画の策定体制

本計画の策定においては、庁内で組織する「地域福祉推進検討会」及び「包括的支援体制整備検討部会」にて計画案等の検討を行い、また、知識経験者や関係団体の代表、公募の市民などで構成する「社会福祉審議会」及び「社会福祉審議会小委員会」にて、専門的かつ多様な観点から検討・審議を行いました。

併せて、福祉活動者へのアンケート調査や地域福祉に関する専門職へのヒアリング調査等を実施し、福祉活動の状況や課題等を把握・整理するなど、その結果の反映に努めました。

※各会議の概要、各調査の実施状況等の詳細は、本計画資料編に掲載しています。

区 分	内 容
①アンケート調査及び専門職ヒアリング調査の実施	福祉活動の状況や活動を通じて感じていることなどを把握するため、福祉活動者を対象としたアンケート調査を実施しました。また、社会福祉法人等の専門職を対象に、多機関連携や地域との連携に関する課題などを把握するため、ヒアリング調査を実施しました。あわせて、既存調査結果から市民の意識を整理しました。
②地域福祉推進検討会の開催	地域福祉推進検討会及び同検討会に置く包括的支援体制整備検討部会を開催し、庁内連携体制の見直しや計画案の検討等を行いました。 (地域福祉推進検討会は、市長が主宰し、市の重要事項を決定する最高協議機関である「都市経営会議」に置く課長級会議)
③社会福祉審議会及び小委員会の開催	本計画に関し、専門的・集中的に検討するため、社会福祉審議会の中に小委員会を設置し、審議会・小委員会で、市で作成した原案について、専門的かつ多様な観点から検討・審議を行いました。 本計画の策定にあたっては、審議会を3回、小委員会を4回開催し、計画案の検討を行いました。
④パブリック・コメント*の実施	本計画の策定にあたっては、市ホームページなどで本計画の案を公表し、広く市民の意見を募りました。



パブリック・コメント | 基本的な事項を定める計画や条例などを制定する前に、市民に計画案や条例案を示し、意見などを募集する制度。

第2章 めざす方向



1. 基本理念

すべての人が互いを認め合い、支え合い、
共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚

第6次総合計画において「地域福祉」の施策で掲げる、めざすまちの姿

- ◆すべての人の人権が尊重され、つながり、認め合い、支え合い
ながら生きがいのある暮らしを送っている
- ◆誰もが安心して生活を送ることができるよう、身近な地域で
包括的な支援が受けられる体制が整っている

本市はこれまでも、「すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚」を基本理念に掲げ、「協働」を核としながら、地域福祉の推進に取り組んできました。

社会構造の変化や価値観・ライフスタイルの多様化などにより生活課題が複雑化・複合化する中、「地域共生社会」の実現に向けて、引き続き、上記を基本理念とし、市民、関係機関・団体、行政など様々な主体が連携・協働し、市民一人一人がお互いに支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを進めます。

また、国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざすSDGs*（持続可能な開発目標）とは、「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」「パートナーシップで目標を達成しよう」などのゴールと関連が深いことから、これらの視点もふまえて本計画を推進します。

SDGs | Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。17のゴールと139のターゲットで構成されている。発展途上国のみならず、先進国自身も取り組む普遍的なものであり、地球上の“誰一人取り残さない”社会の実現のため、世界各国で取組が進められている。

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つを基本目標として施策を展開します。

基本目標Ⅰ 市民一人一人の社会的包摂*に対する意識の向上

- ◆地域には、子どもや高齢者、障碍（がい）のある人、外国にルーツのある人、性的マイノリティ*の人など、様々な人が暮らしています。基本的人権に基づき、互いに正しい理解と認識をもち、共に支え合える、地域で生きづらさを感じている人が SOS を出すことができるようなコミュニティをめざします。
- ◆課題を抱えた人だけでなく、誰もが気軽に立ち寄り、安心して過ごせる居場所が地域に多くあり、その居場所が地域の中で十分に認識されて、交流が広がっている地域をめざします。

基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる機会づくり

- ◆活動者が活動しやすく、地域活動に関心のある人がニーズにあった参加ができ、それぞれの得意を生かして、誰もが活躍できる機会がある地域をめざします。
- ◆社会福祉法人や民間企業との連携により、就労の場や活躍の場が広がり、高齢者、障碍（がい）者、生活困窮者、社会とのつながりが少ない人などの社会参加が進んでいる姿をめざします。

基本目標Ⅲ 多様な主体の連携による地域力の向上

- ◆地域で子どもを育てる意識が高まり、子ども・子育て世帯が孤立せずに継続的につながる地域をめざします。更に、課題が深刻になる前に予防的対応に取り組んでいる姿をめざします。
- ◆地域住民、事業者、地域で活動する団体、行政など、課題解決に向けて多様な主体が有機的につながる体制をめざします。
- ◆住民主体の見守り・支え合い活動が広がり、配慮を必要とする人と地域住民や事業所とが日ごろから交流し、お互いさまの関係ができていく地域をめざします。

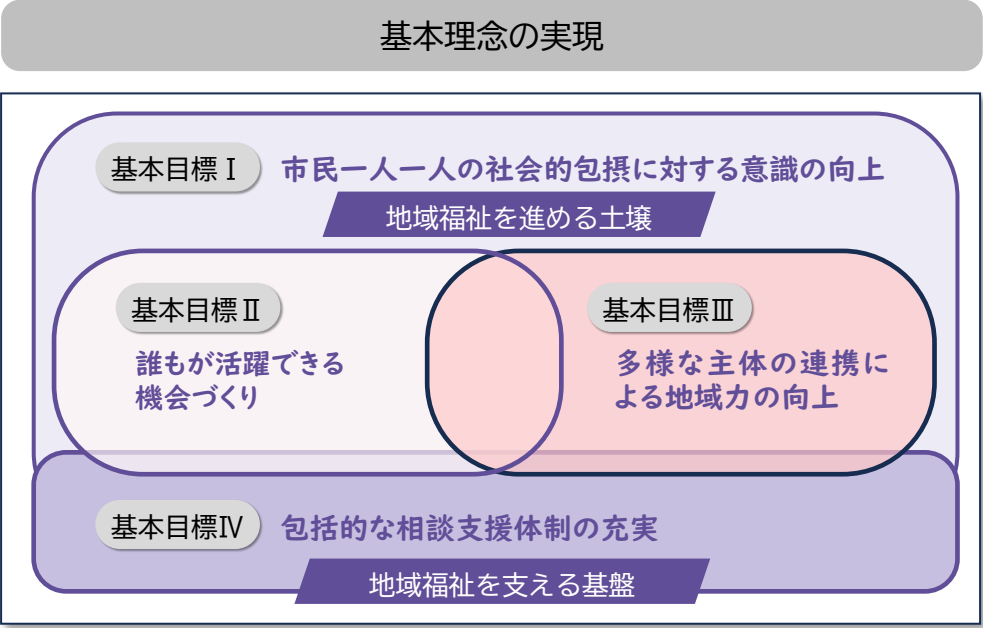
基本目標Ⅳ 包括的な相談支援体制の充実

- ◆複雑化・複合化した問題や制度はざまの問題などを受け止め、解決に向けて取り組めるよう、庁内連携を強化するとともに、これまで以上に多分野・多機関の専門職や地域住民との連携・協働ができる体制をめざします。
- ◆宝塚市高齢者・障碍（がい）者権利擁護支援センター（以下、「権利擁護支援センター」という。）などの支援機関や地域活動者によるネットワークが確立され、判断能力が十分でない人の意思決定を社会全体で支え合いながら、虐待や権利侵害の予防、早期発見・早期支援ができていく体制をめざします。

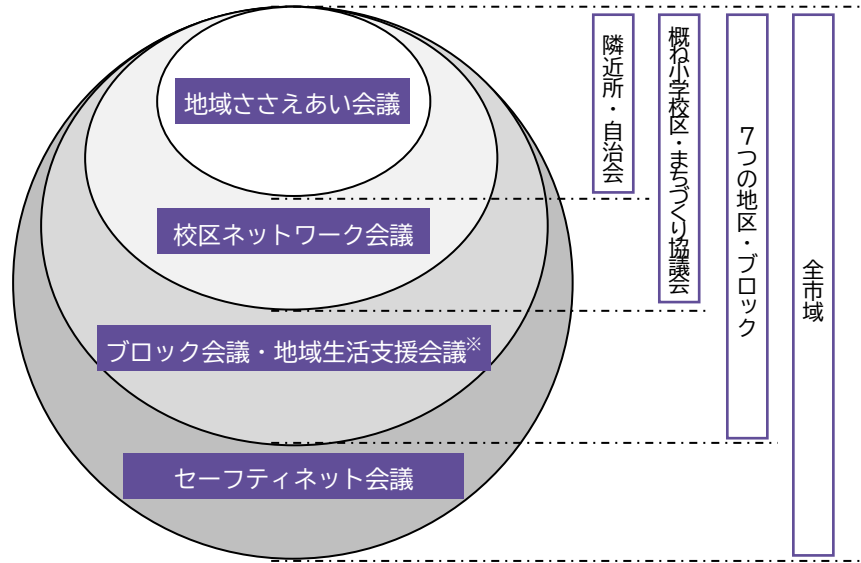
社会的包摂 | すべての人が社会からの孤立や排除から守られ、社会の一員として包み込まれ、支え合いながら共に生きる社会づくりのこと。（＝ソーシャルインクルージョン）

性的マイノリティ | 自分の性のとらえ方（性自認）や、好きになる対象（性的指向）が、男女の二分化ではあらわしきれない人のこと。

4つの基本目標の関係図



宝塚市におけるエリア設定と多様な主体の話し合いの場・協働の場



話し合いの場・協働の場	機能・位置づけ	主な活動者・参加者
地域ささえあい会議 (隣近所、自治会)	個別の見守りと災害時 など緊急支援のエリア	自治会、民生委員・児童委員、サロン・ミニ デイなどの活動者など
校区ネットワーク会議 (概ね小学校区)	地域の協働による支援 のエリア	まちづくり協議会、自治会、民生委員・児童 委員、老人クラブ、保護司など
ブロック会議・ 地域生活支援会議※ (7つの地区・ブロック)	情報連携や情報受発信 のエリア	まちづくり協議会、自治会、民生委員・児童 委員、老人クラブ、保護司、社会福祉協議会 地区センター、地域包括支援センター、委託 相談支援事業所、児童館など
セーフティネット会議 (全市域)	セーフティネット*となる エリア	宝塚市、社会福祉協議会、ボランティア*・市 民活動団体、当事者の団体など

※地域生活支援会議とは、7つの地区・ブロックなどにおいて高齢・障害(がい)・児童などの専門職(有資格者のみで
はなく、普段仕事として相談支援など福祉に関わる人)が分野を超えて情報共有を行う会議。

セーフティネット | 「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、世の中に存在する様々なリスクから、
個人を救済するシステムをいう。狭義には、年金、医療、介護、生活保護などの社会保障を指す。
ボランティア | 一般に「自発的な意志に基づいて人や社会に貢献すること」を意味する。「自発性：自由な意志で行うこ
と」「無償性：利益を求めないこと」「社会性：公正に相手を尊重できること」といった原則がある。

3. 施策体系

本計画における地域福祉施策の体系は、以下のとおりとします。

基本理念	基本目標	施 策
すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつつける 安心と活力のまち 宝塚	基本目標Ⅰ 市民一人一人の社会的包摂に対する意識の向上	1 当事者理解・当事者参加の促進 重点 2 福祉学習や異文化理解の推進 3 居場所等の情報収集力や情報発信力の向上 4 地域における居場所の充実 5 犯罪や非行をした人の地域での立ち直り支援【再犯防止推進計画】
	基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる機会づくり	6 地域福祉に参加する人づくり 7 地域における活躍の場づくり 重点 8 福祉以外の分野との連携による多様な就労の場や活躍の場づくり 9 社会福祉協議会等の地域福祉の中間支援組織における事業運営の強化
	基本目標Ⅲ 多様な主体の連携による地域力の向上	10 地域ぐるみの子育て支援の推進 11 多様な参加者による話し合いの場の充実 12 市職員や専門職の協働意識の向上 13 地域におけるつながりづくり 重点
	基本目標Ⅳ 包括的な相談支援体制の充実	14 総合相談支援体制の強化 重点 15 権利擁護に関する支援の充実【成年後見制度利用支援計画を内包】

※ **重点** は重点施策。位置づけについて「第4章 計画の推進」（40ページ）に記載。

第3章 施策の展開



1. 基本目標Ⅰ 市民一人一人の社会的包摂に対する意識の向上

現状と課題

- 地域で暮らす人には年齢・性別・障害（がい）の有無・国籍（ルーツ）など様々な違いがあり、考え方や抱える不安、悩みなども多種多様です。また、国では地域共生に向けて孤独・孤立対策、困難な問題を抱える女性への支援、認知症対策などの視点での取組も進められています。
- 市や教育委員会による啓発事業や各まちづくり協議会における学習会の実施など当事者への理解を促進し、差別や排除のない地域づくりに取り組んでいます。
- 一方で、人権が尊重されていないと考える人や、障害（がい）を理由とする差別や嫌な思いをする（した）ことが「ある（あった）」人がいる状況です。
- また、専門職と市民において、理解の進んでいないことへの関心喚起・理解促進、理解を深めるための福祉学習が重要視されています。更に、専門職から、情報格差の問題とともに、市による正しい情報の発信が必要であるとの意見が出されています。
- あわせて、専門職からは、「本人や家族が気軽に参加できる場」「世代を超えて使える場や若者の居場所」の充実が必要との意見があり、活動者においても世代や分野に関わらず今後対応が必要なこととして「誰もが安心して過ごせる居場所づくり」が重要視されています。
- 福祉学習については、宝塚ボランティアプラザzukavo（以下、「zukavo」という。）による福祉学習プログラム集の発行やプログラム体験会の開催、介護事業者による新規プログラム開発など福祉学習プログラムの充実が図られています。
- 情報発信については、市、宝塚市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）での専用ウェブサイト開設など、居場所や活動等の地域情報の一元化により市民が地域情報を得やすい環境を整え、紙媒体とともにデジタルを活用した情報発信に取り組んでいます。
- 居場所については、地域の身近な居場所が充実してきており、民間企業等の協力によりクールシェアスポット*のような立ち寄りスポットも増えています。
- 本市における再犯者率は、近年減少傾向にあり、全国及び兵庫県の平均を下回ってはいるものの、刑法検挙人員数のうち4割強が再犯となっています。支援者においては、再犯の主な理由として「社会の受入環境が整っていない」ことがあげられています。

- 課題① 幅広い啓発活動を土台に、当事者の社会参加や当事者理解を促進する取組が必要で、孤独・孤立対策等の視点も意識して進める必要があります。
- 課題② 身近な地域における福祉学習機会の充実、外国にルーツのある人など様々な人々との交流機会を広げていく必要があります。
- 課題③ 地域情報の集約では、情報の把握や更新作業の負担を軽減できるよう、市や社協等に情報が集まる働きかけなどを行い、継続的に適切な情報を発信する必要があります。
- 課題④ 居場所づくりについては、幅広い分野との連携により、既存の場を生かす仕組みや視点で取り組む必要があります。
- 課題⑤ 誰もが孤立せず、安全で安心して暮らせる地域となるよう、犯罪や非行をした人が、社会の一員として安定した生活を営み、犯罪が繰り返されないようにするため、再犯防止推進の取組を進める必要があります。

クールシェアスポット | 企業・店舗・公共施設が夏に開放する涼しい立ち寄りスポット。令和5年度（2023年度）から市と社協が、民間企業等の協力を得て「クールシェアたからづか」と銘打ち、取組を展開。涼を共有することで、そこに集まる人たちがゆるやかにつながり、地域の中で交流が生まれることを期待する取組。

施策①

当事者理解・当事者参加の促進

取組の推進方針と主な取組

重点施策

多種多様な生きづらさに対する理解促進・意識醸成

市民一人一人が、多種多様な生きづらさに対する正しい理解と認識を持ち、互いに認め合い、互いに支え合える、誰もが暮らしやすい地域になるよう、更なる意識醸成を進めます。啓発事業に取り組むにあたっては、庁内で連携を図りながら、「地域共生社会」の実現をめざし、内容の充実に努めます。

主な取組

- 人権教育や社会教育等との連携による、市職員や市民等が共に学ぶ機会の充実
- 地域ごとのまちづくり計画に掲げる当事者理解の取組に対する市や社協による支援の促進

当事者参加の促進に向けた支援

当事者が地域とのつながりを築き、地域の一員として、共に地域づくりを進めていけるよう、セルフヘルプグループ*のような当事者の団体などとの協働により参加の促進に取り組みます。

当事者やその家族などが抱える課題を共有し社会参加を促進できるよう、社協で取り組んでいるセルフヘルプグループの立ち上げや運営支援、セルフヘルプグループ間の交流会の実施などを引き続き進めます。また、概ね小学校区ごとの話し合いの場である校区ネットワーク会議への当事者の参加が進められており、今後更に進むよう支援を行います。

主な取組

- 市と社協などの協力によるセルフヘルプグループなどとの協働と当事者間の交流機会の推進
- 専門職や当事者仲間からの働きかけと、支援者と地域活動者との協働による地域の話し合いの場への当事者参加の促進

セルフヘルプグループ | 生活の難しさや生きづらさを感じている当事者や家族が、同じような悩みを抱えている人々と相互に助け合いながら、その困難さを乗り越えるために活動する集まり。自助グループや相互援助グループともいう。

施策② 福祉学習や異文化理解の推進

取組の推進方針と主な取組

主に子どもを対象とした福祉学習の機会充実

地域共生社会の実現に向けて、子どものころから福祉や人権の意識を高められる学びや体験の機会拡充に取り組みます。

これまで取り組んでいる福祉学習プログラムの充実を図るとともに、福祉学習の機会が多様な交流・つながりづくりの契機となるよう、地域における子どもたちの学ぶ場や機会を拡充します。既存の交流機会や居場所を活用し、当事者、活動者、そして子どもが主役となって、それぞれの個性を生かして互いに学び合える福祉学習に取り組みます。

また、協働の地域づくりや地域福祉活動につながるよう、セルフヘルプグループ等の団体や社会福祉法人等の事業者と連携し、福祉学習を通じた協働の取組を展開します。

主な取組

- 社協や地域の活動団体等との協働による福祉学習プログラムの内容充実
- 既存の活動や居場所等を活用した地域における子どもたちの学習機会の充実
- 地域団体等と社会福祉法人等が連携して進める福祉学習プログラムづくりや地域づくりの推進

異文化理解への意識づくり

外国人人口が増加する中、地域において、外国人や外国にルーツのある人が孤立することなく、互いに理解し合い、共生できるよう、交流機会の促進など異文化理解の取組を推進します。

主な取組

- 市や社協と国際交流協会との連携により、市内で行われている交流行事等の把握を進め、好事例について発信
- 外国人や外国にルーツのある地域住民等が地域の中で自然とつながりが持てるよう、地域団体等と連携して、住民同士の交流機会を拡充

施策③ 居場所等の情報収集力や情報発信力の向上

取組の推進方針と主な取組

居場所や地域活動の情報一元化

専用ウェブサイトの開設など、地域での居場所や活動等の情報を得やすい環境を整え、発信内容のより一層の充実を図ります。

また、ウェブサイトでの情報発信にあたっては、適時更新し、適切な情報を最適なタイミングで発信できるよう、地域住民との連携により、地域情報が社協等の運営機関に集まるような働きかけを行うなど、掲載情報の継続的な把握や更新作業の負担軽減を図ります。

主な取組

- 社協や市が、地域にある居場所や住民活動の情報を発信している専用ウェブサイト「たからづかつどい場マップ」や「宝塚市シニアスポット」などの内容充実
- 地域住民や関係機関との日ごろからの連携による情報共有の促進

多様な手段による効果的な地域情報の発信

情報の内容やターゲット層に合わせて、広報誌や機関誌などの紙媒体やSNS*など複数の発信手段を組み合わせ、地域の居場所等の情報や、活動の好事例などの効果的な発信に努めます。

主な取組

- 社協や関係機関・団体と連携し、紙媒体やSNSなどターゲット層に届く多様な発信手段により効果的に地域情報を発信

制度や仕組みに関する正確でわかりやすい情報発信

福祉の制度や仕組み、サービス内容などを、必要とする人へ確実に情報提供できるよう、情報のバリアフリー化を引き続き推進するとともに、地域活動の場での情報提供や事業者との連携により、正確でわかりやすい情報発信に努めます。

主な取組

- 年齢や障害（がい）の有無に関わらず、誰もが必要な情報にアクセスし、理解・利用ができるよう、多様な発信手法を用い、わかりやすい情報発信を市全体で促進
- 氾濫するネット情報に対して正確な情報が伝わるよう市の公式情報等を適切に発信

施策④ 地域における居場所の充実

取組の推進方針と主な取組

既存施設等を生かした多様な居場所づくりとエリアごとの拠点把握

地域の身近なところでの多様な居場所（ふれあいいきいきサロン*、いきいき百歳体操、老人クラブ、児童館、地域利用施設、共同利用施設など）の継続的な運営、活用推進を支援します。

また、民間企業との協働によるクールシェアスポット*（夏期設置）や社協地区センターなど、誰もが気軽に立ち寄れるところや居場所も増えてきており、世代間交流をはじめ、障害（がい）の有無・性別・国籍などに関わらず多様な人々の交流の場となるよう、居場所の更なる充実を図ります。

主な取組

- 公共・民間の既存施設やスペースを生かした居場所の拡充や世代間交流の促進、障害（がい）当事者のニーズに応じた地域の居場所拡充
- 社協や関係機関と連携したエリアごとの拠点の把握

居場所における活動者と専門職の連携推進

居場所が、参加者が互いに理解し合える場、ニーズや課題を早期にとらえられる場、ちょっとした悩みでも気軽に相談できる場となるよう、活動者と専門職との連携を推進します。

主な取組

- 居場所での主体的な講座実施や見守り活動などに対し、必要に応じて、社協や地域包括支援センター（以下、「地域包括」という。）等の専門職が関わり、出前講座や福祉学習プログラムの提案などの支援を実施

ふれあいいきいきサロン | 平成6年（1994年）に全国社会福祉協議会が提唱した、高齢者の閉じこもり予防を目的としたつどいの場づくりの住民運動プログラム。現在、市内では100を超えるサロンが住民の手で自治会館や集会所、民家等を拠点に行われており、高齢者だけでなく、子育て家庭や障害（がい）者等も含めた「地域住民によるつながりづくりのきっかけの場」となっている。

施策⑤ 犯罪や非行をした人の地域での立ち直り支援

再犯防止推進計画

更生保護マスコットキャラクター
ホゴちゃん



取組の推進方針と主な取組

更生保護*や再犯防止に関する関心・理解の向上

罪を償い地域社会に戻ってきた人が、再び犯罪をすることなく社会生活を送るためには、何よりも地域住民の理解や温かい見守りが不可欠で、地域の身近な支援者である保護司などを通じ更なる啓発が必要です。保護司会等の更生保護活動や再犯防止について、多くの市民や企業・団体等をはじめ、地域での関心・理解を深められるよう取組を進めます。あわせて、学校との連携により、若い世代への啓発事業を展開していきます。

主な取組

- 「社会を明るくする運動*」を通じた更生保護や再犯防止への理解向上
- 学校との連携による作文コンテストなどの啓発事業の展開

更生保護団体や多機関との連携による就労支援など自立支援の取組の推進

地域や多機関との連携により、就労先の確保や離職の予防、家族関係に対する支援など、犯罪や非行をした人が自立し安定した生活を送るための伴走型支援*を強化する必要があります。自立に向けた相談窓口や福祉サービスの更なる周知を行うとともに、社会復帰の支えとなる就労先や住宅の確保、就労後の定着支援などに取り組みます。

主な取組

- 犯罪や非行をした人の自立に関する相談窓口や福祉サービスの周知
- 生活困窮者自立支援事業*等による就労・住居確保等支援や就労先等の充実、就労後の定着支援、地域への参加支援
- 市の工事請負契約に係る競争入札参加資格審査での協力雇用主の優遇措置

更生保護団体と、市、関係団体・機関等、地域との連携強化

更生保護団体の様々な協議の場への参加を通じて、情報の共有を促進するなど、更生保護団体と各関係者等との連携の強化を図ります。また、市は更生保護団体と民生委員・児童委員や地域との連携の支援を行います。

主な取組

- セーフティネット会議など様々な協議の場への更生保護団体の参加促進

更生保護 | 犯罪や非行をした人の立ち直りに向けて、社会の中で適切な指導や支援を行い、社会復帰と自立を助けることにより、安全安心な地域社会をつくることをめざす活動。

社会を明るくする運動 | すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための全国的な運動。

伴走型支援 | 支援者が支援対象者とつながり続ける支援。本人の暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人の主体性を尊重しながら、本人に伴走し継続して寄り添い続ける支援。

生活困窮者自立支援事業 | 生活の困りごとに関する相談を受け付け、一人一人の状況にあわせた、自立に向けた支援、住まいの支援、就労支援などを行う事業。

2. 基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる機会づくり

現状と課題

- 社会情勢の変化により、様々な分野で地域における次世代の活動者不足が課題となっています。また、支える側、支えられる側という関係からお互いに支え合う関係となり、誰もが生きがいと役割を持って暮らせる地域づくりが求められています。
- 活動を継続するために、活動者において、「子育てを終えた人や定年退職した人等への広報・周知」「得意なことや専門的知識・資格を持つ地域の人材の把握」などが重要視されており、「新たな人材の確保・育成に向けた支援」が市に期待されています。
- 市が事業運営を支援する、社協、宝塚NPOセンターなどの中間支援組織*が、地域活動や市民活動の支援等を行っています。また、SNSを活用したボランティア募集、活動者同士の仲間づくりの取組や、認知症サポーター*養成講座などの啓発や学習の講座を通じた人材育成の取組も進めており、認知症サポーター数やzukavoのSNS登録者数は年々増加しています。
- また、zukavoの公式LINEによる単発スタッフ募集への応募は多く、個人の可能な時間で参加できる活動ニーズはあり、潜在的な活動希望者はいると考えられます。
- 社会参加の促進に向けては、事業者と連携した高齢世代の就労支援や生活困窮者の就労等の支援などに取り組んでいます。
- 一方で、高齢者において「生きがいが思いつかない」、障碍（がい）者において「参加したい地域活動や行事が特にない」といった声があげられている状況です。

課題① SNSの活用、体験的活動の場や仲間づくりの場の提供などのほか、継続的に支援策を検討し、地域福祉に参加する人づくりを進める必要があります。

課題② 各種人材養成講座の受講者や個人の得意を生かした地域における活躍の場づくりを進める必要があります。

課題③ 社会参加の促進に向けて、多様な分野との連携により、体験的就労の場*や中間的就労の場*を増やす必要があります。

課題④ 地域づくりや社会関係づくりを進めるため、その支援等の役割を果たす中間支援組織を支援する必要があります。

中間支援組織 | 地域における様々な活動や、個人、地域団体、NPO、行政、事業者などの活動主体間の連携を支援する組織。人・もの・資金・情報といった資源のマッチングやネットワークの構築、価値や問題解決方法の創出などを行う。

認知症サポーター | 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を温かい目で見守り、応援する人のこと。各地域で実施される「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症サポーターになることができる。

体験的就労の場 | 「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションが上手くとれない」など、直ちに就労が困難な人に提供する一般就労に向けたプログラムにおける就労体験の場。

中間的就労の場 | 直ちに一般就労が困難な人に対する支援付きの就労の場で、一般就労に向け、支援を通じてその人にあった柔軟な働き方ができる就労訓練の場。

施策⑥ 地域福祉に参加する人づくり

取組の推進方針と主な取組

地域の活動者支援・人材把握

地域福祉を担う活動者への理解促進や活動者同士の交流促進など、活動者が継続的に活動しやすい環境づくりを進めます。あわせて潜在的な活動希望者に、地域の様々な活動情報が伝わるよう、SNSの活用等により効果的な情報発信に努めるとともに、活動へのきっかけづくりとして、単発的なボランティア活動への参加を促すなど、体験的な活動の場づくりに取り組みます。

主な取組

- 民生委員・児童委員や保護司の活動への理解を促す取組の推進
- 協働のまちづくり推進会議による「つながりカフェ*」など、活動者や活動希望者の交流、仲間づくりにつながる取組の推進
- 地域活動情報のSNSでの効果的な発信や体験的参加機会の拡充

担い手観の変化に応じた人材確保や活動支援方策づくり

市、社協、宝塚NPOセンターで連携し、地域活動者の人材確保策などについて定期的に意見交換を実施しており、今後も継続して検討し、担い手の見方や考え方の変化に応じた、主体的参加を促す人材確保や活動支援方策づくりを進めます。

主な取組

- 市、社協、宝塚NPOセンターの連携による支援方策づくり

つながりカフェ | 誰でも参加でき、テーマを決めず自由に話のできるカフェのようにゆったりとした交流の場。毎月1回程度の開催

施策⑦ 地域における活躍の場づくり

重点施策

取組の推進方針と主な取組

関係機関や民間企業と連携した養成講座等の受講者の活躍の場づくり

各種人材養成講座等の受講者が、それぞれの力を発揮し、地域で活躍できる場づくりを進めます。

主な取組

- 組織横断的に好事例を共有し、講座の受講者が実際に地域で活躍できる場や役割を創出

個人やグループの得意なことや興味関心を生かした活躍の場づくり

誰でも得意なことや興味関心を生かして活躍できるよう、社協等と協力して地域活動等とのコーディネートを行います。

主な取組

- テーマ型の活動者と地縁組織との協働の取組の推進
- zukavo 公式LINEでの発信やコーディネートによる活躍の場とのマッチング推進

施策⑧ 福祉以外の分野との連携による多様な就労の場や活躍の場づくり

取組の推進方針と主な取組

商工業分野等との連携による多様な就労の場や活躍の場づくり

高齢者や障碍（がい）者、生活困窮者などの生きがいや地域社会とのつながりづくりとして、福祉分野だけでなく、商工業、農業など福祉以外の分野の事業者等との連携により、当事者の主体性を尊重し、ニーズや状況に応じた選択ができるよう、多様な就労の場や活躍の場づくりを進めます。また、公園アドプト*や地域防災（防災リーダーなど）など、市民と行政との既存の協働事業との連携により、活躍の場の選択肢を広げます。

主な取組

- 健康・生きがい就労トライアル事業*において、市と包括連携協定を締結している民間企業などと連携し、高齢者の就労先を拡充
- 生活困窮者支援において、商工業や農業の分野などと連携し、体験的就労の場や中間的就労の場を充実
- 市民の参加や協力により進めている既存の取組と連携した活躍の場の選択肢の拡大

公園アドプト | 市と地域団体等が公園の管理に関する協定を締結し、公園の管理を市と協働で実施する制度。

健康・生きがい就労トライアル事業 | 高齢者が人材不足に悩む福祉事業所や保育所等で、短時間・短期間の就労に取り組み、生きがいや地域での活躍の場を得る仕組み。市民の発案により宝塚市で始まった事業で、他市へも広がっている。

施策⑨

社会福祉協議会等の地域福祉の中間支援組織における事業運営の強化

取組の推進方針と主な取組

社会福祉協議会の安定的な事業運営支援

地域福祉の担い手や地域活動の支援、社会参加の支援など、地域福祉の推進において中心的な役割を果たす社協の安定的な事業運営を支援します。

主な取組

- 社協との緊密な連携促進と市による継続的な運営支援の実施
- 福祉分野にとどまらない市内の多分野と社協との連携促進

社会福祉法人連絡協議会との協働による地域貢献活動の推進

社協が事務局を担当する「宝塚市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット宝塚）」は市内の社会福祉法人が連携し、地域生活課題の解決を図る取組を進めています。地域との協働の取組や社会参加支援における協働の取組など、社会福祉法人の地域貢献活動を推進します。

主な取組

- 地域のニーズに応じた社会福祉法人と地域団体等との協働の取組や、法人による地域住民の活動支援の推進
- 生活困窮者支援における協働の取組の推進

3. 基本目標Ⅲ 多様な主体の連携による地域力の向上

現状と課題

- 子育て世代は「地域による子どもの育成の取組」を期待しています。市では高齢者が地域の子育て支援者として活躍する機運を高めるため「たから・まご手帳」を発行しています。
- 自治会、まちづくり協議会等から、「他組織・機関との情報交換・交流・連携調整等」が求められており、専門職は、地域とのつながりを一層築いていきたい意向があります。
- 市職員の各まちづくり協議会活動への継続的参加や、地域福祉研修*による地域住民と連携・協働できる専門職の育成など、地域と連携・協働できる人材の育成に取り組んでいます。
- 隣近所とのつきあいを必要と感じている市民は多く、活動者においては、世代や分野に関わらず「地域住民の支え合いに向けた意識づくり」が必要と考えられています。
- 社協、地域包括、事業者が連携し、たからづか地域見守り隊*の仕組みによる見守り活動を実施しています。また、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）*と社協の地区担当*との連携により、住民主体の見守り・支え合い活動等についての把握が進んでいます。
- 大規模災害に備えた要援護者の避難支援に係る取組を進めており、民生委員・児童委員を中心に、地域での災害時要援護者*と避難支援組織などのつながりが進んでいます。

課題① 地域で子ども・子育て世帯が孤立することのないよう、地域ぐるみの子育てを推進するための機運を更に高める必要があります。

課題② 重層的なエリア（16頁のエリア設定の図を参照）における協議・協働の場への参加者の多様化を図るとともに、地域住民と福祉専門職、市職員等がつながり、課題解決に向けて話し合う機会を増やす必要があります。

課題③ 地域住民と協働できる市職員や専門職の育成に引き続き取り組む必要があります。

課題④ 地域での見守り・支え合いが重要であり、災害時にも助け合えるよう、日ごろからのつながりづくりを進める必要があります。

地域福祉研修 | 平成28年度（2016年度）から社協が中心となり市と連携して実施している地域福祉に関する研修。令和3年度（2021年度）から社会福祉法人連絡協議会が企画に参画し3者共同で主催。福祉等の専門職及び行政職員を対象に、地域福祉を基盤とした多職種連携や地域との協働の在り方について理解を深めることを目的としており、地域共生社会の実現に資することを目指している。

たからづか地域見守り隊 | 市と社協が推進する見守り活動支援の仕組み。登録事業者（店舗や企業、配達業者、郵便局、金融機関など）が地域住民の気になることや異変を察知した場合に、地域包括や社協に連絡し対応を依頼する。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員） | 地域福祉活動の分析や調査をもとに、見守り・支え合い活動者のネットワークづくり、民間事業所とのネットワークづくりなど、様々な「つなぎ役」を担い、市内全域を対象に、見守り・支え合い活動をはじめとした生活支援体制の充実を推進する人。

社協の地区担当 | 地域に身近な相談窓口として、7地区ごとに担当者を配置。福祉活動に関する相談・情報発信、見守り・支え合いに関する啓発や話し合いの場づくり、福祉学習会の企画・啓発など、地域福祉活動を支援。

災害時要援護者 | 宝塚市では、災害時に1人で避難が難しい人で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳1級の所持者、介護保険制度の要介護区分が3以上の人、生命維持に必要な医療的ケアを受けている人（人工透析患者など）を対象とする。また、災害時要援護者のうち個人情報提供に同意した人の情報を、市が地域の避難支援組織に提供し、災害が起きた時、地域の中で安否確認や情報提供などの支援が受けられるようにするための制度を災害時要援護者支援制度という。

施策⑩ 地域ぐるみの子育て支援の推進

取組の推進方針と主な取組

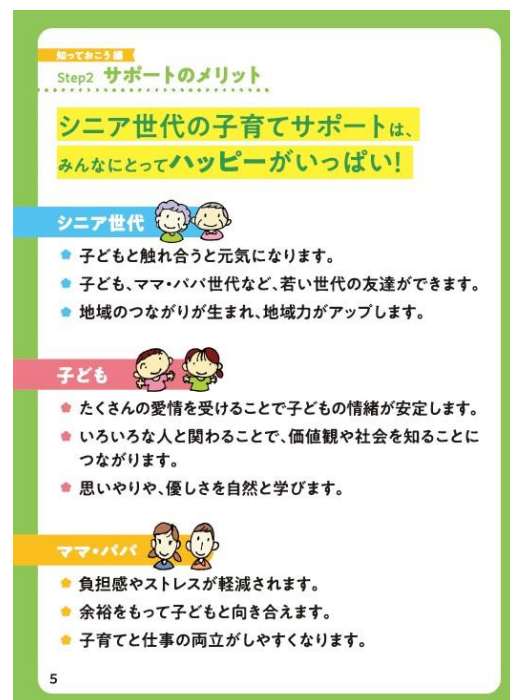
地域住民との協働による子育て支援の推進

少子化、世帯の小規模化・単身化、共働き世帯の増加など、子ども・子育て世帯を取り巻く状況が変化中、次代を担う子どもたちを社会全体で育むことをめざした取組が求められています。子ども・子育て世帯が孤立することなく地域で安心して生活できるよう、また、子どものころから地域の様々なつながりの中で育まれるよう、地域住民との協働による子育て支援を推進します。

更に、近年、社会全体の課題として、子どもの貧困、不登校、発達などの障碍（がい）への対策も求められています。子ども施策として様々な取組を進めていますが、それらの課題や取組について、関心が高まり、地域の中で理解が進むような機会を増やしていきます。

主な取組

- 子ども家庭支援センターや社協による助成のほか、運営に関するノウハウの情報提供など、親子育てグループや子育て支援グループの活動支援の推進
- たから・まご手帳による啓発や、社協との協働などにより、高齢者が地域の子育て支援者として活躍できる場に関する情報発信の強化
- 社協との連携により住民主体の子どもの居場所や体験の場づくりなどの活動支援
- 子どもを取り巻く様々な課題について既存の話し合いの場等で学ぶ機会を拡充



『たから・まご手帳』は、地域に住む祖父母世代・シニア世代の方々に子どもたちを「地域のたから」「地域のまご」として応援してほしいという思いから、市が令和5年度（2023年度）に作成した冊子です。

施策⑪ 多様な参加者による話し合いの場の充実

取組の推進方針と主な取組

地域の話し合いの場への専門職や事業者の参加促進

課題解決に向けて、地域住民や地域の活動者・団体と専門職や事業者などの多様な主体が有機的につながるよう、地域における話し合いの場への専門職等の参加を促進します。多様な主体が参加して話し合う機会を増やし、課題を共有して具体的な課題解決の取組を推進するとともに、連携・協働による地域福祉活動の展開など地域活動の活性化にもつながるよう継続的に取り組みます。

主な取組

- 地域福祉研修や地域生活支援会議の場での促しを通じた、校区ネットワーク会議等への市職員や専門職等の参加促進
- たからづか地域見守り隊やクールシェアたからづかの協力事業者などへの、地域活動や地域の話し合いの場への参画促進

地域の話し合いの場への当事者の参加促進

当事者も地域の主体として、共に課題解決や地域づくりを進めていけるよう、地域の話し合いの場への参加を促進します。

主な取組

- 専門職や当事者仲間からの働きかけと、支援者と地域活動者との協働による地域の話し合いの場への当事者参加の促進

施策⑫ 市職員や専門職の協働意識の向上

取組の推進方針と主な取組

市職員の協働意識向上の取組推進

市では、次長級職員を協働の取組推進担当として各まちづくり協議会に1人ずつ配置し、地域ごとのまちづくり計画の協働による推進を図っています。また、若手職員が協働による仕事の進め方を学ぶため、継続的に各まちづくり協議会の活動に参加する（「地域活動きずな研修」）など、市全体で市民との協働の取組を進めています。

市民との協働を基本とするまちづくりの理念に基づき、市民との対話を通して、引き続き市職員の協働意識向上に資する取組を進めます。

主な取組

- 協働の取組推進担当次長の配置、地域活動きずな研修、各種の出前講座など、市職員が積極的に地域に出向く取組を推進

専門職による地域づくりへの関わり促進

地域福祉研修により地域住民と連携・協働できる専門職の育成や認知症サポーター養成講座等への施設職員の参加、地域生活支援会議等を通じた地域との連携など、専門職と地域との連携・協働を進めています。早期に地域の課題を共有し、適切な支援や予防的な対応につながるよう、更に、様々な専門職の関わりや各地域での連携・協働の拡充に取り組みます。

主な取組

- 専門職が地域ニーズを把握し、積極的に地域づくりに関われるよう、地域福祉研修や地域生活支援会議を通じた協働意識の向上

施策⑬ 地域におけるつながりづくり

取組の推進方針と主な取組

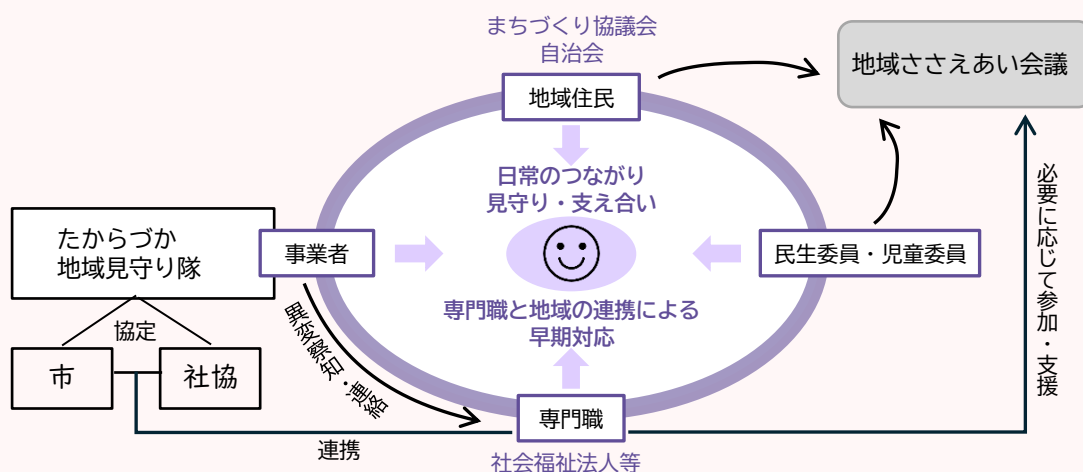
重点施策

見守り・支え合いの推進

地域での活動を中心に、様々な主体が見守り・支え合いに取り組んでいます。地域でのつながりが希薄化する中、地域で安心して暮らすために、身近なところで困りごとに気づき合える地域住民同士の見守り・支え合いの重要性への理解を促し、身近な人を気にかける意識づくりを推進します。また、自治会等の地縁組織の縮小化・高齢化が進む中、見守り・支え合い活動における事業者との連携や、地域での様々な活動における交流、見守り・支え合いを促進します。

主な取組

- 生活支援コーディネーターや社協の地区担当による住民活動の支援、くらしのパートナーの取組・啓発による誰もが身近な人を気にかける意識醸成の促進
- たからづか地域見守り隊やクールシェアたからづか協力事業者など、商店や企業との連携活動の推進
- 楽しさややりがいを感じられるようなつながりづくりに向けて好事例の共有



防災の取組を通じた助け合いの推進

災害が頻発する中、防災は全市的な共通課題として関心が高まっており、防災の取組を通じて地域における助け合いを推進します。災害時においても身近なところでの助け合いが必要であり、災害に備えて、避難支援組織の立ち上げなど災害時要援護者支援制度の推進を図るとともに、緊急時における迅速な対応につなげられるよう、地域の防災訓練や交流活動への要配慮者の参加を促進するなど、日ごろからのつながりづくりを推進します。

主な取組

- 出前講座等の実施による災害時要援護者支援制度の理解促進
- ケアマネジャー*や相談支援専門員*などによる要援護者の地域の防災訓練等への参加支援の推進

くらしのパートナーの取組 | 誰かが発した小さなつぶやきなど様々な思いを受け止め、その人が地域の中でつながりや役割を持てるよう、そっと後押しする人を、また、その活動そのものを、宝塚では「くらしのパートナー」と呼び、誰もが支え合える地域づくりを推進。

ケアマネジャー | 「介護保険法」に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、心身の状況に応じた適切な支援・サービスを利用できるように、ケアプランを作成し、市町村、事業者及び施設との連絡調整を図り、取りまとめる人。

相談支援専門員 | 障害（がい）のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、生活全般に関わる相談に応じ、障害（がい）福祉サービスを利用するための計画の作成、関係機関との連絡・調整などを行う専門職。

4. 基本目標Ⅳ 包括的な相談支援体制の充実

現状と課題

- 7つの全地区・ブロック域に児童館・子ども館、地域包括、委託相談支援事業所、社協地区センターを整備し、それぞれの管理者会議等とともに、地域包括、委託相談支援事業所及び地区センターの3者連絡会や地域生活支援会議の創設により、地区・ブロック域における分野を超えた多機関・多職種のネットワーク強化を進めています。
- 生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」を設置し、各分野からの問題抽出や生活困窮者に対する個別支援の中でみられる問題を整理し、制度のはざまや複合多問題への対応を促進する体制を構築しています。
- 一方で、生活に不安や悩みを抱えた時の相談機関等について、「どの機関も知らないのではわからない」市民が多い状況があります。
- 専門職から、高齢分野と障害（がい）分野の連携はしやすくなっているものの、更に児童分野、学校、保健医療との連携を求める意見とあわせて、きめ細やかな対応にあたってのマンパワー不足の意見が出されています。また、制度のはざまに対応する生活困窮者自立支援制度ができて、更なるはざまがあり、先を見通した対応が必要との意見が出されています。
- 高齢者及び障害（がい）者への虐待の内容として、「身体的虐待」の件数が多くなっており、児童虐待の新規通告内容として、「身体的虐待」、「心理的虐待」が多くなっている状況です。
- 権利擁護支援センターを中核機関として位置づけ、成年後見制度に関する取組を進めています。また、「権利擁護・成年後見ネットワーク協議会」を通じて、支援関係者間の関係づくりを進めるとともに、意思決定支援や後見人等の役割について共通理解を深めています。
- 成年後見制度利用者数は、微増傾向ですが500人程度であり、制度について「内容を知らない」市民が6割近くみられるなど、制度についての周知、理解が進んでいない状況です。

- 課題① 居住支援、不登校支援、若者支援、外国人支援、身寄りのない単身者支援などを意識しながら、庁内の連携を組織的に強化する必要があります。また、包括的支援体制の構築に向けた課題整理を行う必要があります。
- 課題② 生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」の活用促進など、多機関連携の充実が必要です。
- 課題③ 各相談支援機関の広報周知と相談しやすい環境整備を進めるとともに、潜在的な相談者の発見に向けて、アウトリーチ*など予防的な対応への積極的な展開が必要です。
- 課題④ 全市的な福祉人材の確保とともに、市職員の人材育成や資質向上を組織的に行う必要があります。
- 課題⑤ ニーズに応じて成年後見制度が利用できるよう地域における人材育成とあわせて、周知・啓発や本人・家族等への支援が必要です。また、国における成年後見制度の動向を注視しながら、意思決定支援に対する理解者を増やしていく必要があります。

施策⑭ 総合相談支援体制の強化

重点施策

取組の推進方針と主な取組

庁内の連携体制の強化

総合相談支援体制の強化にあたり、庁内の連携をより一層強化します。これまでも庁内では各分野で必要な連携を図りながら相談支援業務を行っていますが、複雑化・複合化する課題に対応し、「断らない」相談支援体制を充実できるように、相談支援業務を担う関係課が共通理解のもと連携できる体制を構築します。

その中で、市職員の人材育成や資質向上を組織的に行うとともに、各福祉分野だけでなく、教育、居住、労働などの分野を含め、分野横断的な連携の仕組みやルールづくりなどを進めます。

主な取組

- （仮称）相談支援包括化推進員連絡会（以下、「連絡会」という。）の創設
- 連絡会を中心に、支援者間の連携における課題や要支援者の地域生活における課題の整理を行い、連携の仕組み・ルールづくりや解決に向けたプロジェクト提案を実施
- 相談支援業務を担う職員の人材育成・資質向上に必要な勉強会等の実施

多機関連携の更なる充実

地域生活支援会議の創設・実施などにより、相談支援機関の連携や多機関・多職種の専門職の面識が広がってきています。総合相談支援体制の強化に向け、庁内の連携体制とあわせて多機関連携の更なる充実を図ります。地域生活支援会議等への多分野の専門職の参加や情報共有を促進し、連携拡大を図ります。

主な取組

- 生活困窮者自立支援制度の支援会議を活用した支援者間の情報共有や連携の促進
- 地域生活支援会議を通じた多機関・多職種の面識拡充や、同会議の企画（コア）会議メンバーを中心に地域課題の整理や連携促進の仕掛けづくり
- セーフティネット会議の機能強化

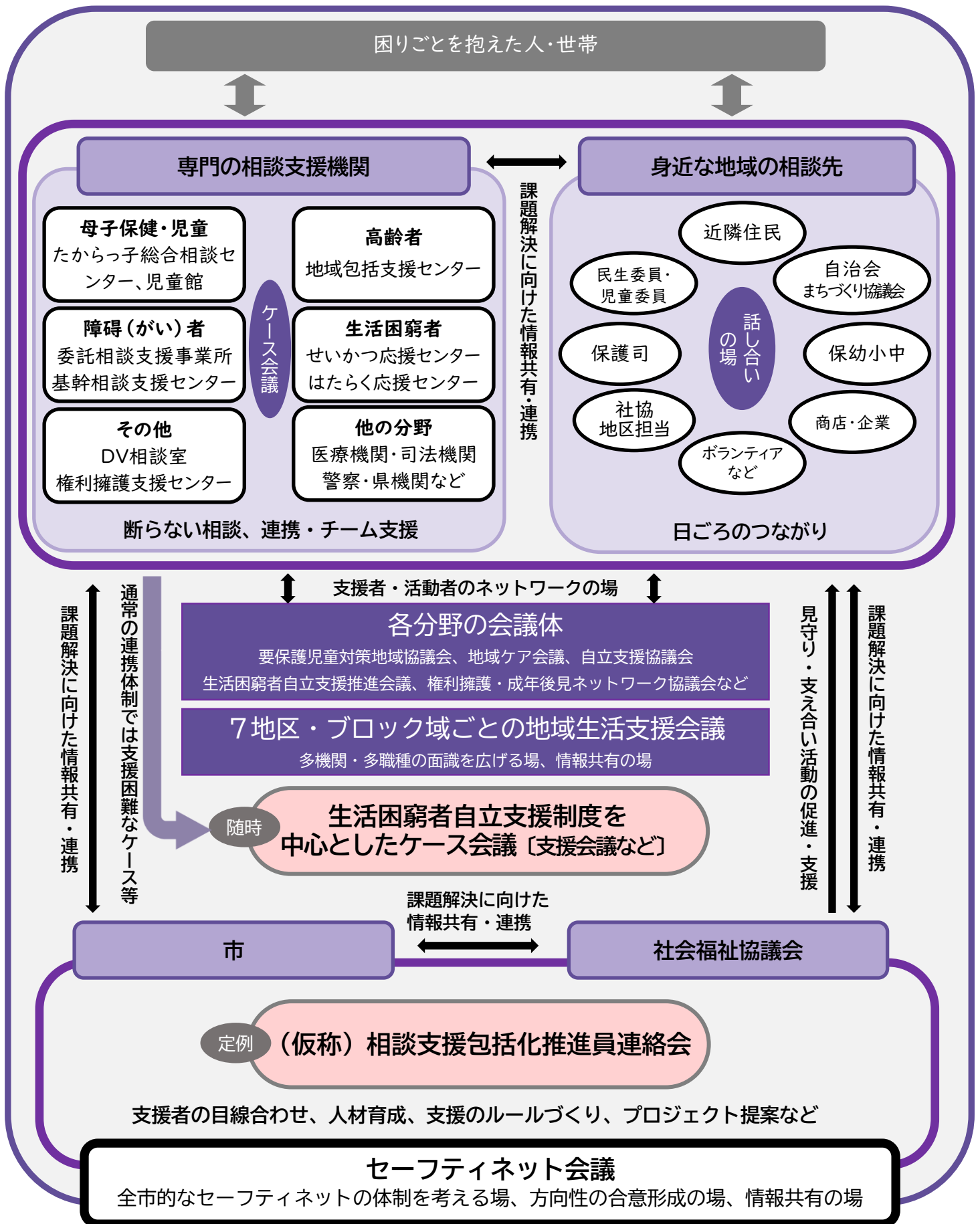
各相談機関・窓口の機能充実及びわかりやすい周知の推進

複雑化・複合化した支援ニーズを受け止め、様々な課題へ対応できるように、市職員・専門職の資質向上を図るとともに、各相談機関や相談窓口に関する広報・周知を促進するなど、不安や悩みを抱える市民が相談しやすい環境を整備します。また、社協の協力などにより、市職員・専門職が積極的に地域とつながり、支援者の顔が見える関係づくりを進めます。

主な取組

- 複雑化・複合化した支援ニーズを受け止められるよう、連絡会や地域生活支援会議などを通じ市職員・専門職の知識や対応力を向上
- あらゆる機会・様々な媒体を通じて相談窓口の認知度を向上
- 市職員・専門職が積極的に地域の会議等の場に出向き、顔が見える関係づくりを促進

宝塚市の総合相談支援体制の概念図 ※体制は改善を図りながら変化するため当面のイメージ



主な相談支援機関の概要

たからっ子総合相談センター	妊産婦及び0歳から18歳までの子どもとその家族の相談窓口として、市役所第二庁舎に設置。子育て、子どもの発達、学校生活に関することなど様々な相談に対応。
児童館・子ども館	地域の子どもの居場所や子育て支援拠点として7地区・ブロックごとに地域児童館もしくは子ども館を設置。中高生の居場所や地域児童館の統括施設として大型児童センターを設置。児童厚生員やボランティアの人たちが子どもたちの豊かな遊びや活動を支援。子育てに関する相談にも対応。
地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口として7地区・ブロックごとに設置。保健師又は看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が、高齢者が安心して生活できるよう総合的に支援。認知症相談センターとして認知症に関する相談にも対応。
委託相談支援事業所	障害(がい)のある人の相談窓口として7地区・ブロックごとに設置。社会福祉士等の専門職員が相談に応じ、障害(がい)のある人が安心して生活していくために、必要な情報提供等や権利擁護のための必要な支援に対応。
高齢者・障害(がい)者権利擁護支援センター	高齢者・障害(がい)者の権利擁護支援に関する総合的な支援の相談窓口として設置。各関連機関と連携をして、権利擁護に関する相談や成年後見制度利用の手続きに関する相談に対応。
せいかつ応援センター	生活や就労に関して困りごとや不安を抱えている方の相談窓口として、市役所本庁に設置。相談内容に基づき相談者と支援員と一緒に自立に向けた活動等を検討して作成する支援プランをもとに、自立に向けた支援を提供(支援の提供は、関係部署、関係機関の連携を含む)。
はたらく応援センター	せいかつ応援センターへの相談のうち、就労の支援を希望する方へ、就労支援員が一般就労に向けた支援を実施する。また、直ちに一般就労に向けた活動が困難な方に対して、社会的なスキルトレーニングや、生活習慣を整えるため日常生活を立て直すための支援も行う。
社会福祉協議会地区センター	地域に身近な相談窓口として、7地区ごとに担当者を配置。福祉活動に関する相談・情報発信、見守り・支え合いに関する啓発や話し合いの場づくり、福祉学習会の企画・啓発など、地域福祉活動を支援。

主な会議体の概要

要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもや様々な問題を抱えている要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行う機関。
地域ケア会議	高齢者への支援の充実、ケアマネジャー等のケアマネジメント実践力の向上、地域課題の解決等を目的として開催する会議のことで、「地域ケア個別会議」「地域ケア推進会議」等から構成される。
自立支援協議会	「障害(がい)のある人が自立し、安心して暮らせるまちづくり」を目指して、適切な支援や支援体制に関する課題などについて、障害(がい)特性、地域の現状等の情報共有や連携をしながら、多様な障害(がい)福祉の関係者により、地域の実情に応じた体制の整備などの協議を行う場。
生活困窮者自立支援推進会議	自立支援制度が創設された社会情勢を深く認識するとともに、その支援体系における「自立と尊厳」「つながりの再構築」「子ども・若者の未来」及び「信頼による支え合い」という四つの視点を共有するために、自立支援制度を推進し、庁内連携を深めるために、年1回程度開催する。
権利擁護・成年後見ネットワーク協議会	成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用支援計画において、関係機関とのネットワークの構築及びその促進を図ることを目的とした協議会。協議会は成年後見業務を行う専門職団体、民間団体、日常生活自立支援事業の受託者である社会福祉協議会、市職員等から構成される。
セーフティネット会議	総合相談支援のネットワークを形成するため、市民団体や行政機関等の関係者が集まり、制度のはざま・複合多問題など、地域住民が抱える生活課題について情報共有や話し合いを行う場。

施策⑮ 権利擁護に関する支援の充実

取組の推進方針と主な取組

権利擁護に関する体制の充実

[関連：成年後見制度の利用支援（38 ページ）]

児童・高齢・障害(がい)等、各分野の専門機関や団体において、権利擁護に関する相談支援を実施しています。今後、少子高齢化や家族関係の希薄化等を背景に、身寄り問題や住宅確保の問題、虐待やDV、権利侵害など、権利擁護支援のニーズは、ますます高まっていくことが予想されることから、本人を中心にした権利擁護支援体制の充実に努めます。

あわせて権利擁護に関する理解醸成、制度や相談窓口の周知・啓発を進めます。

また、児童、高齢者、障害(がい)者への虐待やDV等による権利侵害の防止や権利擁護の推進に向け、関係者間や地域との情報共有・連携の強化を図ります。

主な取組

- 今後、ニーズの増大が見込まれる身寄り問題や住宅確保の問題について、権利擁護・成年後見ネットワーク協議会や自立支援協議会等で議論を深め、取組の方向性を共有
- 虐待・DV等の早期発見・早期対応に向けた継続的な啓発と地域との連携促進
- 人権擁護委員*、子どもの権利サポート委員会*、権利擁護支援センター、地域包括、委託相談支援事業所などの相談機関の継続的周知と各種ネットワークの場を通じた関係者間の情報共有の促進

意思決定支援の推進と権利擁護人材の育成強化

[関連：成年後見制度の利用支援（38 ページ）]

本人を中心とした権利擁護の支援体制づくりにおいて、本人の意思を尊重する意思決定支援に向け、関係機関及び関係者の意識醸成を図り、取組の方向性を共有するとともに、研修等を通じ、権利擁護における意思決定支援に関する人材育成の強化を図ります。

主な取組

- 権利擁護・成年後見ネットワーク協議会や自立支援協議会等で議論を深め、意思決定支援の推進に向けた意識醸成や取組の方向性を共有
- 各分野の意思決定支援ガイドラインを活用した研修等の実施

人権擁護委員 | 法務大臣からの委嘱を受け、人権相談を受けるほか、小中学校での人権教室や街頭啓発など、人権の大切さについて理解を深めるための活動を行うボランティア。

子どもの権利サポート委員会 | 宝塚市子どもの権利サポート委員会条例に基づき、子どもの権利を不断に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現してため、市長の附属機関（第三者機関）として設置。委員会が子どもの権利に関する相談を受け、その救済を図るための調整・調査活動を行い、必要に応じて、市の機関・民間子ども施設及び市民等に対して是正勧告・改善要望や意見表明を行う。

成年後見制度の利用支援

成年後見制度利用支援計画

権利擁護の推進に向けた地域連携ネットワークの機能強化、人材育成

成年後見制度の改正による新たな支援・推進体制を見据え、権利擁護支援センターを中核機関とした権利擁護・成年後見ネットワーク協議会の機能や取組の強化を図ります。また、地域における権利擁護の意識を高め、推進役となる人材の確保・育成に向けて、多機関協働による市民後見人*及び権利擁護支援者・サポーターの養成講座等、人材育成の強化に取り組めます。

※39 ページの図「宝塚市の中核機関及び地域連携ネットワーク図（イメージ）」参照

主な取組

- 権利擁護・成年後見ネットワーク協議会の構成メンバーの充実（当事者団体等）
- 法人後見*の検討推進

成年後見制度の周知・啓発や本人・家族等への申立て支援

高まる権利擁護支援のニーズに対応するため、市や権利擁護支援センター等の職員が地域団体の活動の場や専門職の研修の場等に積極的に出向き、制度理解や本人の意思を尊重しようとする「意思決定支援」について周知・啓発を図ります。また、申立てについて、気軽に相談できるような地域の相談体制を整備し、申立て時には、法テラス*等の各種専門機関と連携し、スムーズに申立てができるよう連携の強化を図ります。

主な取組

- 独自のガイドブックを作成し、権利擁護支援ネットワーク連絡会で普及・啓発の方法を話し合い、専門職（ケアマネジャーや相談支援専門員など）の研修体制を強化
- 身近な専門職による相談体制の整備と権利擁護・成年後見ネットワーク協議会を通じた連携強化
- 生活困窮者への申立て助成（生活保護受給者及びそれに準ずる人）や報酬助成の実施

日常生活自立支援事業*との連携強化

権利擁護支援のニーズを早期の段階で把握し、本人の意思決定を支援できるように制度や各種事業の周知、利用促進を図ります。また、成年後見制度の改正による新たな支援・推進体制を見据え、法定後見終了者が希望する支援にスムーズにつながるよう支援者の拡充を図ります。

主な取組

- 日常生活自立支援事業の生活支援員として、市民後見人及び権利擁護支援者・サポーター養成講座終了者の雇用を促進

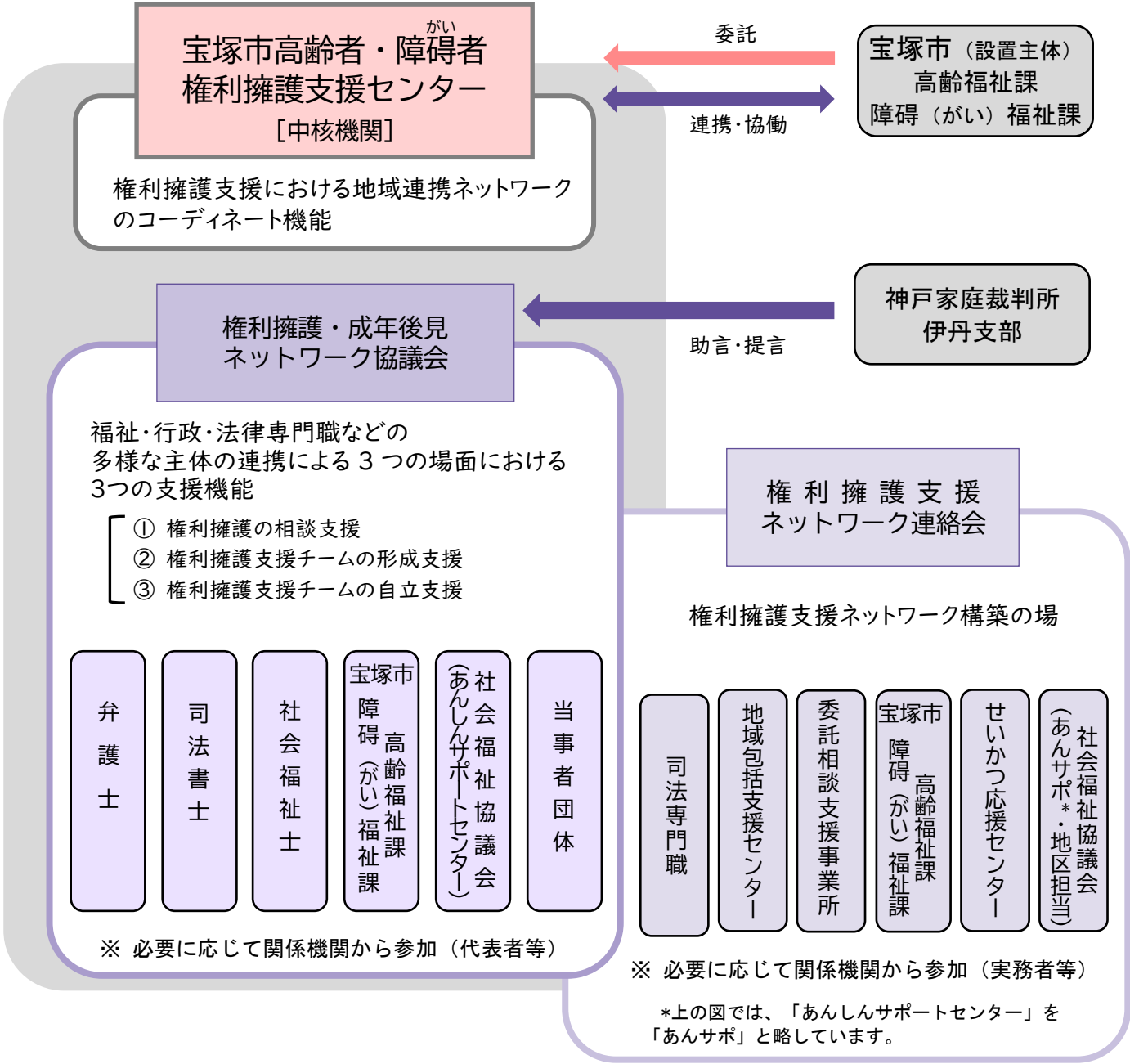
市民後見人 | 県が示す市民後見人養成の手引きによれば、「地域で暮らす判断能力の不十分な認知症の人や知的障害（がい）者、精神障害（がい）者等の権利擁護を図るため、身近な地域で権利擁護の観点から支援を行う社会貢献の精神を持った市民」であり、「家庭裁判所より後見人等（保佐人・補助人を含む。以下「後見人等」という。）としての選任を受けた者」としている。

法人後見 | 社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

法テラス | 国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内所。法テラス・サポートダイヤルや地方事務所（兵庫県内は神戸市・尼崎市・姫路市）で困りごとの内容に応じて、相談窓口や一般的な法制度情報を無料で提供。

日常生活自立支援事業 | 福祉サービスの利用援助手続きや申請代行等の利用援助をはじめ、日常的な金銭管理や書類等の預かりを行い、自己決定能力が低下しているために様々なサービスを十分に利用できない人や、日常生活に不便を感じている高齢者や障害（がい）者への支援を行う事業。

宝塚市の中核機関及び地域連携ネットワーク図（イメージ）



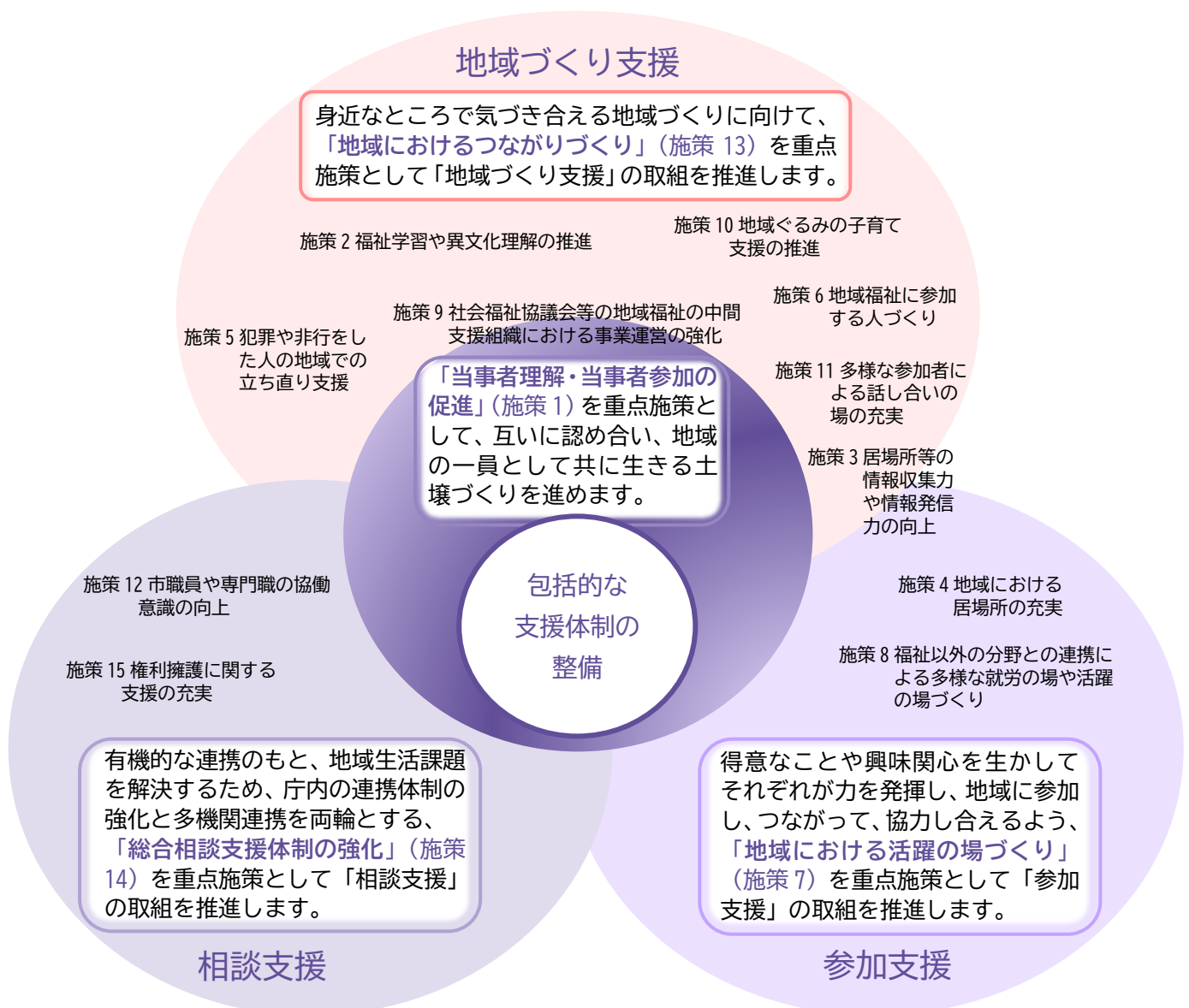
第4章 計画の推進



1. 包括的な支援体制の整備を進めていくための重点施策

地域住民等や支援機関等の相互の協力が行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備(=包括的な支援体制の整備)は、「地域づくり支援」(住民の主体的な活動を活発にするための環境整備)、「参加支援」(地域住民によるニーズ発見と専門職と連携した支援体制)、「相談支援」(相談支援機関同士の連携の体制整備)を一体的に行うこととされています。

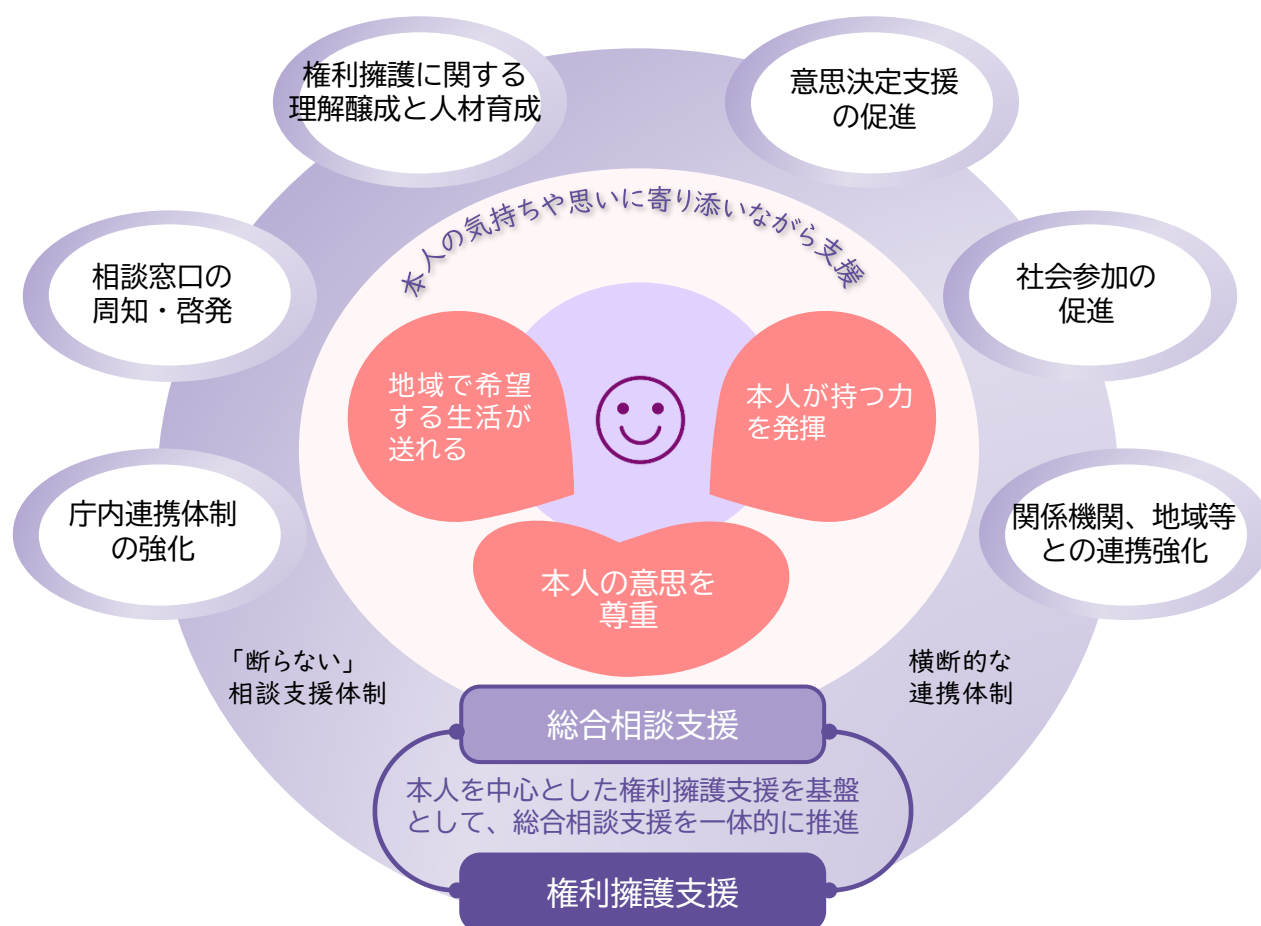
本市においては、15の施策を展開する中で、次のとおり、「地域づくり支援」「参加支援」「相談支援」3つのそれぞれの支援をリードする4つの重点施策を設定して、一体的に推進し、包括的な支援体制を整備します。



2. 権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進

本人の意思を尊重する意思決定支援をすべての支援者における共通理解とし、本人を中心とした権利擁護支援を基盤として、総合相談支援を一体的に推進します。

そのため、権利擁護に関する理解醸成や権利擁護人材の育成などに取り組むとともに、すべての人が、尊厳のあるその人らしい生活を地域の中で送れるよう、支援者は本人の気持ちや思いに寄り添いながら、本人が持つ力を発揮し、様々な活動や話し合いの場、活躍の場や就労の場へ参加ができるよう支援を行うなど、各種の取組を進めます。



3. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、福祉分野に限らず、庁内関係部署の連携強化を図るとともに、地域住民、専門職、関係機関・団体など多様な主体と連携・協働して取組を進めます。

連携・協働にあたっては、地域福祉の推進に中心的な役割を果たす宝塚市社会福祉協議会とめざすべき姿や地域における課題を共有しながら取り組んでいきます。

また、各種会議体において検討する様々な課題や問題を共有し、多様な主体のつながりを広げながら推進します。

4. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、宝塚市社会福祉審議会において毎年、取組状況の報告を行います。同審議会での議論をふまえて点検・検証し、必要な見直し・改善を行います。

あわせて、宝塚市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」及び「地域ごとのまちづくり計画」の関係者と意見交換の場を持ち、それぞれの計画における進捗状況について情報共有を行います。

資料編

1. 策定にあたっての調査・会議等の概要

(1) アンケート調査及び専門職ヒアリング調査の実施

[福祉活動者調査]

調査方法	郵送又は会議での配布・回収
調査時期	令和 7 年(2025年)7 月～8 月
調査対象	次のとおり対象別に 2 種の調査票で実施 調査票A対象 自治会長 まちづくり協議会役員等 zukavo登録団体代表者 調査票B対象 民生委員・児童委員 保護司
配布数 回収数(回収率)	配布数 771 件 回収数 538 件(回収率 69.8%)

[専門職ヒアリング調査]

調査方法	既存会議の場での対面ヒアリング
調査時期	令和 7 年(2025年)7 月～8 月
調査対象	○地域生活支援会議企画(コア)会議メンバー ○社会福祉法人連絡協議会・地域貢献活動部会メンバー など 〔対象者が所属する事業所等〕 地域包括、委託相談支援事業所、せいかつ応援センター、社協(地区センター、デイサービスセンター、ケアセンター)、保育所、児童養護施設、訪問看護事業所、認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護施設、特別養護老人ホーム、指定生活介護支援事業所、就労継続支援A型B型事業所、障害者支援施設、薬局
対象人数	60 人

[市民意識調査（既存調査）]

〈市民アンケート調査〉

目的	第6次宝塚市総合計画の進捗状況を確認するための調査
実施時期	令和5年（2023年）10月～11月
対象・配布数	16歳以上の市民（令和5年9月末現在）3,000件 （調査Ⅰ 1,500件 調査Ⅱ 1,500件）
回収数（回収率）	1,161件（38.7%）（調査Ⅰ 587件 調査Ⅱ 574件）

〈介護予防・日常生活圏域ニーズ調査〉

目的	「宝塚市地域包括ケア推進プラン」策定の基礎資料
実施時期	令和5年（2023年）1月～2月
対象・配布数	市内に住む高齢者（要介護認定を受けていない方、及び要支援1・2の人 （令和5年1月1日現在）） 6,200件
回収数（回収率）	4,308件（69.5%）

〈福祉に関するアンケート調査〉

目的	「宝塚市障害福祉計画（第7期計画）」等策定の基礎資料
実施時期	令和5年（2023年）8月
対象・配布数	調査票① 18歳以上の障害者手帳非所持者 1,000件 調査票② 障害者手帳所持者及び障害福祉サービス等受給者証所持者 3,000件
回収数（回収率）	①321件（32.1%） ②1,284件（42.8%）

〈高校生・若者の意識や生活に関するアンケート調査〉

目的	「宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン」策定の基礎資料
実施時期	令和6年（2024年）1月
対象・配布数	市内在住の15～29歳の市民 4,000件
回収数（回収率）	1,427件（35.7%）

(2) 宝塚市地域福祉推進検討会の開催

[地域福祉推進検討会]

構成員：庁内各課の課長級職員

第1回	開催日	令和6年(2024年)5月29日
	内容	・宝塚市における包括的支援体制の現状について意見交換 ・包括的支援体制整備検討部会の設置について
第2回	開催日	令和6年(2024年)6月21日
	内容	地域福祉計画(第3期)の取組状況について
学習会	開催日	令和6年(2024年)10月10日
	内容	包括的支援体制整備について 講師:厚生労働省職員
第3回	開催日	令和7年(2025年)2月3日
	内容	地域福祉計画(第3期)の取組状況について
第4回	開催日	令和7年(2025年)5月15日
	内容	地域福祉計画(第3期)の総括について
第5回	開催日	令和7年(2025年)6月※書面開催
	内容	活動者アンケート調査票について
第6回	開催日	令和7年(2025年)7月23日
	内容	・(仮称)相談支援包括化推進員連絡会の創設について ・地域福祉計画(第4期)の骨組みについて
第7回	開催日	令和7年(2025年)10月3日
	内容	地域福祉計画(第4期)の内容について (取組の推進方針と主な取組内容、重点施策、基本理念)
第8回	開催日	令和8年(2026年)2月●日
	内容	パブリック・コメントの結果について

[包括的支援体制整備検討部会]

構成員：庁内各課及び宝塚市社会福祉協議会(せいかつ応援センター)の係長級職員

第1回	開催日	令和6年(2024年)7月24日
	内容	相談支援業務における課題等について意見交換
学習会	開催日	令和6年(2024年)10月10日
	内容	包括的支援体制整備について 講師:厚生労働省職員
第2回	開催日	令和6年(2024年)12月19日
	内容	予防的対応について意見交換
第3回	開催日	令和7年(2025年)1月27日
	内容	予防的対応の仕組み・対応困難な典型事例について意見交換
第4回	開催日	令和7年(2025年)5月9日
	内容	相談支援業務における庁内連携体制に関する協議
第5回	開催日	令和7年(2025年)6月12日
	内容	(仮称)相談支援包括化推進員連絡会に関する協議
第6回	開催日	令和7年(2025年)7月9日
	内容	(仮称)相談支援包括化推進員連絡会に関する詳細協議

(3) 宝塚市社会福祉審議会及び小委員会の開催

[宝塚市社会福祉審議会]

第 1 回	開催日	令和 7 年(2025 年)6 月 3 日
	内容	〈諮問〉宝塚市地域福祉計画(第4期)の策定について 宝塚市地域福祉計画(第4期)の策定に向けた課題整理について
第 2 回	開催日	令和 7 年(2025 年)10 月 31 日
	内容	宝塚市地域福祉計画(第4期)〔案〕について
第 3 回	開催日	令和 8 年(2026 年) 2 月●日
	内容	パブリック・コメントの結果について

[宝塚市社会福祉審議会小委員会]

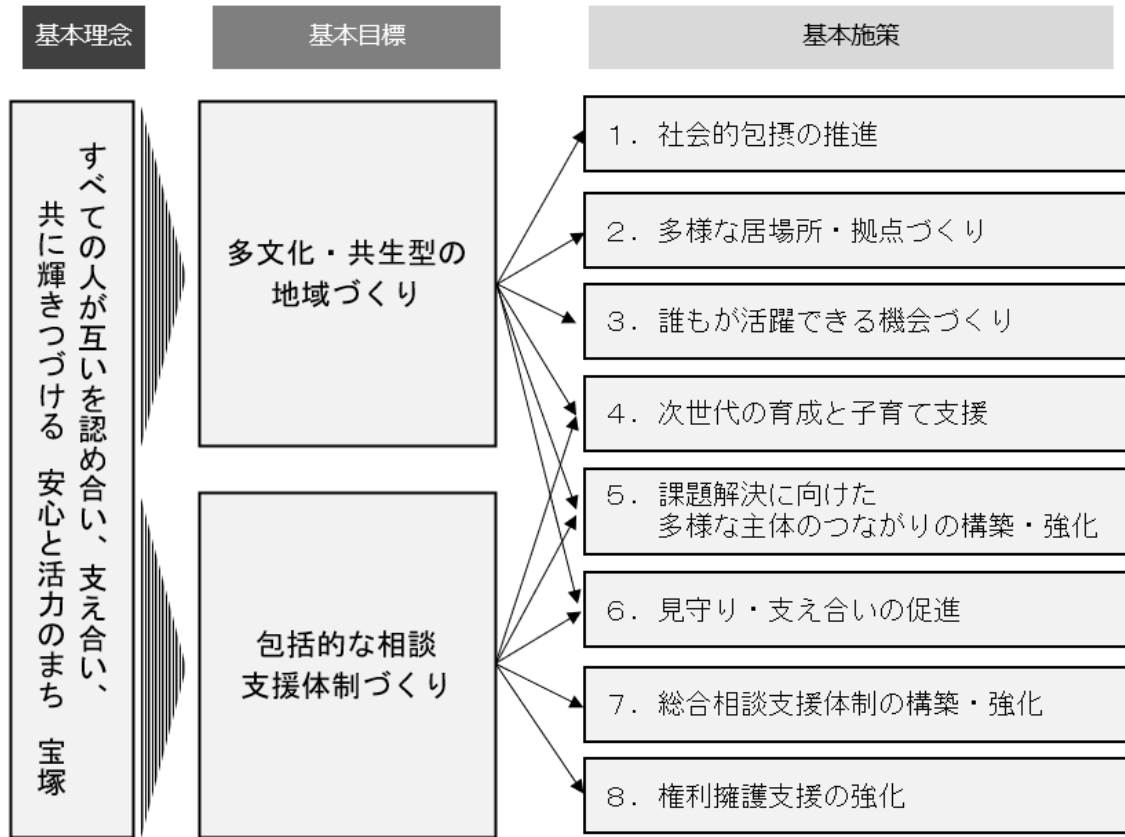
第 1 回	開催日	令和 7 年(2025 年)6 月 24 日
	内容	宝塚市地域福祉計画(第4期)の策定に向けた課題整理について
第 2 回	開催日	令和 7 年(2025 年)8 月 29 日
	内容	宝塚市地域福祉計画(第4期)の施策展開について
第 3 回	開催日	令和 7 年(2025 年)9 月 22 日
	内容	宝塚市地域福祉計画(第4期)の各施策に基づく「取組の推進方針と主な取組内容(案)」について
第 4 回	開催日	令和 7 年(2025 年)10 月 17 日
	内容	宝塚市地域福祉計画(第4期)〔案〕について

(4) パブリック・コメントの実施

方法	市ホームページなどにおいて計画案を公表
実施期間	令和 7 年(2025 年)12 月 26 日～令和 8 年(2026 年)1 月 30 日
意見件数	●件

2. 宝塚市地域福祉計画（第3期）の総括・評価

第3期計画における基本施策ごとの総括・評価は以下のとおりです。



基本施策Ⅰ 社会的包摂の推進

〔主な取組状況〕（■は主な新規取組）

- zukavoが福祉学習プログラム集を発行し、プログラム体験会を開催。
- 認知症にやさしい図書館の取組として、中央図書館で認知症キッズサポーター養成講座を実施。
- 市教育委員会が、性の多様性に関する手引書を改訂。
- 市や教育委員会による各種学習会や講演会等の啓発事業を実施。小学校区人権啓発推進委員会を各校区で組織し、住民主体の学習会を展開。
- 各まちづくり協議会において、当事者理解を促進する各種の学習会を実施し、差別や排除のない地域づくりを推進。社協の支援により、校区ネットワーク会議への当事者の参加が促進。
- 市立小中学校の全学年で、多分野の教科を通じて、違いを認め合い、誰もが幸せに生きられる社会について考える学習を実施。地域で暮らす様々な当事者（高齢者、車いす利用者、視覚障碍（がい）者、聴覚障碍（がい）者、知的障碍（がい）者等）との対話や交流を大切に、当事者理解を深める学びを展開。
- zukavoでは、セルフヘルプグループの立ち上げや運営支援を実施。セルフヘルプグループの交流会を開催し、ネットワークづくりを推進。
- 社協の広報誌（社協たからづか、みんなボランティア、サロン便、ばうむ）で、定期的に地域住民や民間企業の取組の好事例を取り上げ、地域活動を推進。
- 国際・文化センターで、ボランティアが中心となり日本語学習の支援や生活相談、外国にルーツのある子どもと親の居場所づくり、子どもたちへの学習支援を実施。

今後の課題

- ◆人権が尊重されていないと考える人や、障碍（がい）を理由とする差別や偏見について感じる市民が依然としていることから、幅広い啓発活動を土台に、当事者の社会参加や当事者理解を促進する取組が、引き続き必要である。
- ◆外国人市民の人口が増加しており、市域全体の取組として、身近な地域の中で異文化への理解や交流の場づくりを広げていく必要がある。
- ◆加えて、国の「孤独・孤立対策推進法」が新たに制定されたことを受け、「孤独・孤立」は様々な問題の要因にもなるため、市として組織横断的に対応する必要がある。

基本施策 2 多様な居場所・拠点づくり

〔主な取組状況〕（■は主な新規取組）

- 生活支援コーディネーターが、専用ウェブサイト「たからづかつどい場マップ」を開設。地域住民主体の居場所や活動の情報を一元化し、市民が情報を得やすい仕組みを構築。
- 高齢者向けの居場所や活動の情報を集約した専用ウェブサイト「宝塚市シニアスポット」を開設。支援者の参加支援にあたり、地域情報を得やすい仕組みを構築。
- 生活支援コーディネーターが中心となり、民間企業との協働により、夏期にクールシェアスポットを設置。
- 居場所に関する情報をウェブサイト上及び社協の「さろん便」や「ばうむ」等の紙媒体で発信。
- 社協が中心となり、サロン支援プロジェクトチームを運営。サロン主宰者のネットワークづくりや、活動を促進・支援する講座などを実施。
- 多様な居場所づくりの支援を実施。（ふれあいいきいきサロン、いきいき百歳体操、老人クラブ、児童館、地域利用施設、共同利用施設など）
- 共生型の居場所として、クールシェアスポットのほか、社協地区センターも多世代の利用者が増加。

今後の課題

- ◆居場所情報等のデジタル化が進んでいるが、掲載情報の継続的な把握や更新作業の負担が大きいことが課題である。地域住民との連携により、地域情報が市や社協等の運営機関に集まるような働きかけを行っていく必要がある。
- ◆共生型の居場所について、金銭的にも人的にも大きな負担を伴う拠点運営は難しいため、引き続き、幅広い分野との連携により、既存の場を生かす仕組みが必要である。

基本施策 3 誰もが活躍できる機会づくり

〔主な取組状況〕（■は主な新規取組）

- 市広報番組としてzukavoの紹介動画を制作し、YouTube で公開。
- zukavoの公式LINEで、地域のお祭りや福祉施設のイベントの単発ボランティアスタッフ等の募集・マッチングを実施。
- 市、社協、宝塚NPOセンターで連携し、地域活動者の人材確保策などについて定期的に意見交換を実施。
- 協働のまちづくり推進会議でプレイヤー（担い手）づくりを目的に「つながりカフェ」を開設。
- シニア世代の健康・生きがい就労トライアル事業で、市と包括連携協定を締結しているコープこうべとの協働により、同組合が運営する店舗を新たな就労先として実施。

- 社協地区センター、zukavo、宝塚NPOセンターなどが、住民の主体的活動のコーディネートや支援を実施。市は、これらの中間支援組織の事業運営を支援。
- 各種の人材養成講座を実施（介護予防サポーター、認知症サポーター、自殺予防ゲートキーパー等）。
- 市きずなづくり推進事業補助金により、多様な市民活動を応援。
- 生活困窮者の自立支援に向けた就労支援セミナーを実施。
- みんなのまちづくり協議会ポータルサイトにより、各地域の活動について発信。

今後の課題

- ◆地縁組織や活動グループにおける担い手不足が顕著である一方、都合がつくタイミングで自由に参加ができる個人単位の活動ニーズは増加しており、潜在的な活動希望者は一定みられるため、地域福祉を担う人づくりや地域とつながる機会の創出に向け、SNSの活用など効果的な情報発信や体験的な活動の場の創出が更に必要である。
- ◆若者や仕事をリタイアした世代が地域に関心を持ち、地域活動への参加につながるよう、SNSでの発信や、活動希望者同士が知り合い、仲間を見つけられる機会づくりが一層必要である。
- ◆各種の人材養成講座受講者の、地域における活躍の場づくりが必要である。

基本施策 4 次世代の育成と子育て支援

〔主な取組状況〕（■は主な新規取組）

- 養育費の確保に係る公正証書等作成促進補助事業を新設。
- こども家庭センターとして「たからっ子総合相談センター」を設置。母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営し支援を提供する体制を整備。就学後の発達に関する相談先ができ、発達特性などの不安や問題を抱えた家庭が学校や相談支援機関の支援につながる機会が増加。
- 高齢者が地域の子育て支援者として活躍する機運を高めるため「たから・まご手帳」を発行。
- 子どもの貧困対策計画に基づき、ひとり親家庭の子どもの学習支援、親の就労支援、養育費の確保のための支援など、約70事業を実施。
- たからっ子給付金事業により、すべての妊産婦に対する妊娠期から出産後までの切れ目ない伴走型支援と、給付金による経済的支援を実施し、支援が必要な家庭をより早期に把握できるようになり、関係機関の連携が進展。保育所や児童館などの居場所をはじめ、子どもや子育てに関わる相談支援機関や活動団体が増加。
- 地域生活支援会議や校区ネットワーク会議など、専門職や地域住民が実施する協議体において、子どもに関する課題や支援活動などをテーマに話し合いを行う機会が増加。
- 社協による支援を受け、子どもや保護者の居場所や悩みを共有できる場が地域の中で増加。

今後の課題

- ◆妊娠期から出産後まで切れ目ない伴走型支援を実施する体制整備はできている一方で、どこの相談支援機関等にもつながっておらず、地域で孤立している子育て世帯を把握する必要がある。
- ◆支援者間の連携向上のため、支援を要する子育て世帯の情報を早期に共有できる仕組みとしても有用である生活困窮者自立支援制度における支援会議について、活用を促進する必要がある。
- ◆地域全体で子どもの育成に取り組んでいると感じる市民が少ないことから、地域ぐるみの子育てを推進するための機運を更に高める必要がある。

基本施策 5 課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築・強化

〔主な取組状況〕（■は主な新規取組）

- 地域ごとのまちづくり計画の進捗管理について、「具体的な取組を協働で推進するための『対話』『進捗管理』の仕組み」を構築。
- 協働のまちづくり推進会議でプレイヤー（担い手）づくりを目的に「つながりカフェ」を開設。
- 社協が、多様な参加者がいるまちづくり協議会の取組をまとめ「まちづくり協議会活動事例集 デジタルでひろがる地域活動ICT活用編とネットワーク会議編」として編集し、全まちづくり協議会へ配布。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、関係団体と意見交換を行うため、地域包括ケア推進協議会を創設し、介護予防部会、在宅医療・介護連携部会、認知症施策部会を設置。
- 市の協働の取組推進担当次長が各まちづくり協議会で協働促進の推進役を担当。
- 「地域活動きずな研修」として、市の若手職員が、各まちづくり協議会の活動に継続的に参加。
- 地域ケア会議、オレンジカフェ、認知症ステップアップサポーター養成講座等に施設職員が参加。地域住民との協働の取組を推進。
- 市内の社会福祉法人により宝塚市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット宝塚）が組織され、運営委員会及び2つのテーマ部会（地域貢献活動部会、防災の取り組み部会）を設置。法人相互の情報交換、連携強化を行うとともに、総合相談体制の構築をめざして、地区・ブロックごとの専門職同士の連携、地域住民との協働の取組を推進。
- 社協、宝塚市社会福祉法人連絡協議会、市が協働で「地域福祉研修」を実施。地域住民と連携・協働ができる福祉専門職を育成。

今後の課題

- ◆まちづくり協議会では、自治会やボランティア活動団体と同様に、担い手不足が顕著で、民間企業など幅広い主体の参加を促す必要がある。
- ◆多様な主体が有機的につながるために、隣近所・自治会といった小さなエリアから、小学校区、7つの地区・ブロック、全市域を単位としたものまで、重層的なエリアで参加者の多様化を図るとともに、関係機関からの参加を促し、地域住民と福祉専門職などがつながり、課題解決に向けて話し合う機会を増やす必要がある。
- ◆住民主体の校区ネットワーク会議などに、様々な福祉専門職が参加するよう、地域包括、委託相談支援事業所、児童館などの主要な相談支援機関のほか、市内で施設等を運営する社会福祉法人などにも促していく必要がある。

基本施策 6 見守り・支え合いの促進

〔主な取組状況〕（■は主な新規取組）

- 生活支援コーディネーターが、くらしのパートナーの普及を図るため、取組を紹介する冊子を発行。普及策として、ボードゲームを活用した講座を実施。
- 生活支援コーディネーターとzukavoが協働し、勤労世代向けの担い手養成講座を実施。
- 内閣府の個別避難計画作成モデル事業を実施。
- 災害時要援護者管理システムを導入。
- 自治会加入促進チラシを自治会や転入者に配布。
- 社協が自治会・地域見守り支援事業を実施。見守り活動交流会やマンション・集合住宅サミットを

実施。

- 社協、地域包括、事業者が連携し、たからづか地域見守り隊の仕組みによる見守り活動を実施。
- 生活支援コーディネーターと社協の地区担当との連携により、地域住民主体の話し合いの場や、見守り・支え合いの活動について把握。
- 災害時要援護者支援制度に関する出前講座の実施や避難支援組織の立ち上げを支援。
- 民生委員・児童委員を中心に地域での災害時要援護者と避難支援組織などのつながりが促進。

今後の課題

- ◆自治会等の地縁組織の縮小化、活動者の高齢化、活動の継続が難しい団体が今後増加することをふまえ、次世代の活動者の発掘や育成が様々な分野において必要である。
- ◆災害時要援護者支援制度において、普段から住民同士が尊重し合い、見守り・支え合いの関係を築いておくことの重要性を、更に発信していく必要がある。
- ◆地域の防災訓練や交流行事に、要配慮者の参加が進むよう、相談支援機関と連携した様々な専門職への働きかけが必要である。

基本施策 7 総合相談支援体制の構築・強化

〔主な取組状況〕（■は主な新規取組）

- 分野をこえた多機関・多職種のネットワークをつくるため、7つの全地区・ブロック域に地域生活支援会議を整備。
- 委託相談支援事業所が全地区・ブロック域に整備されたことを受け、7つの地区・ブロック域ごとに、地域包括や社協地区センターとの3者による連絡会を開始。
- こども家庭センターとして、「たからっ子総合相談センター」を設置し、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営し支援を提供する体制を整備。
- 生活困窮者自立支援推進会議地域課題化検討部会を、市関係部署の実務者が集まるネットワークの場として機能の見直しを行い、セーフティネットシステムにおける庁内連携を強化。
- 生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」を設置し、運営を開始。
- 地域福祉推進検討会にて、市と社協の係長級職員で構成する「包括的支援体制整備検討部会」を新たに設置し、実務者による体制整備の話し合いを開始。
- 委託相談支援事業所の整備に伴い、7つの全地区・ブロック域に1箇所ずつ、児童、高齢、障碍（がい）、社協の主要な機関の設置が完了。地域包括・委託相談支援事業所・社協地区センターの連絡会や地域生活支援会議を創設したことで、日常生活圏域における多機関・多職種のネットワーク強化が促進。
- たからっ子総合相談センターを中心に、児童分野の包括的相談支援体制を構築。教育機関も含めた連携が促進。

今後の課題

- ◆個別ケース対応における連携強化策である生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」の更なる周知と活用の促進が必要である。
- ◆庁内連携の強化に向けた庁内のネットワークシステムの見直しが必要である。
- ◆包括的支援体制の構築に向けた課題整理と検討が必要である。
- ◆生活に不安や悩みを抱えたときの相談機関等を知らない市民、相談したいと思わない市民も一定いるため、各相談支援機関に関する広報周知と相談しやすい環境整備が必要である。

基本施策 8 権利擁護支援の強化

〔主な取組状況〕（■は主な新規取組）

- 大学生と共同で「デートDV」の啓発動画を制作しYouTubeで配信。
- 権利擁護支援センターを成年後見制度の中核機関として位置づけ、権利擁護に関する総合的な相談支援を実施。
- 成年後見制度利用促進法に基づき、「権利擁護・成年後見ネットワーク協議会」を設置。
- 「市民後見あり方検討委員会」を設置し、市民後見人の活動支援などについて、協議を開始。
- 自立支援協議会（けんり部会）において、住居の問題などのほか、新たに意思決定支援について協議を開始。
- 小中学校への虐待のリーフレット配布や、中高生を対象にデートDVの出張授業を実施。
- 認知症サポーター養成講座など、各種の人材養成や啓発のための講座を実施。
- 要保護児童対策地域協議会、高齢者及び障害（がい）者虐待防止ネットワーク連絡会、DV対策推進連絡会議等の運営を通じ、関係機関の連携を強化。
- 成年後見制度の運用について、権利擁護・成年後見ネットワーク協議会を通じ、支援関係者間の顔の見える関係づくりが促進。

今後の課題

- ◆予防的対応として、認知症や障害（がい）に対する理解促進事業や虐待等に関する啓発事業を引き続き実施するとともに、身近な地域住民同士で気に掛け合える地域づくりに取り組む必要がある。
- ◆権利擁護支援のニーズが今後高まる中、日常生活自立支援事業を活用しながら、必要に応じて成年後見制度を利用できるよう、市民後見人の育成とあわせ、成年後見制度に理解のある弁護士等の専門職や、市民後見人の後見監督人の人材確保が必要である。
- ◆国における成年後見制度の動向を注視しつつ、各専門職へ働きかけを行い、成年後見制度とともに意思決定支援に対する理解者を増やしていく必要がある。

3. 宝塚市の地域福祉を取り巻く現状と課題

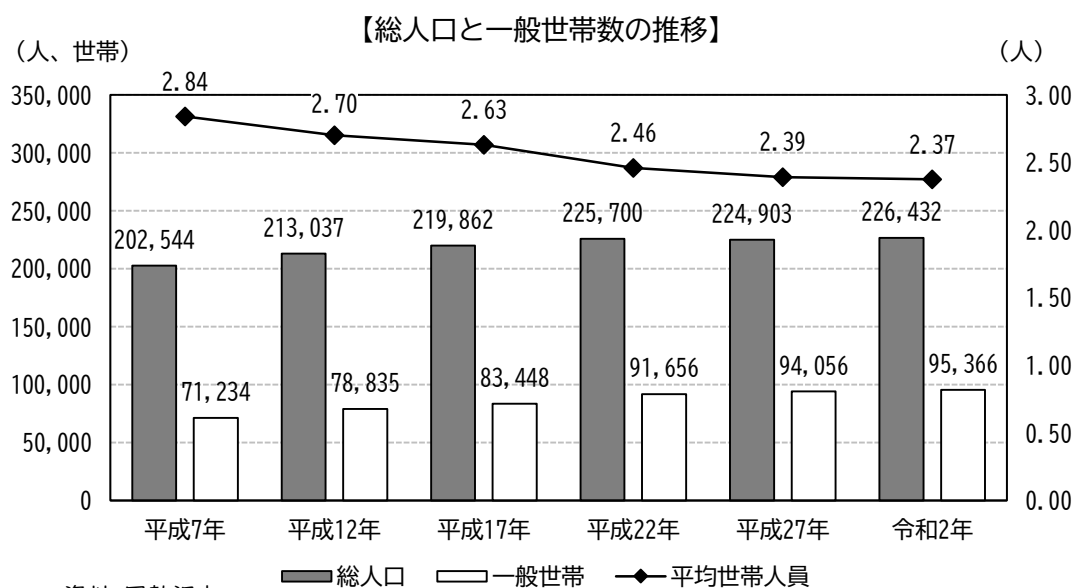
(1) 統計データからみた状況

人口と世帯数などの状況

1) 人口と世帯数の推移

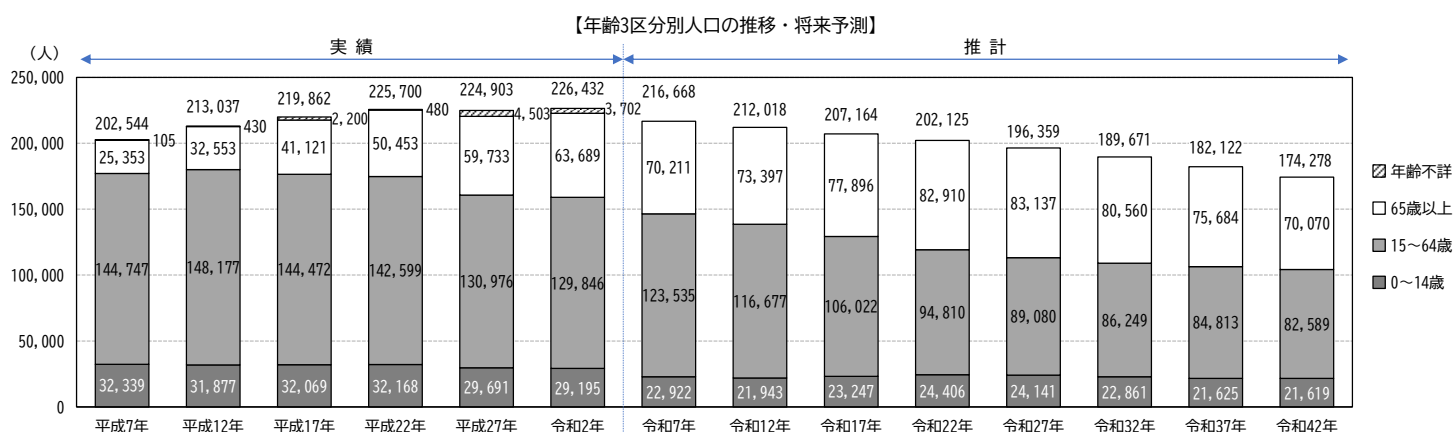
総人口は、令和2年（2020年）で226,432人と、平成27年（2015年）から令和2年（2020年）にかけてわずかに増加しています。

一般世帯は令和2年（2020年）で95,366世帯と年々増加していますが、一世帯あたりの平均世帯人口は年々減少しており、令和2年（2020年）で2.37人となっています。



将来人口推計では、今後、人口減少の傾向が続き、令和42年（2060年）には現在の約8割になる見込みとなっています。

年齢3区分別にみると、0～14歳（年少人口）は、平成22年（2010年）以降減少傾向です。15～64歳（生産年齢人口）は、平成12年（2000年）以降年々減少しており、65歳以上（高齢者人口）は、令和27年（2045年）まで増加の傾向にありますが、令和32年以降（2050年）減少に転じる見込みとなっています。

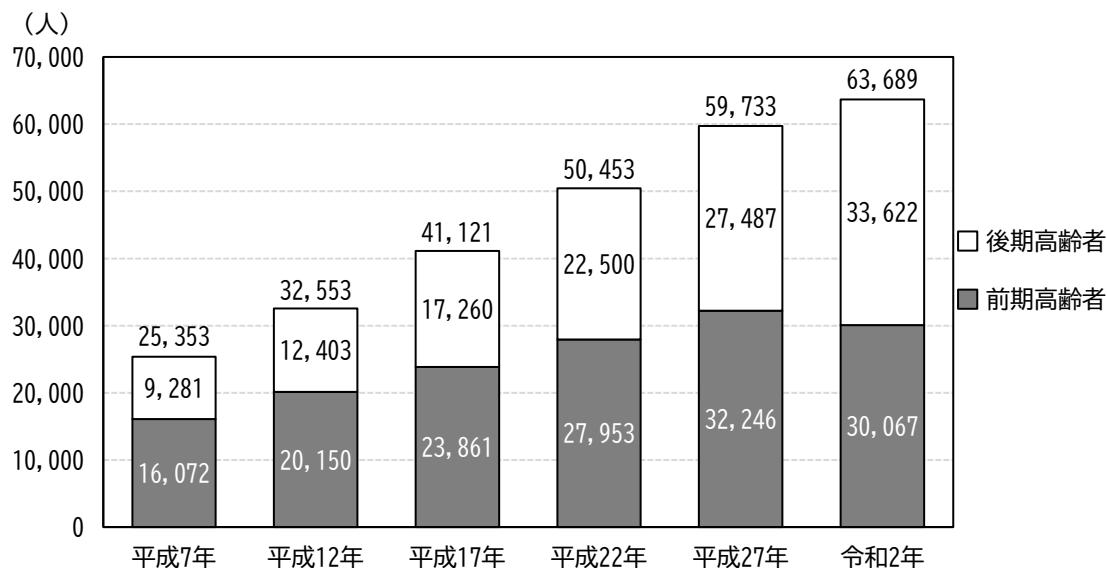


2) 高齢者人口の推移

高齢者人口は年々増加しており、平成7年(1995年)の25,353人(高齢化率12.5%)が、令和2年(2020年)では63,689人(高齢化率28.1%)と、約2.5倍になっています。

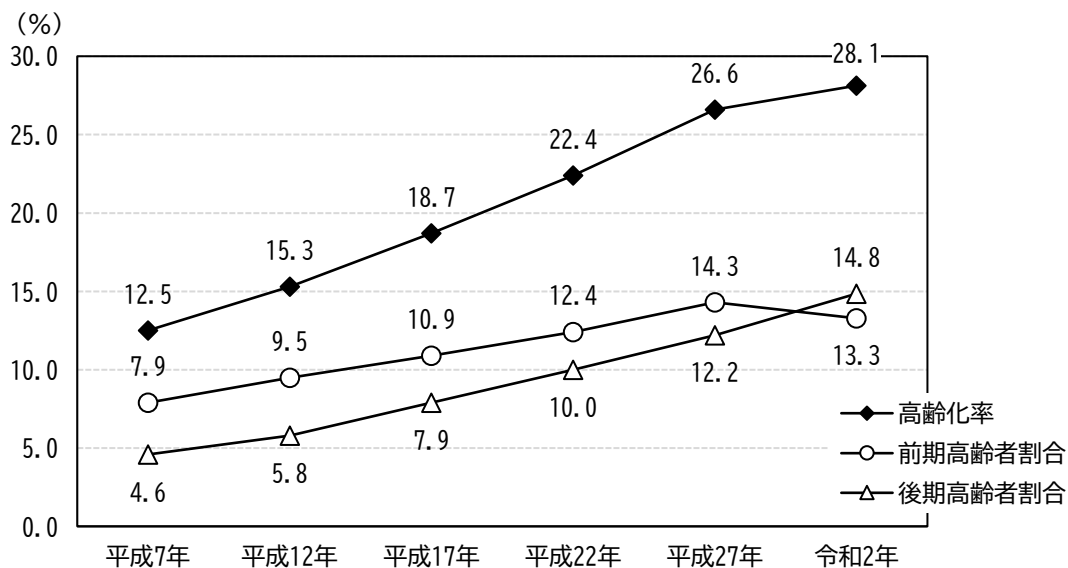
高齢者人口を年齢別にみると、後期高齢者は年々増加していますが、前期高齢者は、令和2年(2020年)で減少しています。

【年齢3区分別人口の推移】



資料: 国勢調査

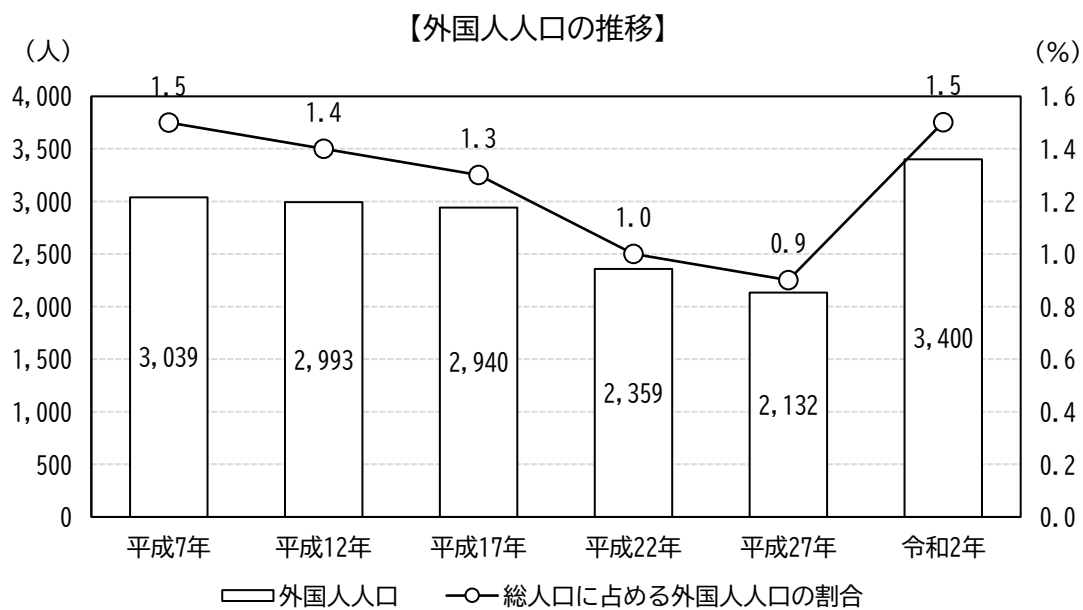
【年齢3区分別人口の推移】



資料: 国勢調査

3) 外国人人口の推移

外国人人口は、平成27年（2015年）まで年々減少していましたが、令和2年（2020年）では3,400人と大きく増加しています。また、外国人の占める割合（構成比）は1.5%となっています。



資料：国勢調査

4) 世帯構成

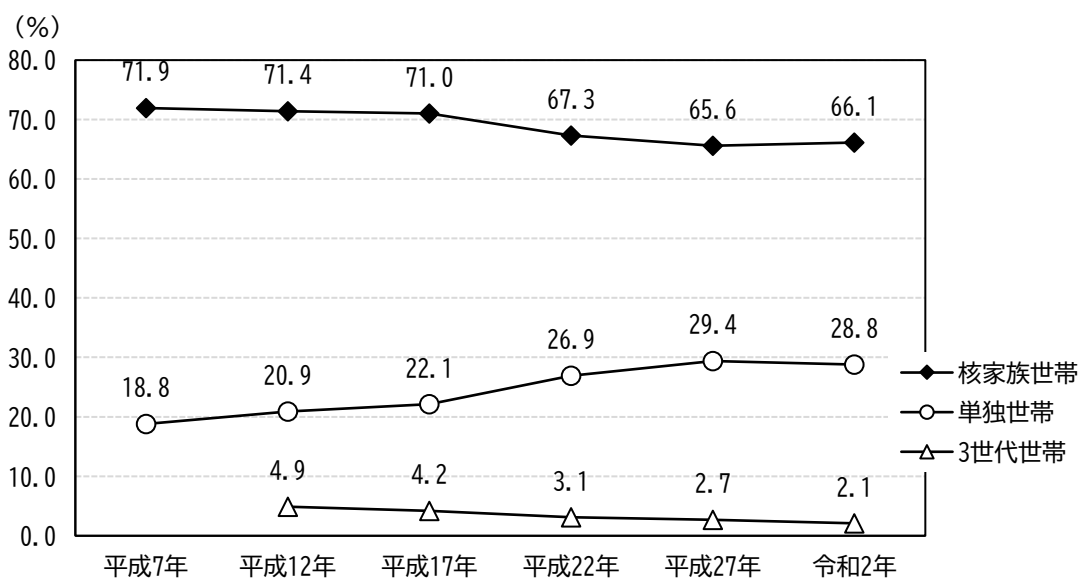
一般世帯の構成をみると、「核家族世帯」は年々増加しており、「単独世帯」は平成27年（2015年）まで年々増加していましたが、令和2年（2020年）ではほぼ横ばいとなっています。

一方で、3世代世帯は、年々減少しており、令和2年（2020年）で2,007世帯（構成比2.1%）となっています。

【世帯構成別一般世帯の推移】

（単位：世帯、%）

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	世帯数	71,234	78,835	83,448	91,656	94,056	95,366
	親族のみの世帯	世帯数	57,673	62,136	64,726	66,525	66,764
		構成比	81.0	78.8	77.6	72.6	70.0
	核家族世帯	世帯数	51,228	56,289	59,270	61,694	61,708
		構成比	71.9	71.4	71.0	67.3	65.6
	核家族以外の世帯	世帯数	6,445	5,847	5,456	4,831	4,229
		構成比	9.0	7.4	6.5	5.3	4.5
	非親族を含む世帯	世帯数	158	200	282	453	386
		構成比	0.2	0.3	0.3	0.5	0.4
	単独世帯	世帯数	13,403	16,499	18,440	24,643	27,642
		構成比	18.8	20.9	22.1	26.9	29.4
	世帯の家族類型「不詳」	世帯数	0	0	0	35	1
		構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(別掲) 3世代世帯	世帯数	-	3,901	3,483	2,881	2,529	2,007
	構成比	-	4.9	4.2	3.1	2.7	2.1



資料：国勢調査

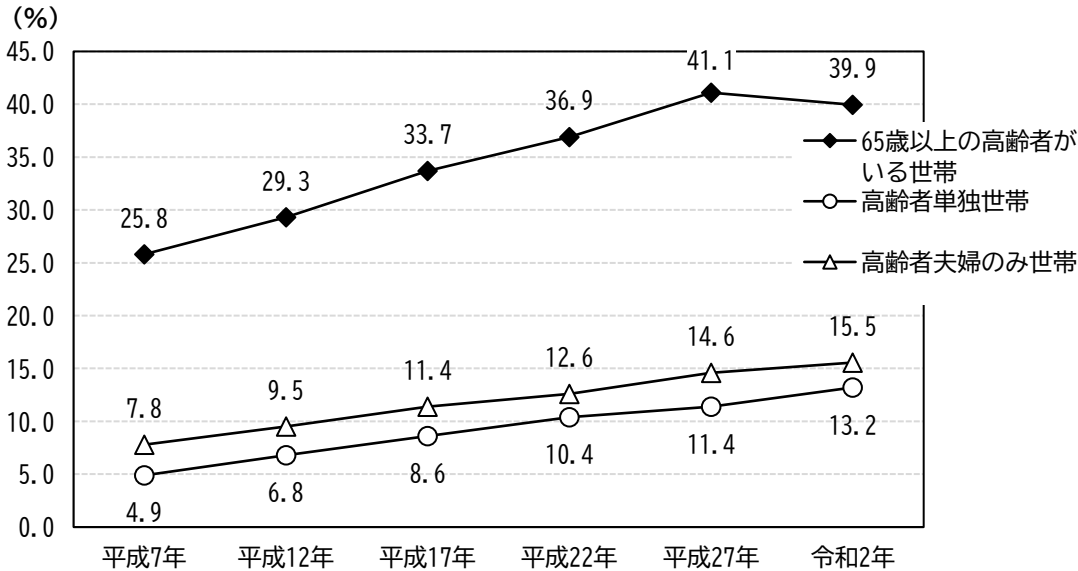
※平成7年の「3世代世帯」は非公表。

一般世帯のうち、「65歳以上の高齢者がいる世帯」は、平成27年（2015年）まで年々増加しており、令和2年（2020年）でわずかに減少しているものの、38,088世帯で全体の4割を占めています。
「高齢者単独世帯」「高齢夫婦のみ世帯」は、平成7年（1995年）以降、年々増加しています。

【高齢者世帯の推移】

（単位：世帯、％）

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	世帯数	71,234	78,835	83,448	91,656	94,056	95,366
	65歳以上の高齢者がいる世帯	世帯数	18,392	23,082	33,809	38,658	38,088
		構成比	25.8	29.3	33.7	36.9	41.1
	高齢者単独世帯	世帯数	3,492	5,379	7,212	9,537	10,726
		構成比	4.9	6.8	8.6	10.4	11.4
	高齢者夫婦のみ世帯	世帯数	5,573	7,506	9,553	11,548	13,727
		構成比	7.8	9.5	11.4	12.6	14.6



資料：国勢調査

ひとり親世帯は、平成22年（2010年）まで増加していましたが、平成27年（2015年）以降減少の傾向にあり、令和2年（2020年）で1,038世帯（構成比1.1％）となっています。

【ひとり親世帯の推移】

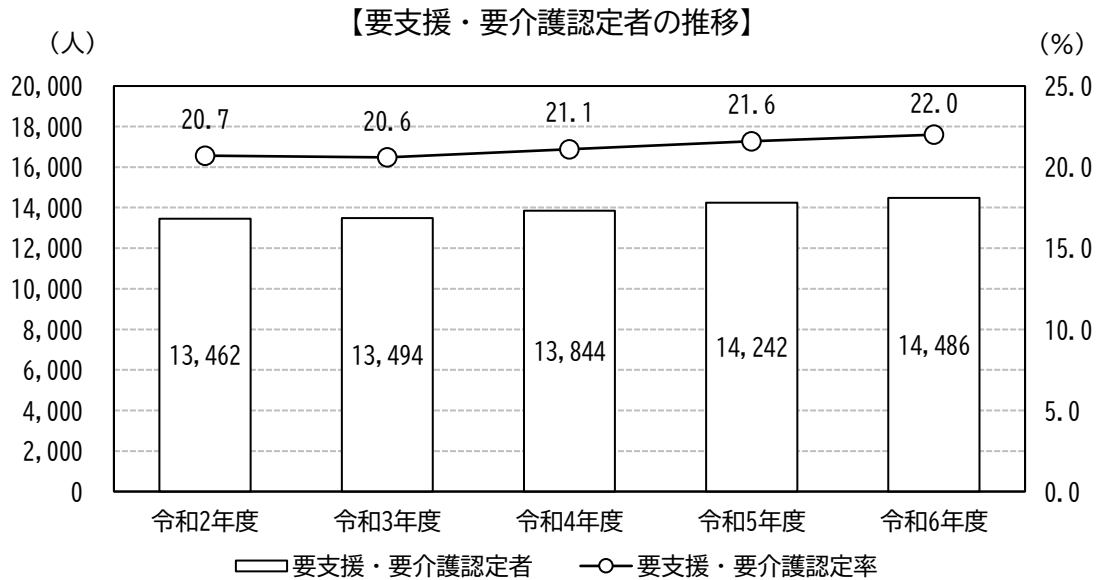
（単位：世帯、％）

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	世帯数	71,234	78,835	83,448	91,656	94,056	95,366
	ひとり親世帯	世帯数	778	1,078	1,401	1,269	1,038
		構成比	1.1	1.4	1.6	1.5	1.1
	母子世帯	世帯数	647	947	1,231	1,138	948
		構成比	0.9	1.2	1.5	1.3	1.0
	父子世帯	世帯数	131	131	170	131	90
		構成比	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1

資料：国勢調査

5) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者は、年々増加しており、令和6年度（2024年度）で14,486人（要支援・要介護認定率22.0%）となっています。

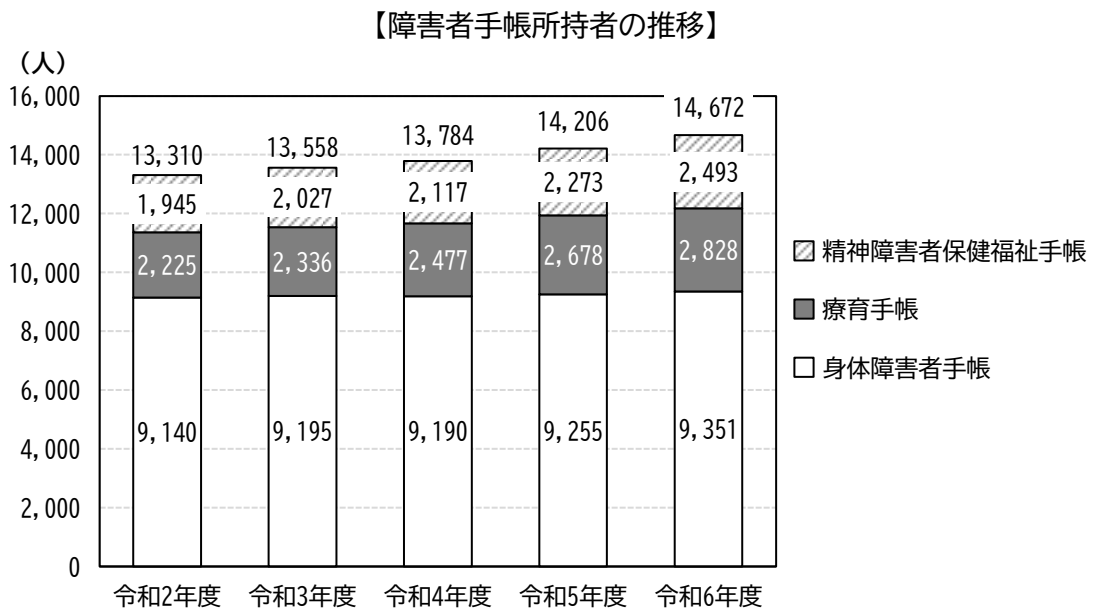


資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

※上記の要支援・要介護認定者数は、第1号被保険者のみを表記しています。

6) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者は年々増加しています。

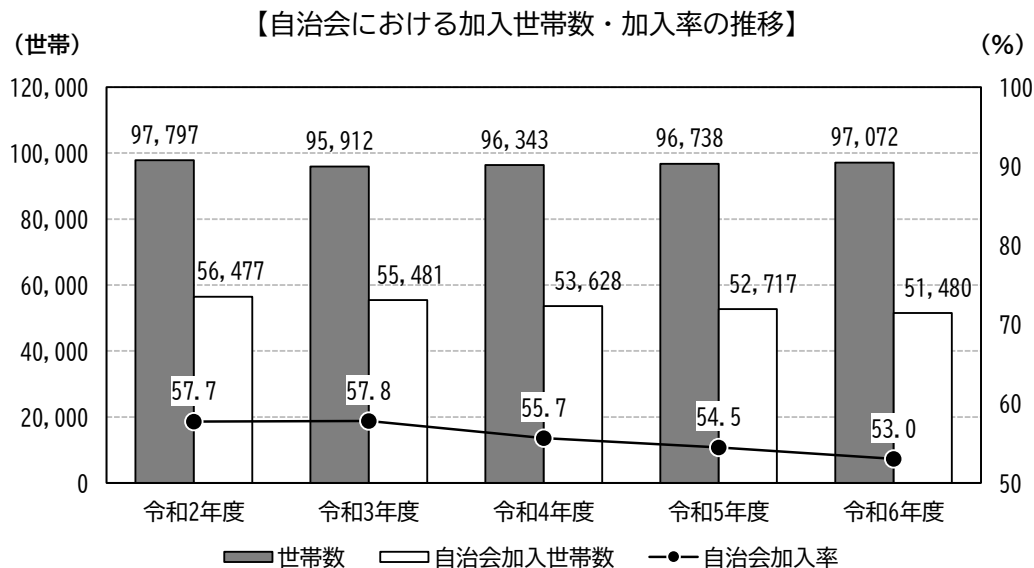


資料：市調べ（各年度末現在）

地域における団体などの活動の状況

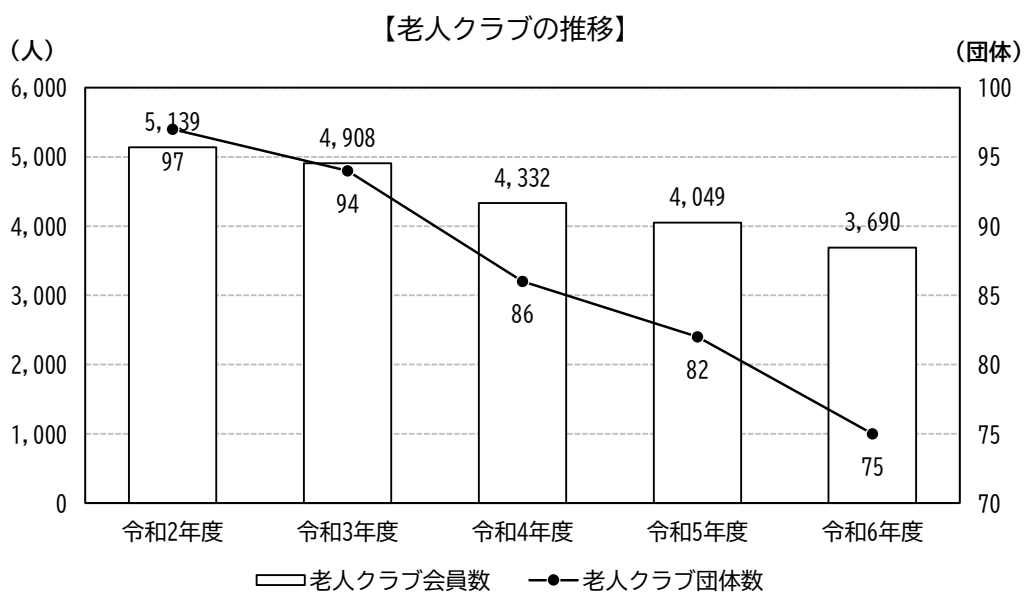
1) 自治会

令和3年度（2021年度）以降、世帯数が増加傾向にある中、自治会の加入世帯は年々減少しており、令和6年度（2024年度）で51,480世帯、加入率は53.0%となっています。



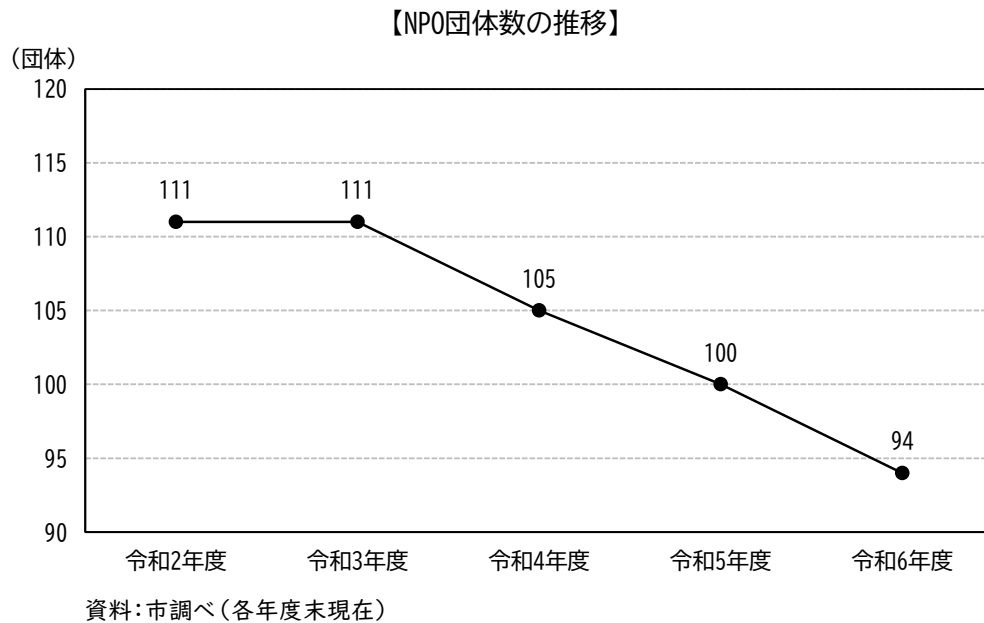
2) 老人クラブ

老人クラブの会員数は、令和2年度（2020年度）で5,000人を超えていましたが、年々減少しており、令和6年度（2024年度）で3,690人となっています。団体数も、年々減少しており、令和6年度（2024年度）で75団体となっています。



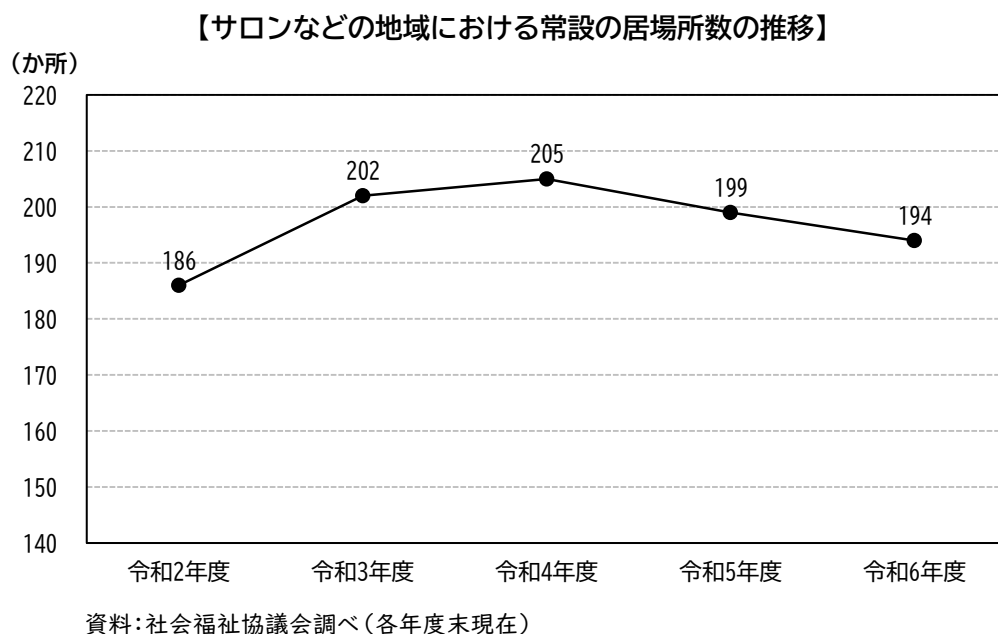
3) NPO団体

NPO団体数は、令和3年度（2021年度）以降、年々減少しており、令和6年度（2024年度）で94団体となっています。



4) サロンなどの地域における常設の居場所

サロンなどの地域における常設の居場所数は、令和4年度をピークに減少傾向にあり、令和6年度（2024年度）で194か所となっています。

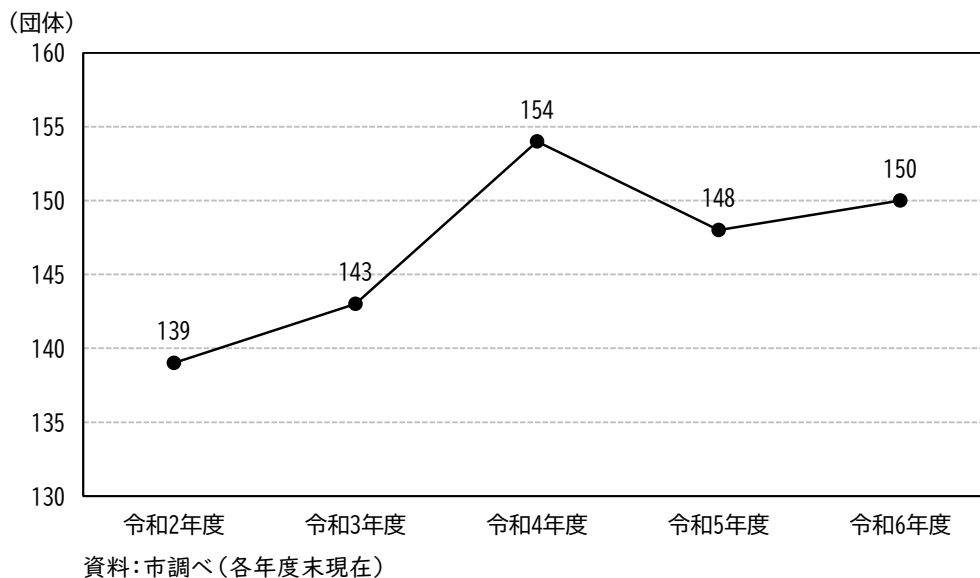


※ふれあいいきいきサロン及びミニデイサービスの箇所数を記載。

5) いきいき百歳体操

いきいき百歳体操の実施団体数は、令和4年度（2022年度）をピークに一旦減少しましたが、令和6年度（2024年度）で増加し、150団体となっています。

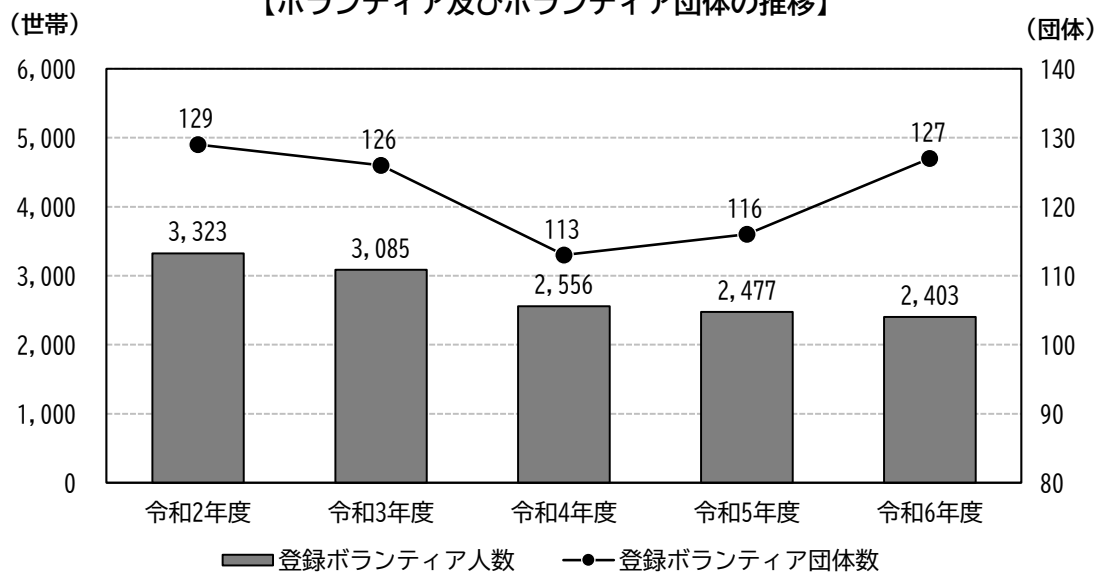
【いきいき百歳体操の実施団体数の推移】



6) ボランティア活動

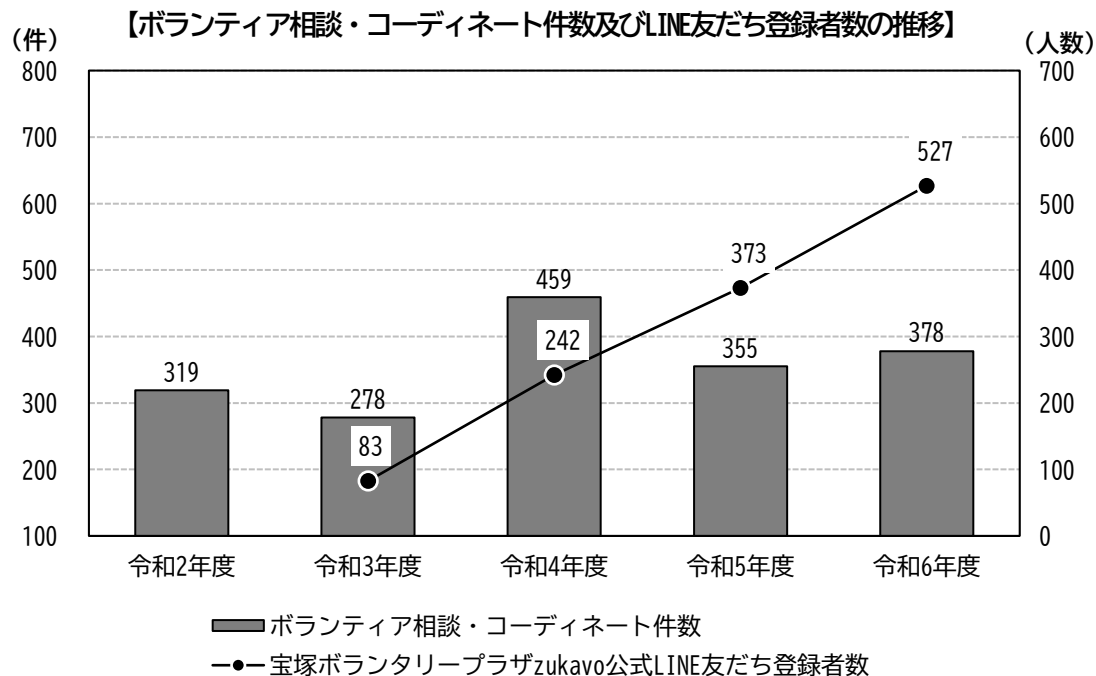
ボランティア団体数は、令和6年度（2024年度）で127団体となっていますが、登録ボランティア人数は年々減少しており、令和6年度（2024年度）で2,403人となっています。

【ボランティア及びボランティア団体の推移】



7) ボランティア相談・コーディネート

ボランティア相談・コーディネート件数は、各年で増減しており、令和6年度（2024年度）で378件となっています。また、zukavo公式LINE友だち登録者数は、年々増加しており、令和6年度（2024年度）で527人となっています。

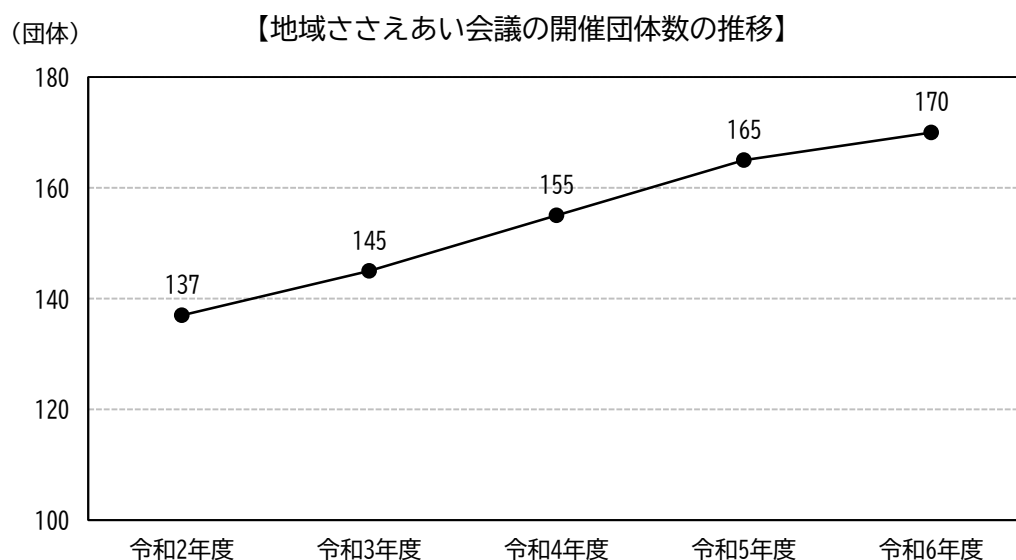


資料：社会福祉協議会調べ（各年度末現在）

※zukavo公式LINEは令和3年度から開始

8) 地域ささえあい会議

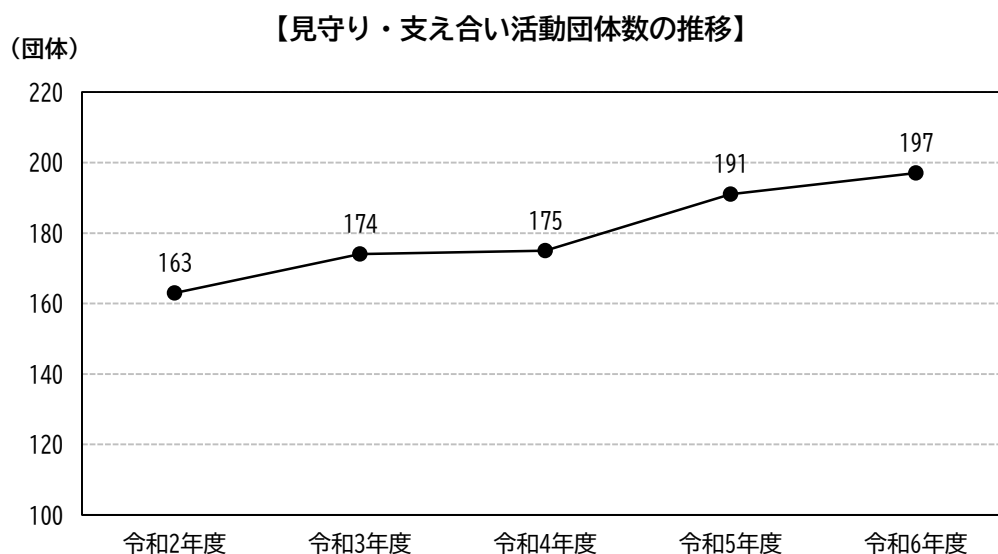
地域ささえあい会議の開催団体数は、年々増加しており、令和6年度（2024年度）で170団体となっています。



資料：社会福祉協議会調べ（各年度末現在）

9) 見守り・支え合い活動

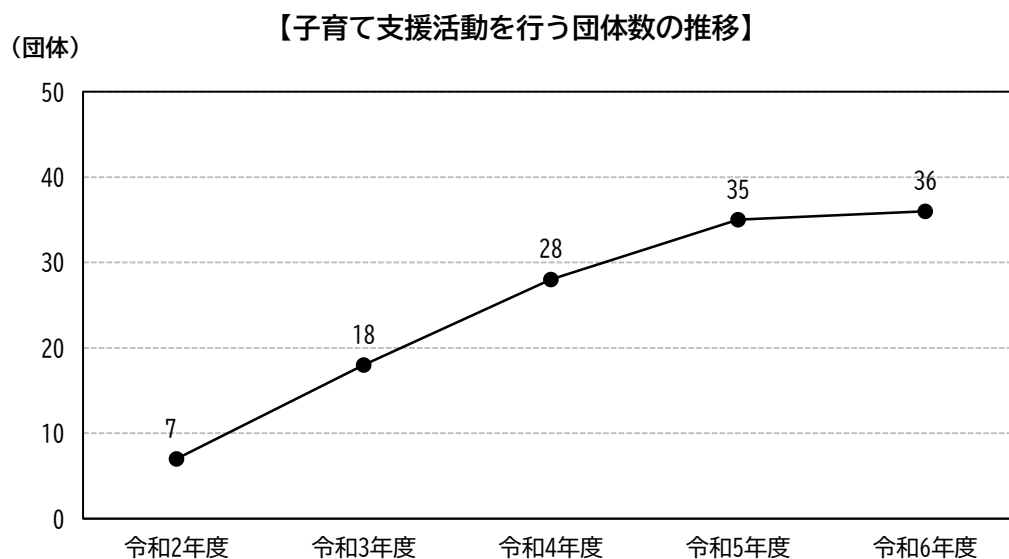
見守り・支え合い活動を行う団体数は、年々増加しており、令和6年度（2024年度）で197団体となっています。



資料：社会福祉協議会調べ（各年度末現在）

10) 子育て支援活動

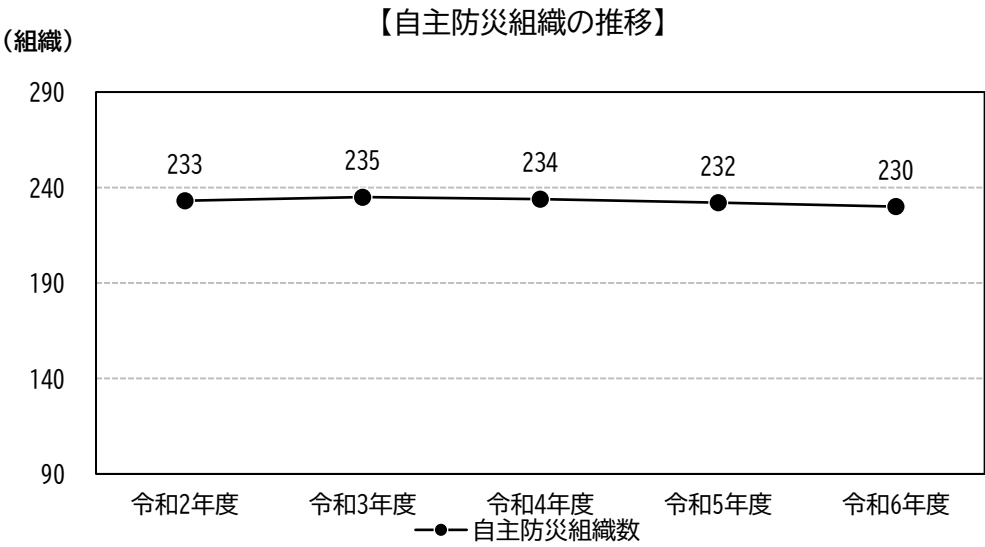
社会福祉協議会の子育て支援活動サポート事業の助成をもとに子育て支援活動を行う団体数は、年々増加しており、令和6年度（2024年度）で36団体となっています。



資料：社会福祉協議会調べ（各年度末現在）

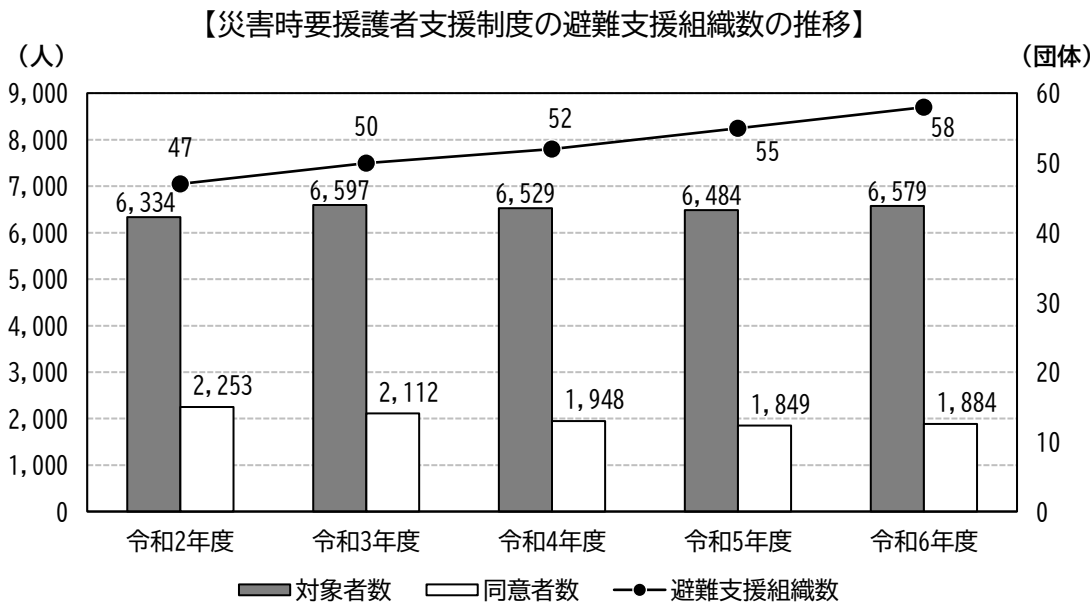
11) 自主防災組織

自主防災組織の数はほぼ横ばいで、令和6年度（2024年度）で230団体となっています。



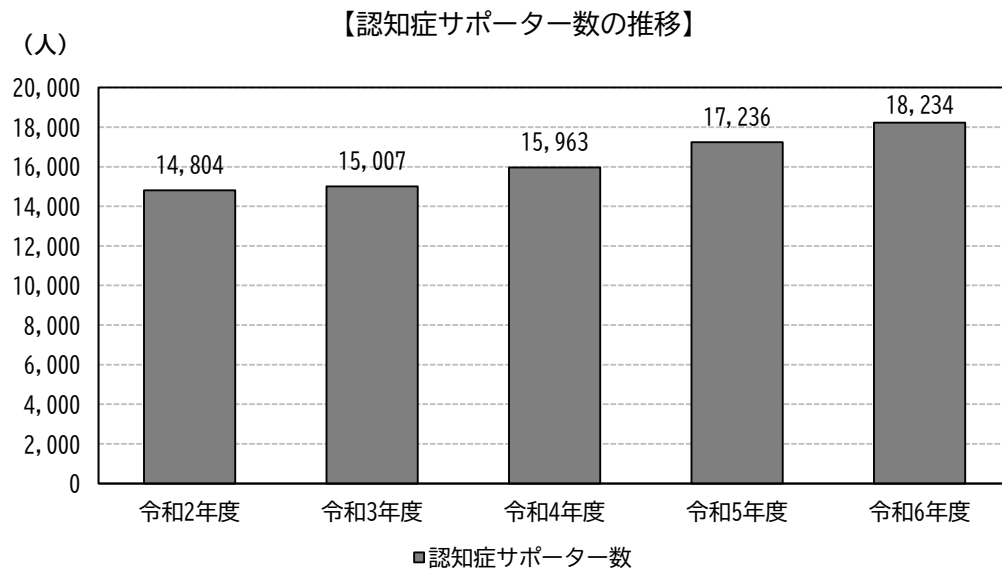
12) 災害時要援護者支援制度の避難支援組織数

災害時要援護者支援制度の避難支援組織数は、年々増加しており、令和6年度（2024年度）で58団体となっています。



13) 認知症サポーター

認知症サポーターの数は、年々増加しており、令和6年度（2024年度）で18,234人となっています。

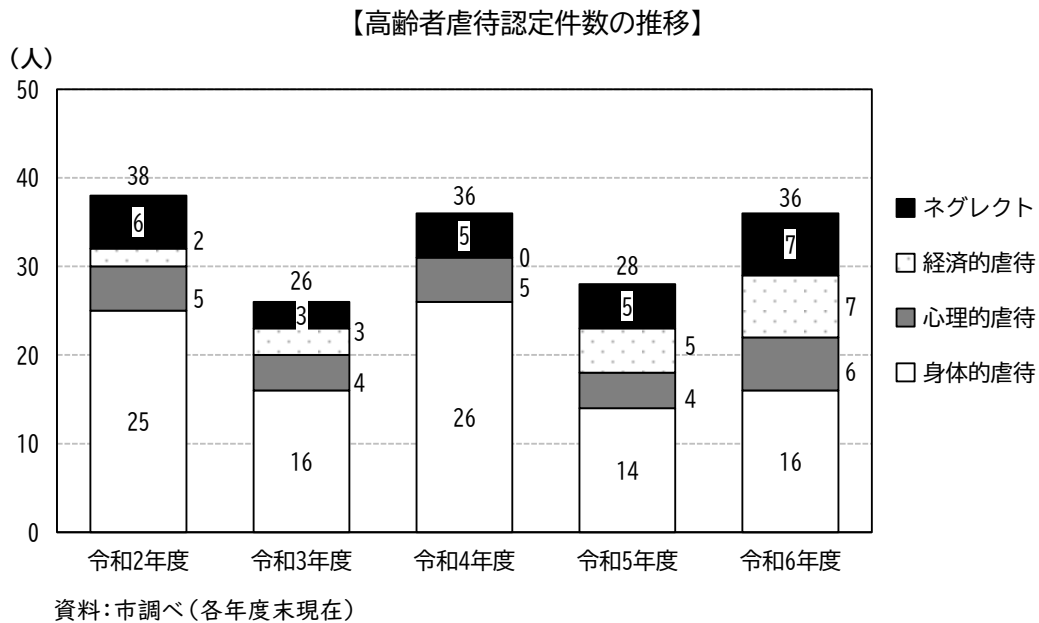


資料：市調べ（各年度末現在）

地域における社会問題の状況

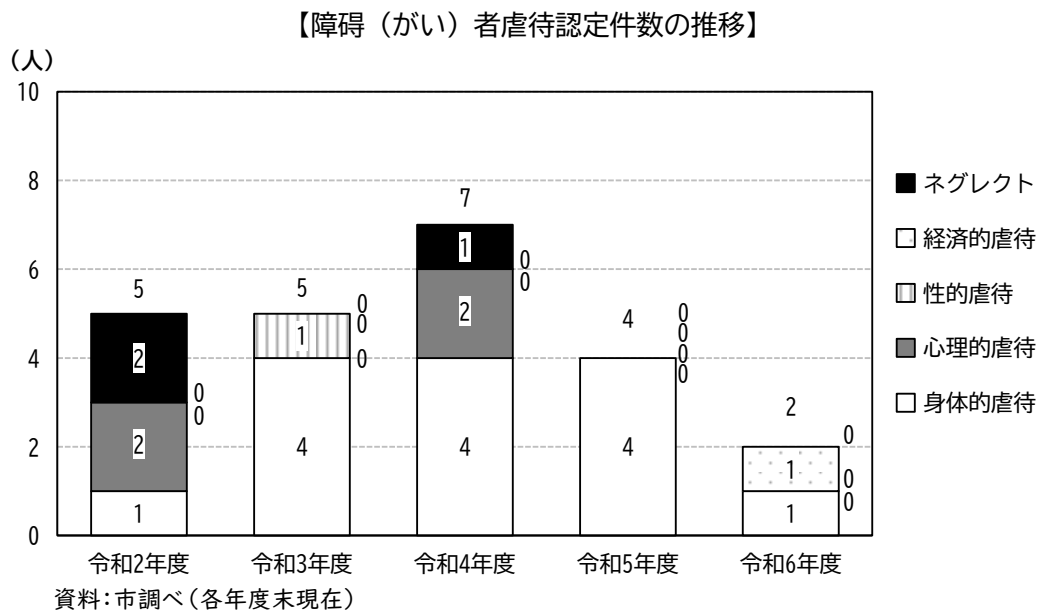
1) 高齢者虐待認定件数

高齢者虐待（うち、養護者による虐待）の認定件数は、各年増減があり、令和6年度（2024年度）で36件となっています。虐待ケース別にみると、各年度ともに、「身体的虐待」が最も多くなっています。



2) 障害（がい）者虐待認定件数

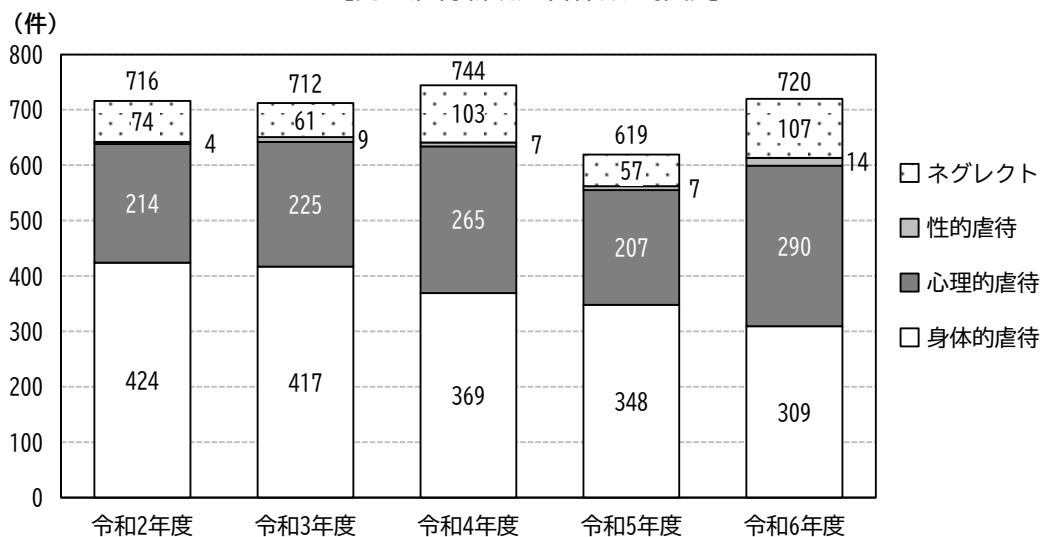
障害（がい）者虐待（うち、養護者による虐待）の認定件数は、令和4年度（2022年度）以降減少傾向にあり、令和6年度（2024年度）で2件となっています。虐待ケース別にみると、「身体的虐待」及び「経済的虐待」となっています。



3) 児童虐待通告件数

児童虐待の新規通告件数は、各年増減があり、令和6年度（2024年度）で720件となっています。虐待ケース別にみると、毎年度、「身体的虐待」が最も多く、次いで「心理的虐待」、「ネグレクト*」が多くなっています。

【児童虐待新規通告件数の推移】

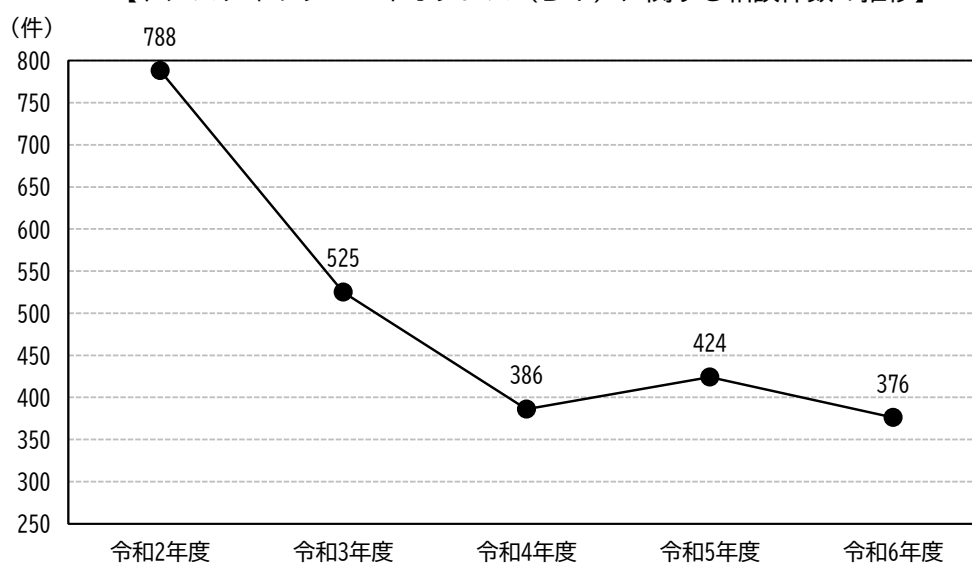


資料：市調べ（各年度末現在）

4) ドメスティック・バイオレンス（DV）

ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数は減少傾向にあり、令和6年度（2024年度）で376件となっています。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数の推移】



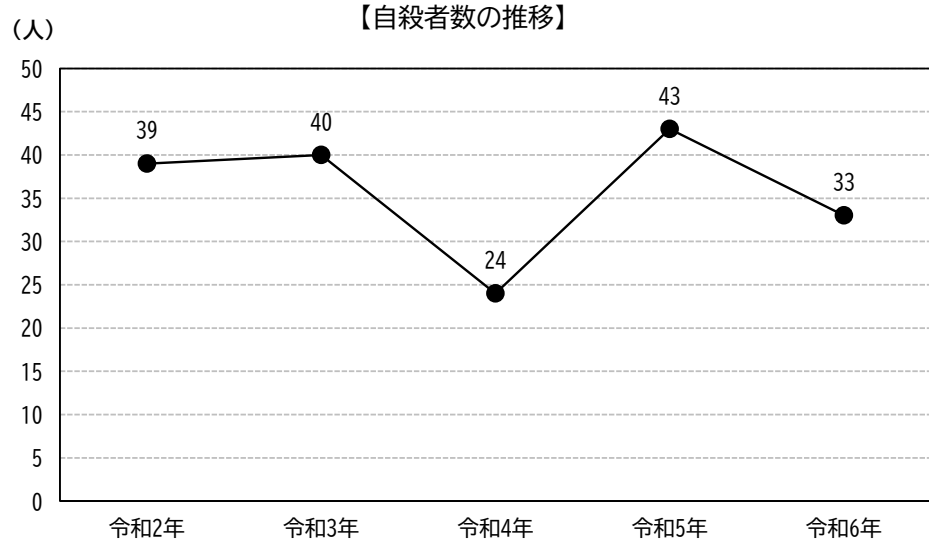
資料：市調べ（各年度末現在）

ネグレクト | 責任を放棄することで、乳幼児や高齢者、病人など、要養育者や要介護者に適切な衣食住を与えないことなどをいう。

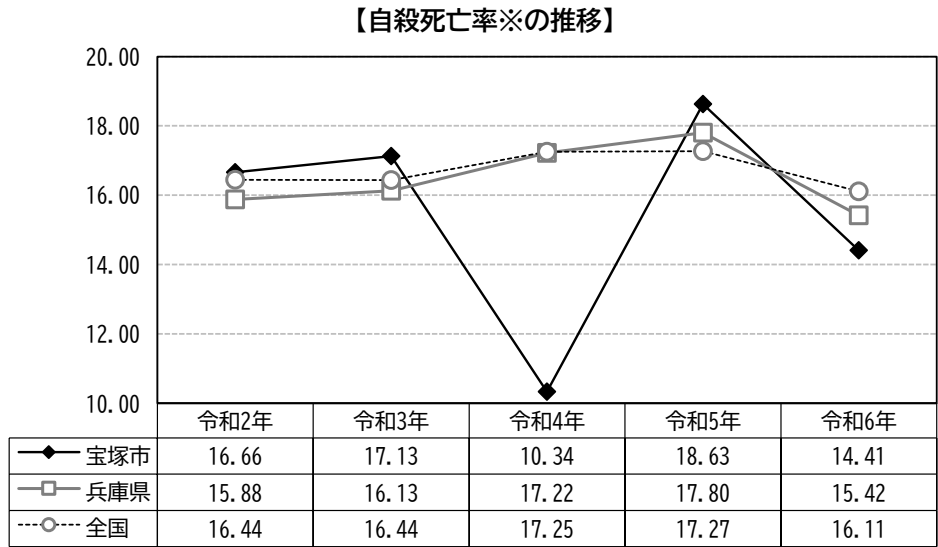
5) 自殺の発生件数

自殺者数は、各年増減があり、令和6年（2024年）で33人となっています。

自殺死亡率（人口10万対）は令和6年（2024年）で14.41となっており、全国及び兵庫県をやや下回っていますが、令和2年（2020年）からの5年間では、全国・兵庫県をやや上回る年が多くなっています。



資料：市調べ（各年末現在）

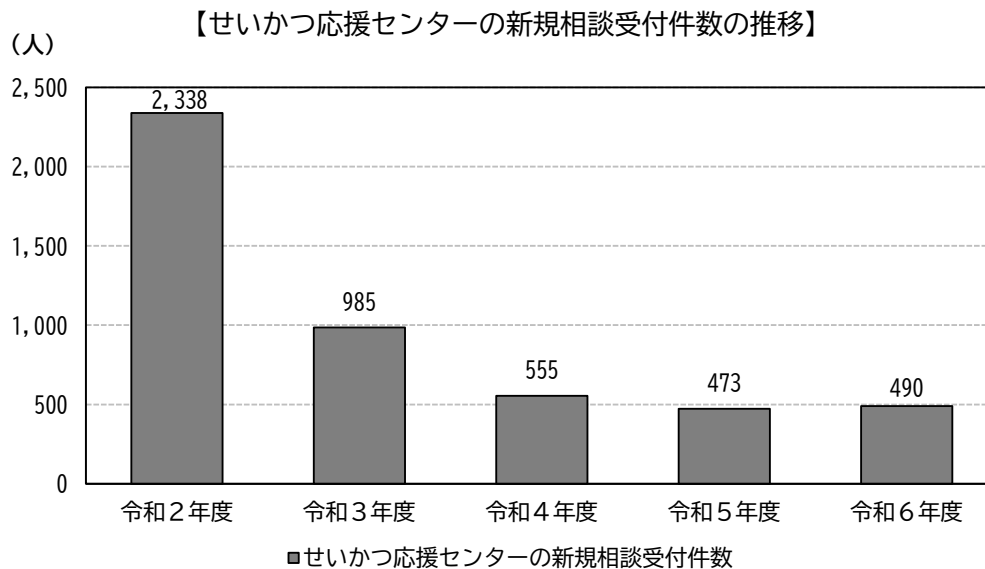


資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

※自殺死亡率は、人口10万人あたりの自殺者数

6) 生活困窮に関する状況

せいかつ応援センターの新規相談受付件数は、令和5年度（2023年度）から令和6年度（2024年度）にかけて若干の増加がみられましたが、減少傾向にあり、令和6年度（2024年度）で490件となっています。なお、令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響により相談受付件数が大幅に増えています。

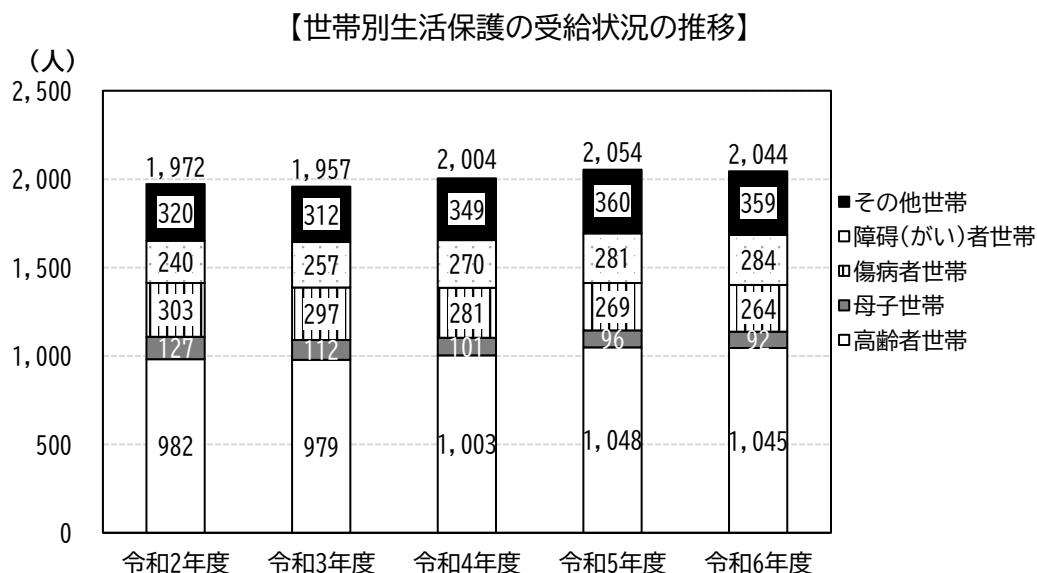
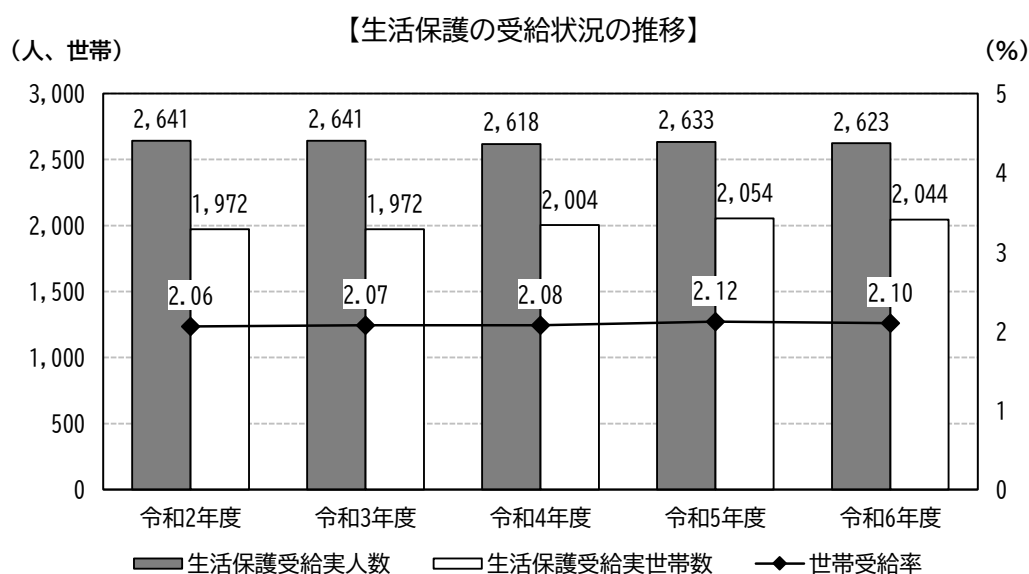


資料：市調べ（各年度末現在）

7) 生活保護の状況

生活保護の需給状況について、生活保護受給実人数はほぼ横ばいで、令和6年度（2024年度）で2,623人となっています。実世帯数もほぼ横ばいで、令和6年度（2024年度）で2,044世帯（世帯受給率2.1%）となっています。

世帯別にみると、各年度ともに、「高齢者世帯」において生活保護を受給している世帯が多くなっています。

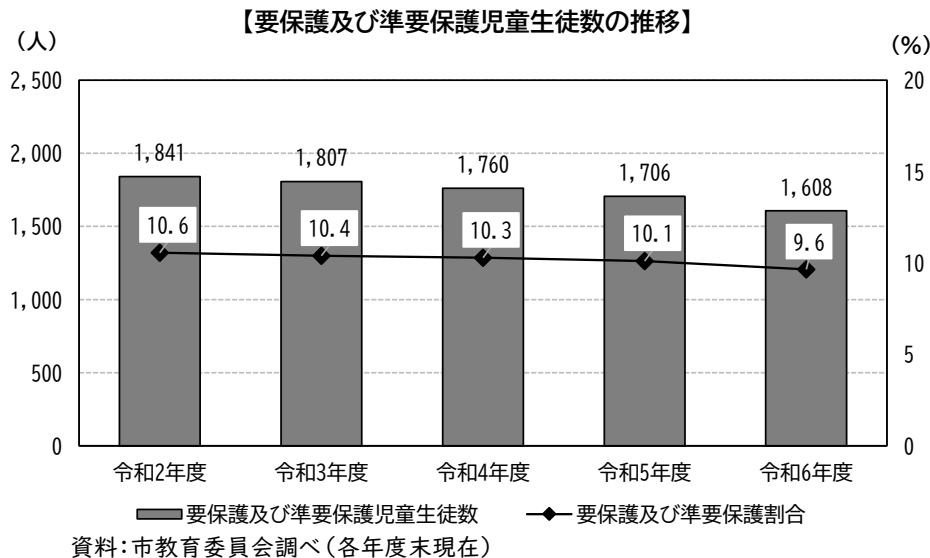


資料：市調べ（各年度末現在）

※世帯受給率の算出にあたり、世帯数は「推計人口と世帯数」（国勢調査に基づく推計）の各年4月1日現在の世帯数を用いています。

8) 要保護及び準要保護児童生徒

要保護及び準要保護児童生徒数は、減少傾向にあり、令和6年度（2024年度）で1,608人（要保護及び準要保護割合9.6%）となっています。



9) 成年後見制度等の利用者

成年後見制度利用者数は、年々増加しており、令和6年度（2024年度）で481人となっています。また、市長申立件数、成年後見制度利用支援事業補助件数は、年度によって増減があるものの、一定数利用がみられます。

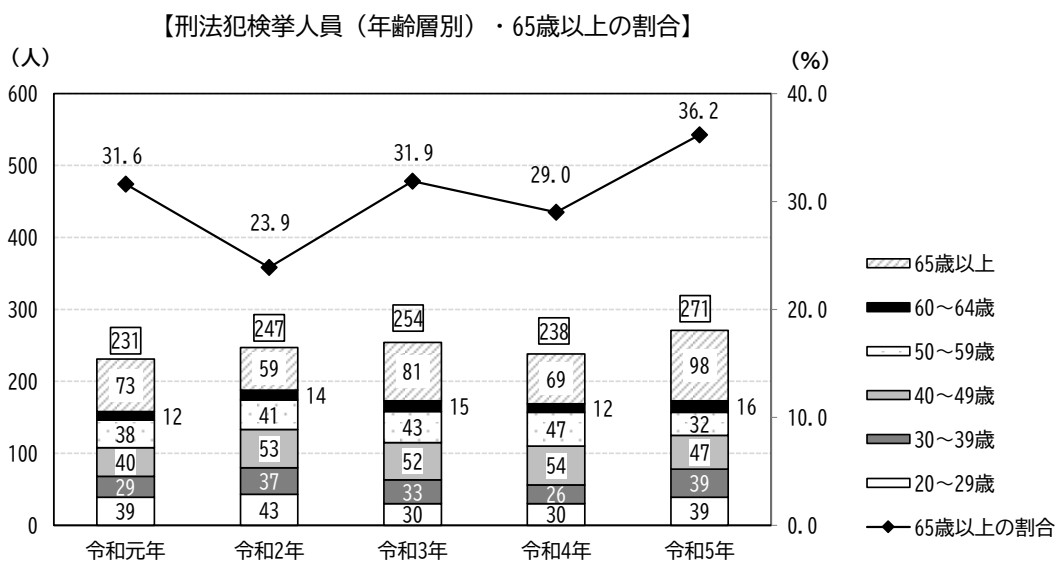
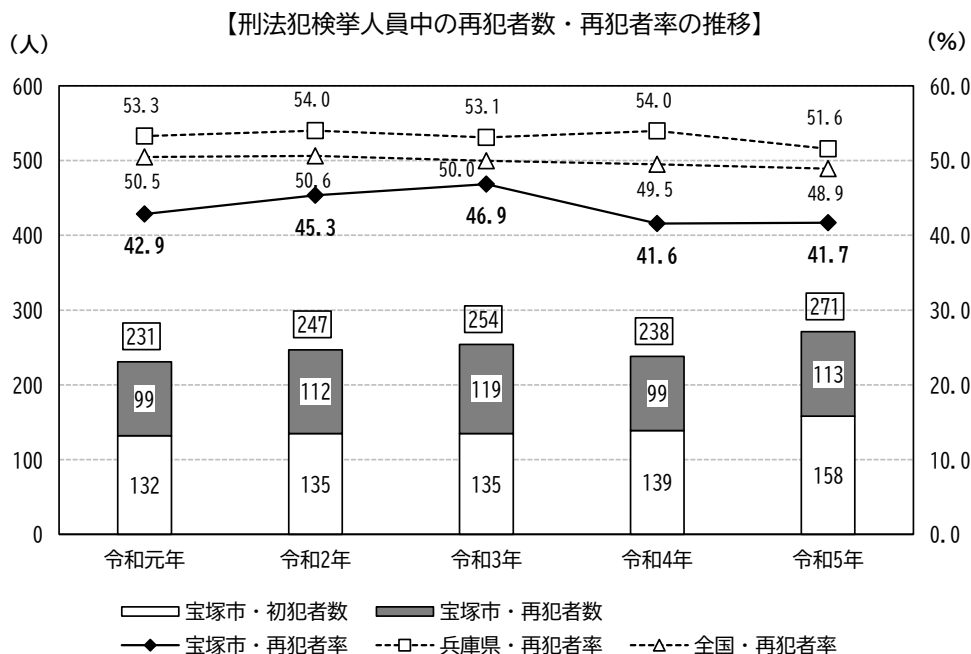
【成年後見制度等利用者の推移】

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
成年後見制度利用者数 (7月31日時点)		—	458人	451人	467人	481人
類型別 内訳	後見	—	276人	261人	271人	276人
	保佐	—	111人	115人	123人	128人
	補助	—	60人	67人	65人	67人
	任意後見	—	11人	8人	8人	10人
市長申立て件数（高齢）		15件	18件	21件	20件	22件
市長申立て件数（障害）		3件	2件	1件	0件	2件
成年後見制度利用支援事業補助件数（高齢）		申立費用	申立費用	申立費用	申立費用	申立費用
		0件	0件	1件	3件	2件
		報酬助成	報酬助成	報酬助成	報酬助成	報酬助成
		24件	34件	30件	25件	40件
成年後見制度利用支援事業補助件数（障害）		申立費用	申立費用	申立費用	申立費用	申立費用
		1件	0件	1件	1件	0件
		報酬助成	報酬助成	報酬助成	報酬助成	報酬助成
		17件	15件	20件	15件	21件

資料：神戸家庭裁判所

10) 再犯者の状況

宝塚警察署の刑法検挙人員数は231人から271人までの間で推移しており、年齢層別でみると、65歳以上の割合が増加傾向にあります。再犯者率は、全国及び兵庫県を下回っているものの、4割以上となっています。



(2) 各調査結果からみた状況

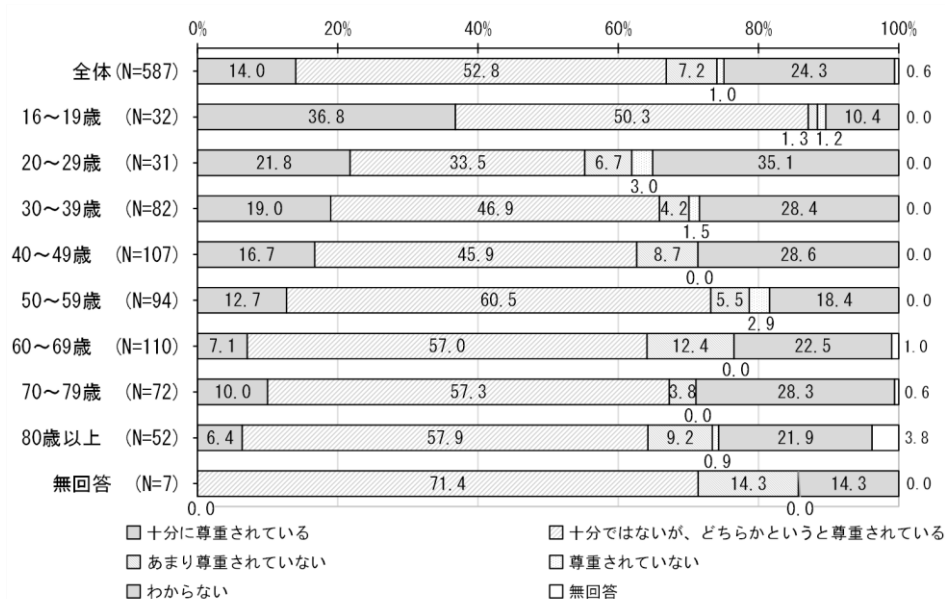
資料編「1. 策定にあたっての調査・会議等の概要」に示す、福祉活動者調査、専門職ヒアリング調査、市民意識調査（既存調査）の調査結果から整理します。

意識づくり・啓発・福祉学習に関して

○人権が尊重されていないと考える人や、障碍（がい）を理由とする差別や偏見について「少しはあると思う」人、差別や嫌な思いをする（した）ことが「ある（あった）」人がある状況です。

市民意識調査（既存調査）

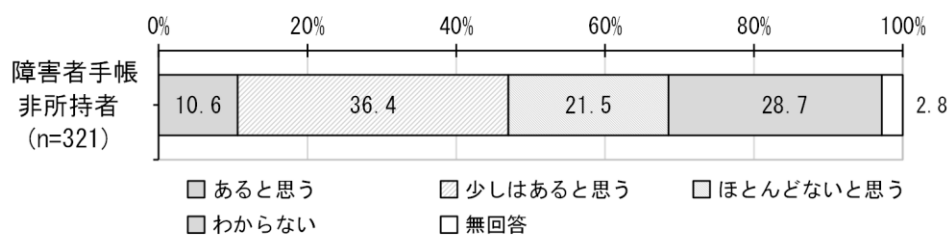
（市民アンケート調査） 【日々の生活における人権尊重の状況についての考え】



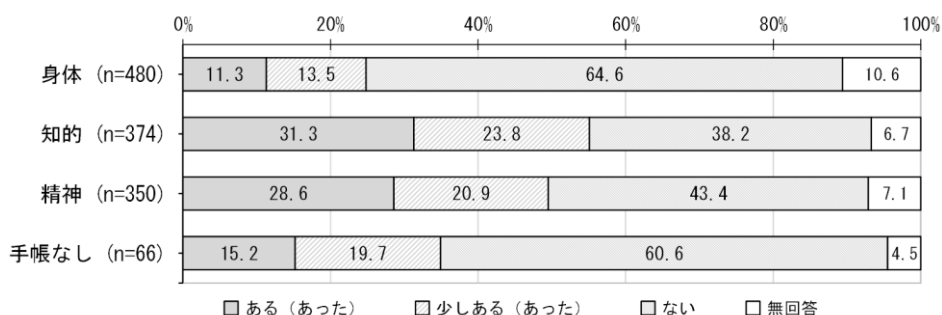
市民意識調査（既存調査）

（福祉に関するアンケート調査）

【障碍（がい）を理由とする差別や偏見について】



【差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか】



○「活動に関する情報・事例等の収集・提供」や「地域住民に向けた地域福祉活動の啓発」の期待も高くなっており、必要な情報の発信や周知がより一層求められています。

○専門職ヒアリング調査では次の意見が出されています。

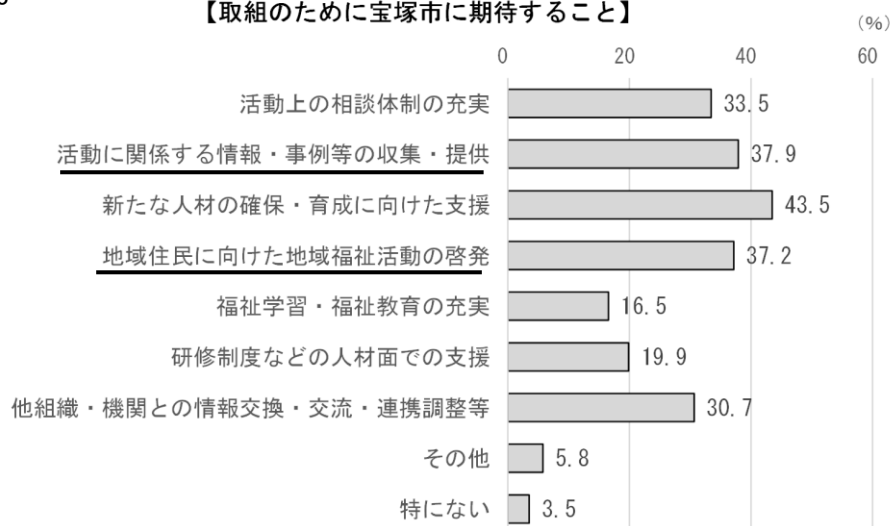
＊認知症への理解など、社会において理解の進んでいないことへの関心喚起、理解促進が必要

＊情報社会における正しい情報取得に関する啓発、市としての正しい情報の発信が必要

福祉活動者調査

n=538

【取組のために宝塚市に期待すること】

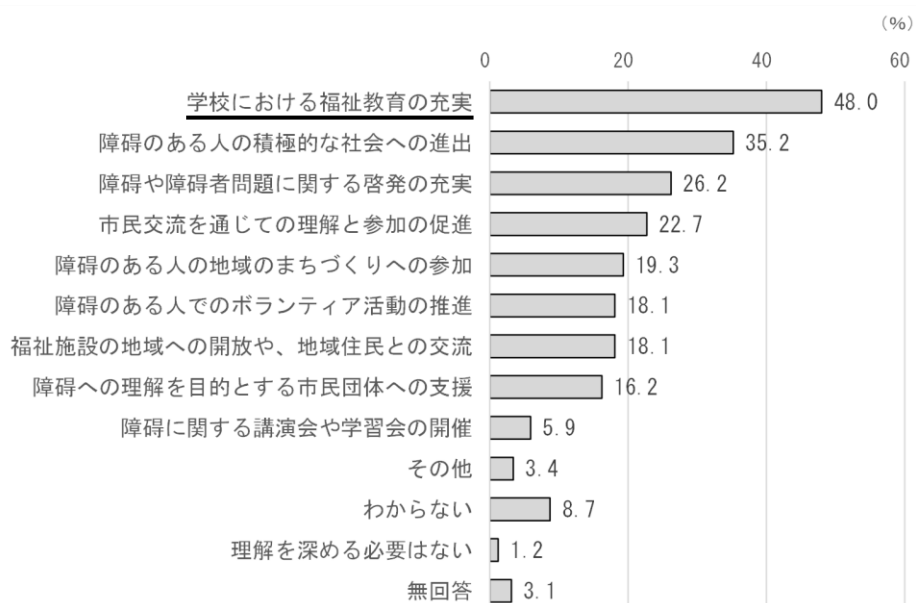


○障害(がい)のある人への市民の理解を深めるために必要なこととして、「学校における福祉教育の充実」が最も高くなっており、福祉教育が重要視されています。

市民意識調査(既存調査)

(福祉に関するアンケート調査)

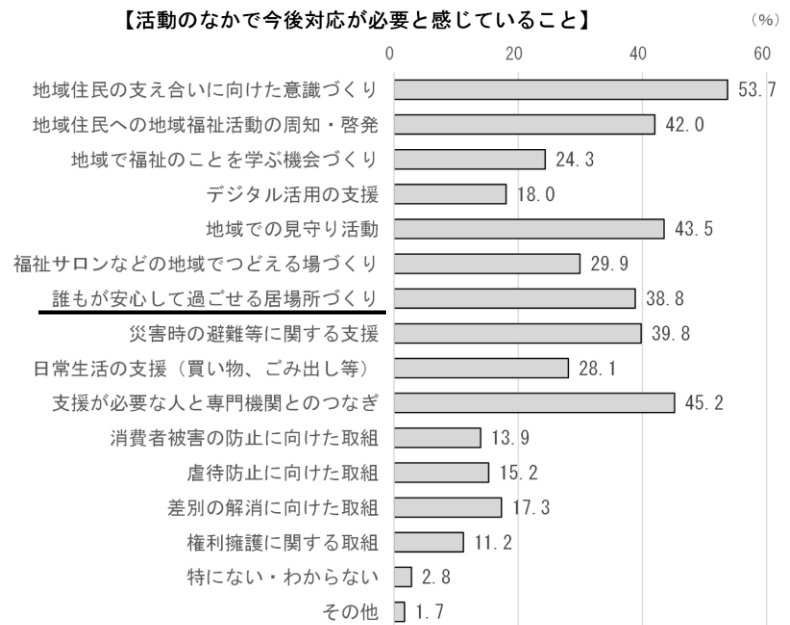
【障害(がい)のある人への市民の理解を深めるために必要なこと】 障害者手帳非所持者(n=321)



居場所づくりに関して

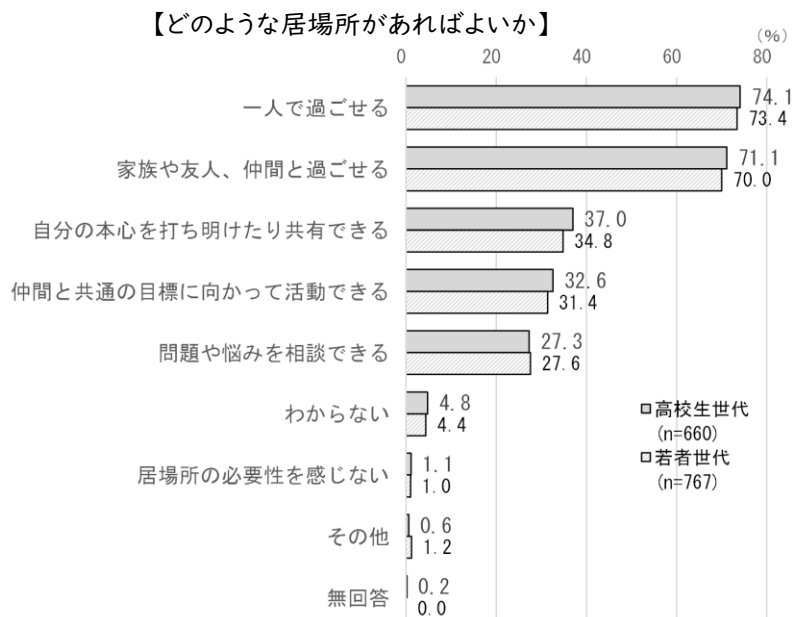
- 世代や分野に関わらず「誰もが安心して過ごせる居場所づくり」が必要とされています。
- 高校生世代、若者世代において、「自分の本心を打ち明けたり共有できる」「仲間と共通の目標に向かって活動できる」「問題や悩みを相談できる」といった居場所が一定求められています。
- 専門職ヒアリング調査では次の意見が出されています。
 - *「本人や家族が気軽に参加できる場」「世代を超えて使える場や若者の居場所」の充実が必要

福祉活動者調査 n=538



市民意識調査（既存調査）

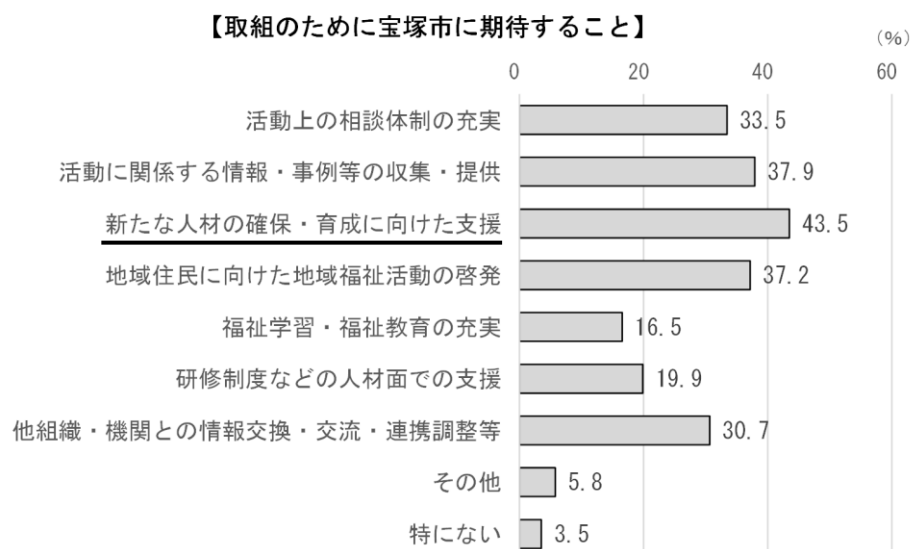
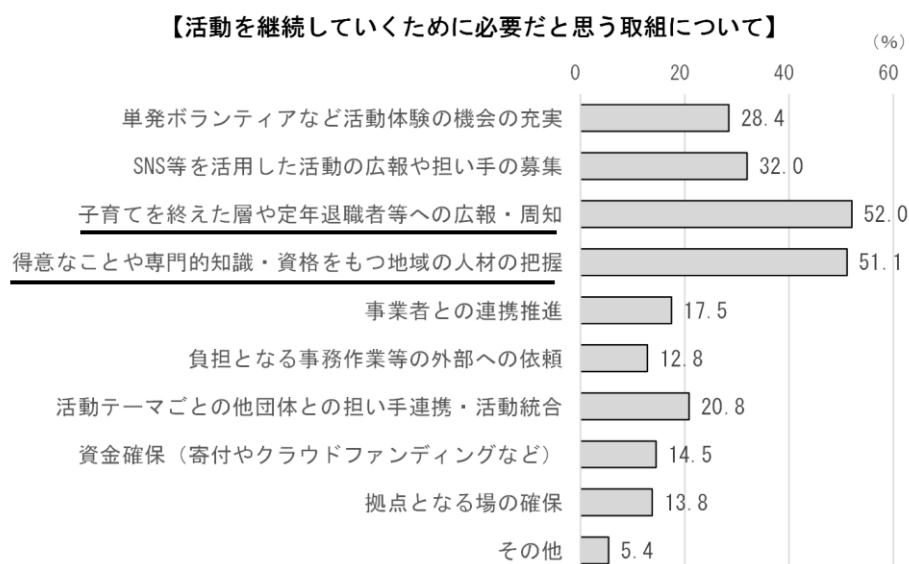
（高校生・若者の意識や生活に関するアンケート調査）



社会参加に関して

○今後活動を継続していくために必要な取組として、「子育てを終えた層や定年退職者等への広報・周知」「得意なことや専門的知識・資格をもつ地域の人材の把握」などが重要視されており、ともなう「新たな人材の確保・育成に向けた支援」が市に期待されています。

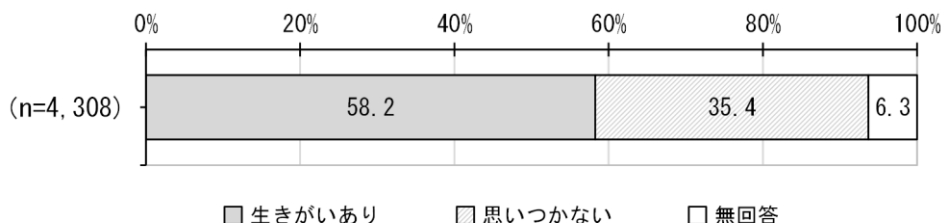
福祉活動者調査 n=538



- 高齢者において生きがい「思いつかない」が3割以上みられ、高校生世代・若者世代では孤独であると感じることが「時々ある」「しばしばある・常にある」があわせて1割以上みられる状況です。
また、地域で生活する上で参加したい地域活動や行事について障碍(がい)者では「特にない」が最も高くなっています。

市民意識調査（既存調査）

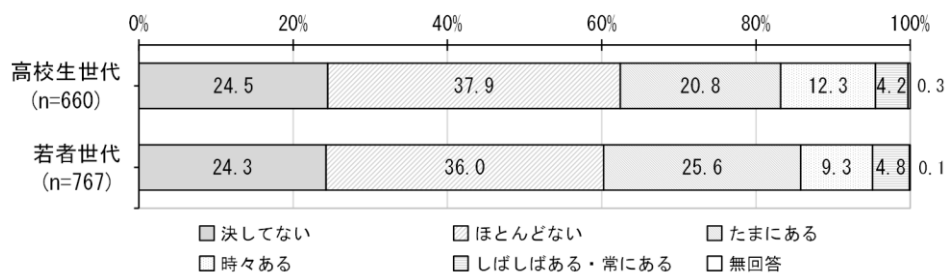
（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



市民意識調査（既存調査）

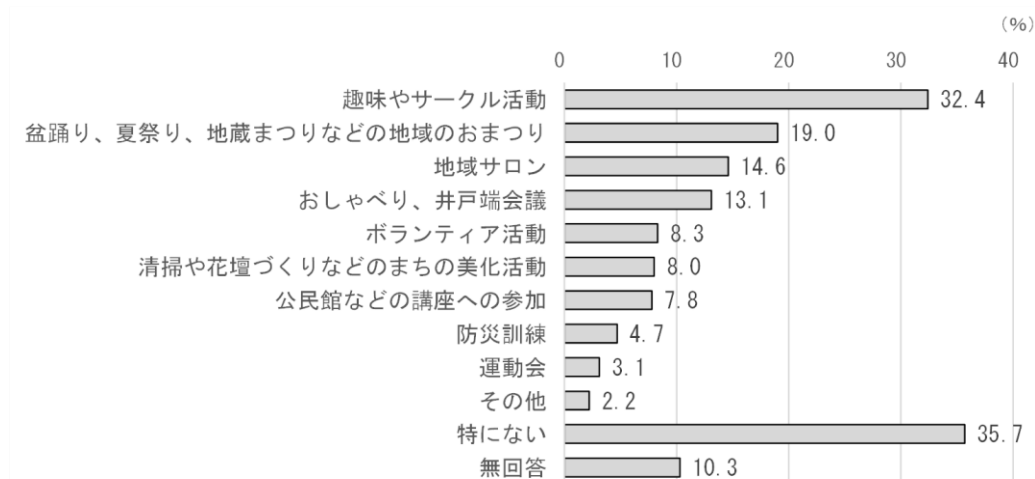
（高校生・若者の意識や生活に関するアンケート調査）

【孤独であると感じることがあるか】



市民意識調査（既存調査）

（福祉に関するアンケート調査）

【地域（グループホームを含む自宅）で生活する上で参加したい地域活動や行事】
障害者手帳所持者等 (n=1,284)

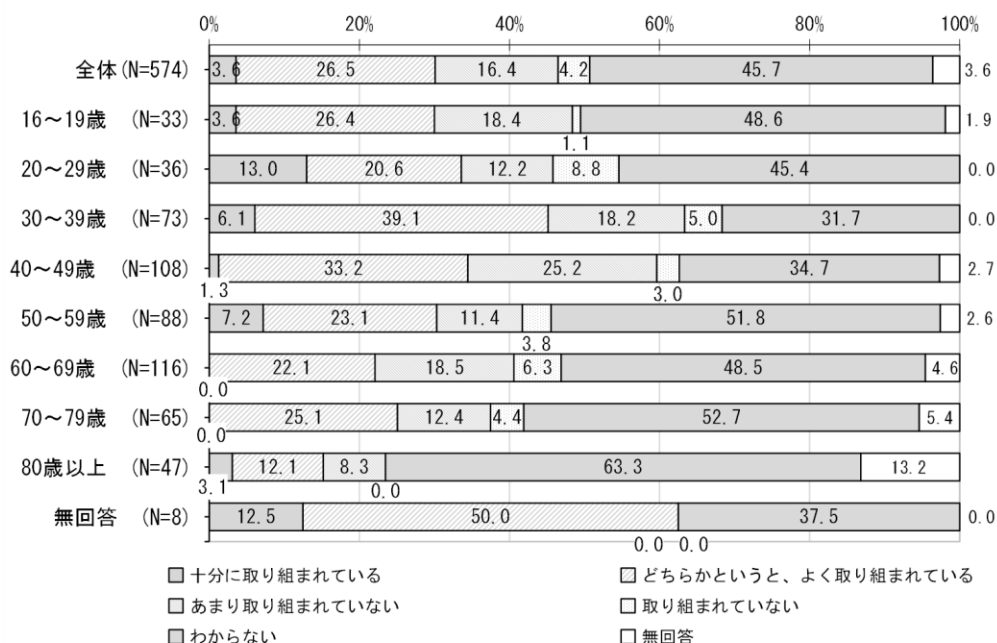
地域づくりに関して

○地域による子どもの育成の取組について、子育て世代である30歳代、40歳代では他の年代に比べて「取り組まれている」「あまり取り組まれている」「取り組まれている」の割合が高くなっています。

市民意識調査（既存調査）

（市民アンケート調査）

【地域による子どもの育成の取組についての考え】



○自治会、まちづくり協議会、ボランティア活動団体では「5年以内に活動の継続困難」が1割程度みられ、「5年程度は継続、その後は継続困難」とあわせると約4割が5年後に継続困難な状態になる状況です。今後活動を継続していくために必要な取組として「活動テーマごとの他団体との担い手連携・活動統合」の意向もみられます。また、「他組織・機関との情報交換・交流・連携調整等」についても求められています。

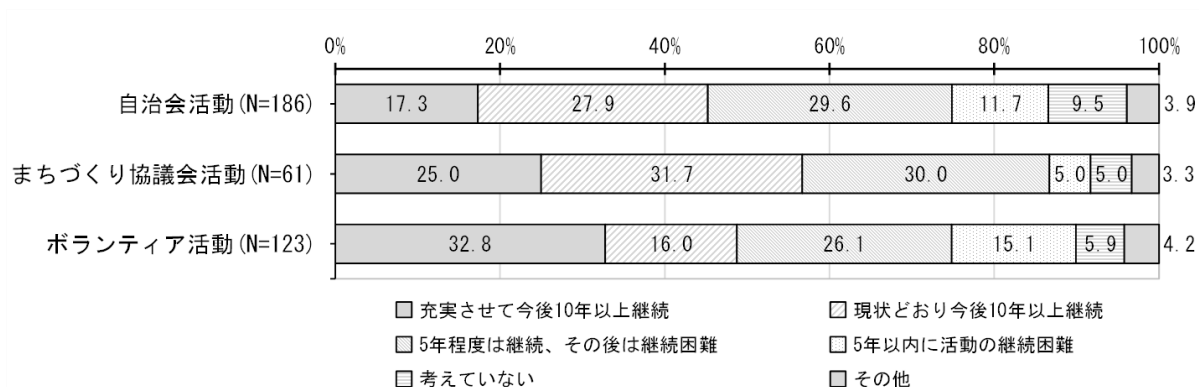
○専門職ヒアリング調査では次の意見が出されています。

＊地域活動等を通して連携した地域づくりを進めている事例もあり、地域とのつながりを築いていきたい。

＊好事例の共有や社協等の活用推進、専門職の地域づくりへの意識形成・人材育成が必要

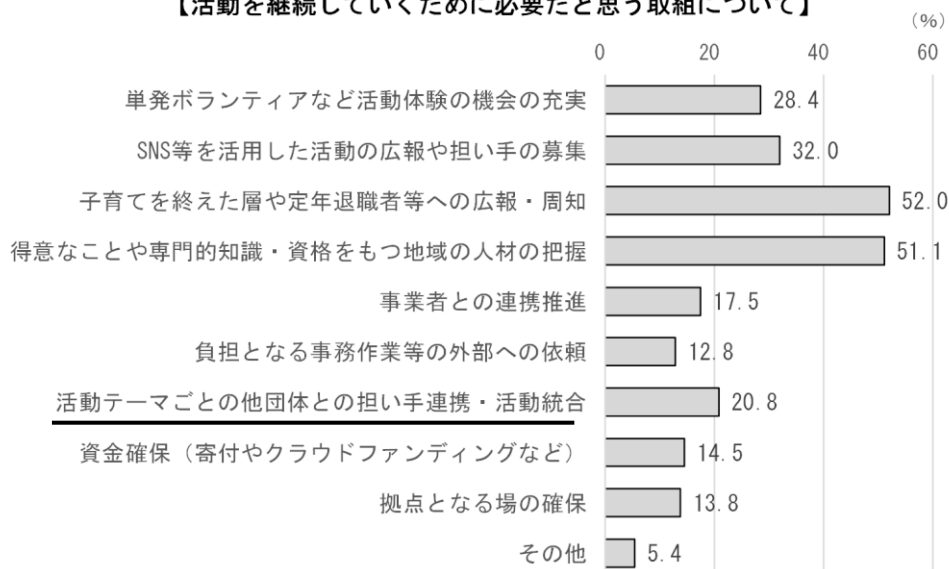
福祉活動者調査

【活動の継続性について】

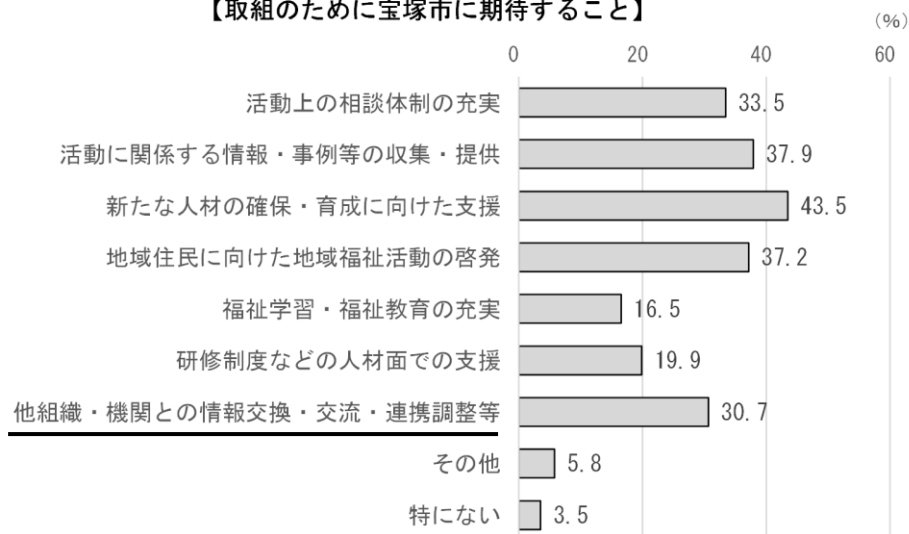


n=538

【活動を継続していくために必要だと思う取組について】



【取組のために宝塚市に期待すること】



地域でのつながりづくり・支え合いに関して

○地域でのつながりや支え合いの実感度は、つながり等を感じる人とそうでない人で割合は拮抗していますが、約7割が隣近所とのつきあいを必要と感じています。

○活動者において、世代や分野に関わらず今後対応が必要なこととして「地域住民の支え合いに向けた意識づくり」の意向が最も高く、続いて「支援が必要な人と専門機関とのつなぎ」「地域での見守り活動」が重要視されています。

○あわせて「災害時の避難等に関する支援」についても重要視されています。

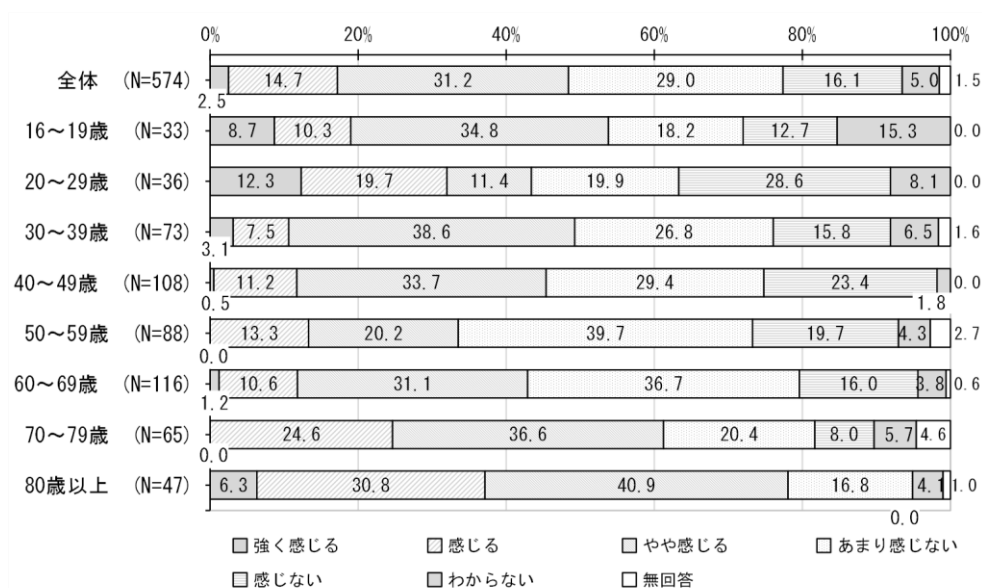
○専門職ヒアリング調査では次の意見が出されています。

＊地域からの情報が大切であり、より早くつながって予防的なことができるとうい。

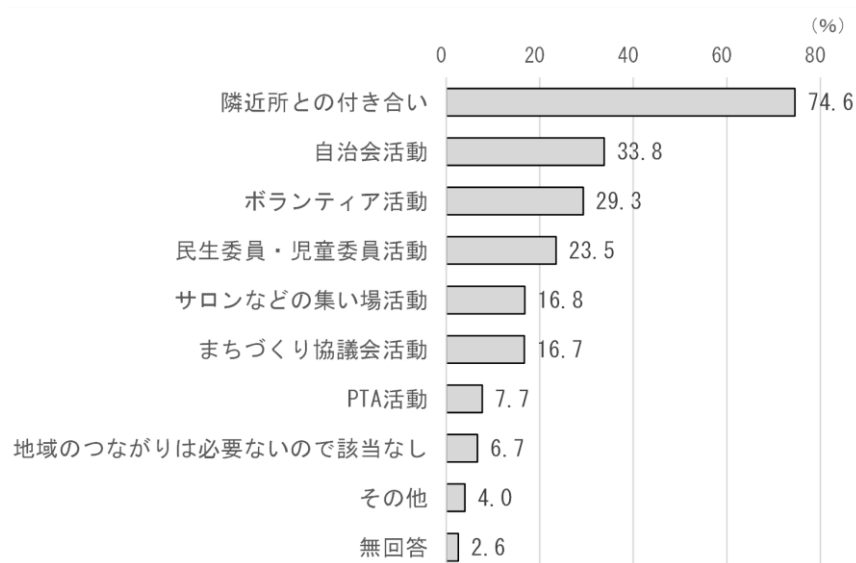
市民意識調査（既存調査）

（市民アンケート調査）

【地域でのつながりや支え合いの実感度】



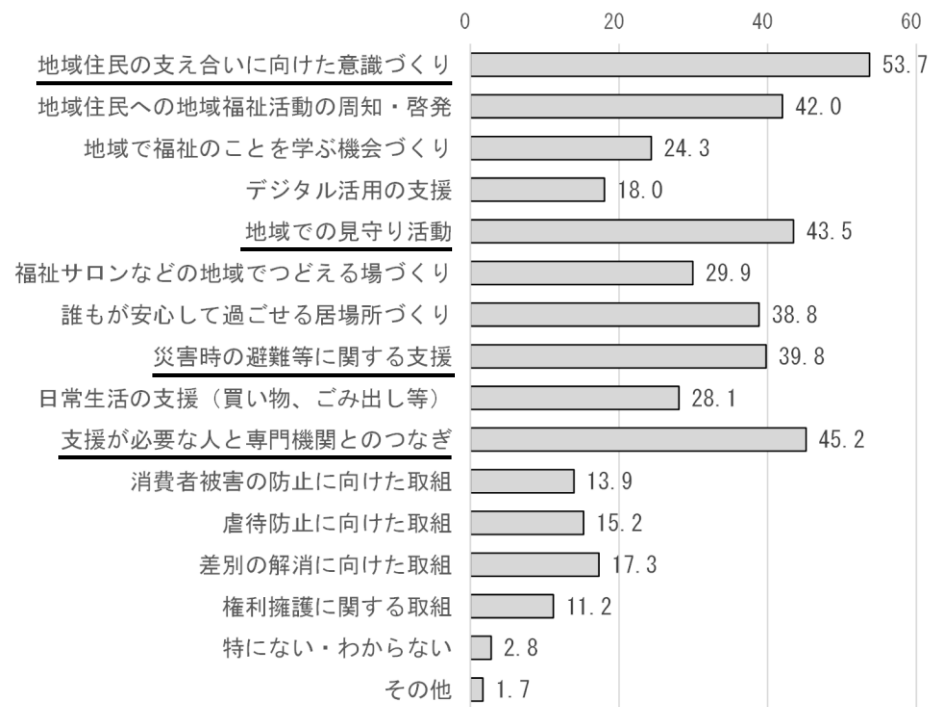
【地域でのつながりや支え合いに必要なもの】 N=574



福祉活動者調査 n=538

【活動のなかで今後対応が必要と感じていること】

(%)



相談支援・多機関連携に関して

○生活に不安や悩みを抱えた時の相談機関等について、「どの機関も知らないのではわからない」市民が多くなっています。

○専門職ヒアリング調査では次の意見が出されています。

＊地域生活支援会議等によって特に高齢分野と障害（がい）分野の連携はしやすくなっており、更に児童分野、学校、医療との連携を深めることが必要

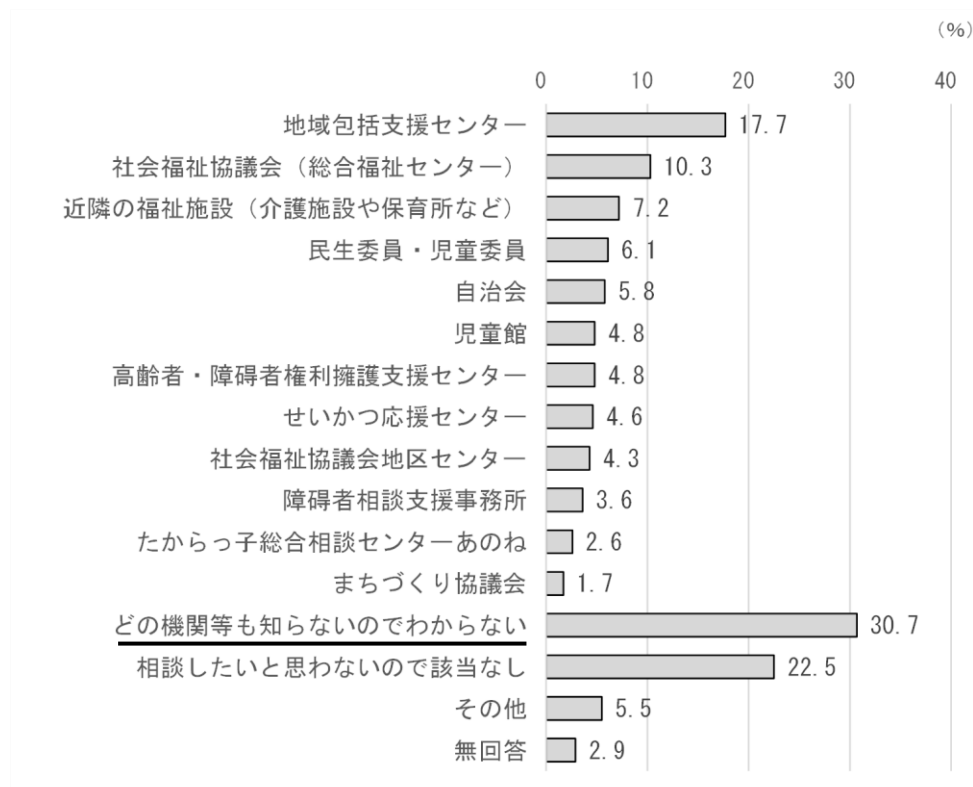
＊連携への意識共有が進んでおり、様々なケースへの対応にあたるために、多分野の連携を強化する上での課題の検討、さらなる仕掛けづくりが必要

＊制度のはざまのはざまがあり、先を見通した対応が必要

＊連携・協働の意向があっても、またきめ細やかな対応においても、マンパワー不足が課題

市民意識調査（既存調査） （市民アンケート調査）

【生活に不安や悩みを抱えたときの相談機関等】 N=574

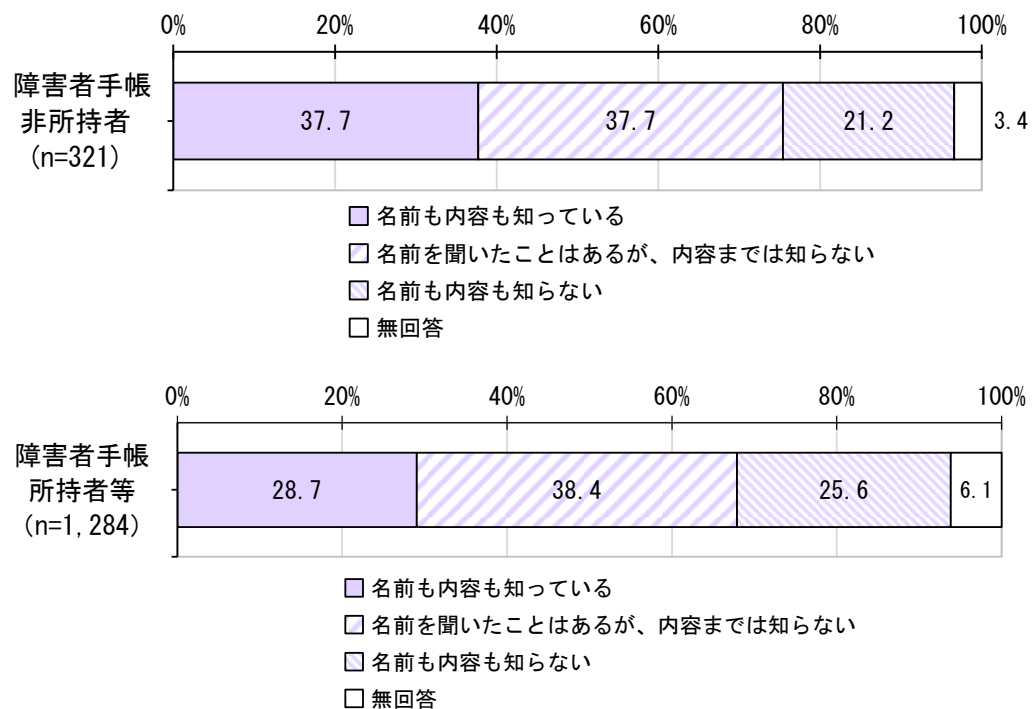


- 成年後見制度について、「名前も内容も知っている」は、障害者手帳非所持者においては約4割で、障害者手帳所持者等においては約3割となっている。
- 障害者手帳所持者等における活用意向については、「わからない」が最も高く半分程度を占めている。
- 成年後見制度の利用を促進するために必要なこととして、「制度を理解しやすい情報発信・啓発の充実」「本人やその家族向けの相談の充実」「本人の意思や状況をふまえた適切な後見人の選任・制度活用」などが重視されています。

市民意識調査（既存調査）

（福祉に関するアンケート調査）

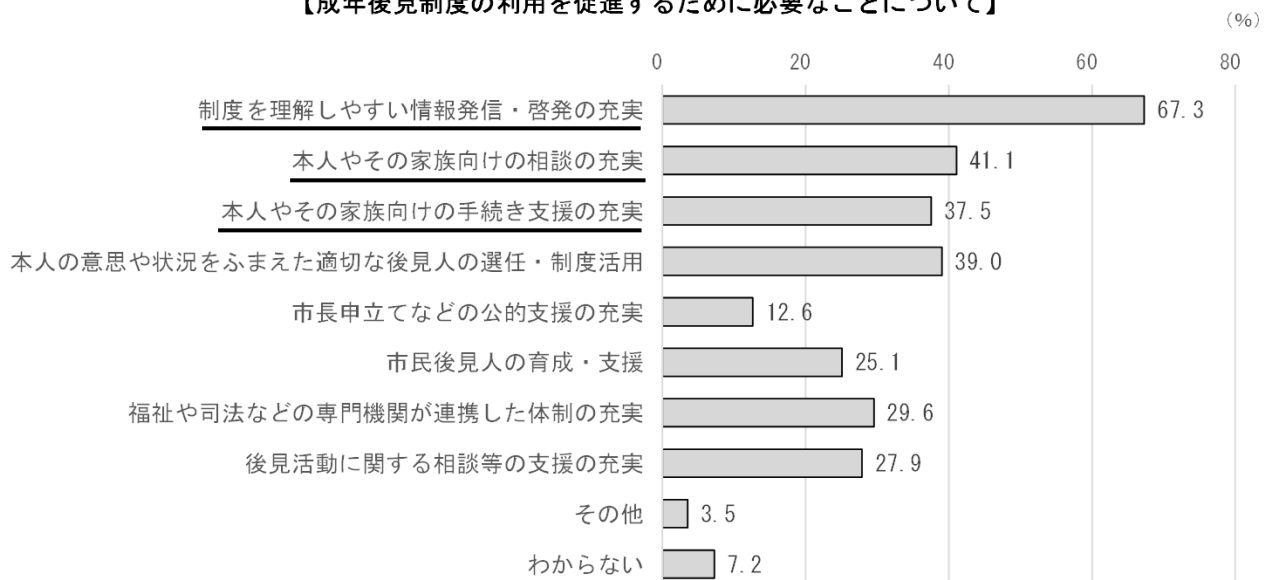
【成年後見制度の認知度】



福祉活動者調査

n=538

【成年後見制度の利用を促進するために必要なことについて】



4. 今後取り組むべきことのまとめ

第3期計画の総括をふまえ、統計データ、各調査結果から今後取り組むべきことを整理します。

■意識づくり・啓発・福祉学習に関して

- 人権が尊重されていないと考える人や差別を感じたことがある人がいる状況であり、人権意識や福祉意識づくりをより一層進める。
- そのために、当事者の社会参加や当事者理解を促進する取組、身近な地域における福祉学習機会の充実を図る。
- 地域情報等の継続的な情報発信、情報社会における正しい情報の発信を進める。情報の把握方法を工夫し、適時に適切な情報を発信する。

■居場所づくりに関して

- 世代を超えて参加できる居場所、誰もが気軽に参加でき安心して過ごせる居場所を充実させる。
- 幅広い分野との連携により、既存の場を生かして居場所を充実させる。

■社会参加に関して

- 次世代の活動者の発掘や育成が必要で、得意なことや専門的知識・資格を生かして活躍できる場づくりを進める。
- 生きがいづくり、社会とのつながりづくりが重要で、福祉以外の分野とも連携するなど就労の場や活躍の場を充実させる。

■地域づくりに関して

- 地域で子どもを育成する取組を充実させる。
- 専門職や関係機関、地域組織間との連携など、様々な主体による地域づくりを進める。
- そのためにも情報交換・交流の場が重要であり、課題解決に向けて話し合う機会の充実など地域住民と専門職等とのつながりを促進する。

■地域でのつながりづくり・支え合いに関して

- 隣近所とのつきあいを必要と感じている人は多く、また、地域での見守りが早期の対応にもつながるため、地域での見守り・支え合いを推進する。
- 災害時にも助け合えるよう、日ごろからの地域でのつながりづくりを進める。

■相談支援・多機関連携に関して

- 庁内の連携強化、市職員の人材育成や資質向上を進める。
- 各相談支援機関の広報、相談しやすい環境整備を進める。
- これまで構築されてきた多機関の連携を生かし、更に多分野の連携に拡大する。
- 意思決定支援への理解を高め、成年後見制度の活用など権利擁護支援を推進する。

5. 条例・規則・要綱

(1) 執行機関の附属機関設置に関する条例(抜粋)

昭和41年1月10日

条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市 長				
	宝塚市社会福祉 審議会	市民の社会福祉 についての調査、 審議に関する事 務	10人(必要に応 じ臨時委員若干 名を置く。)	市内の公共的団体等の代 表者 2人 民生委員 2人 福祉団体の関係者 1人 知識経験者 2人 公募による市民 2人 関係行政機関の職員 1人

(委任)

第2条 附属機関の運営について必要な事項は、当該執行機関が定める。

(2) 宝塚市社会福祉審議会規則

昭和46年6月25日

規則第21号

注 昭和58年10月1日規則第40号から条文注記入る。

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号。以下「条例」という。)

第2条の規定に基づき、宝塚市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、市民の社会福祉について調査、審議し、答申するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、条例第1条に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員が欠けたときは、市長は、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。

(平15規則6・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 民生委員及び関係行政機関の職員のうちから委嘱された委員 その職に在職する期間

(2) 福祉団体の関係者、知識経験者、市内の公共的団体等の代表者及び公募による市民のうちから委嘱された委員 2年

2 委員は、再任されることができる。

(平15規則6・平24規則8・一部改正)

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、特別の事項を調査、審議させるため必要があるときに、市長が当該特別事項を明示して委嘱し、又は任命する。

2 臨時委員は、当該特別事項に関する調査、審議が終了したときに、その身分を失う。

(平15規則6・一部改正)

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下本条において同じ。）の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見又は説明の聴取）

第8条 審議会は、審議会又は次条の規定に基づいて設置した小委員会の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（平13規則47・追加、平27規則30・一部改正）

（小委員会）

第9条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会長が指名する委員又は臨時委員で組織する。

（平13規則47・追加）

（幹事）

第10条 審議会に、その事務処理の推進を図るため幹事若干名を置く。

2 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

3 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

（平13規則47・旧第8条繰下）

（庶務）

第11条 審議会の庶務は、地域福祉課で行う。

（昭58規則40・平2規則16・平6規則10・平8規則17・平12規則42・一部改正、平13規則47・旧第9条繰下、平20規則14・平27規則30・令3規則29・一部改正）

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（平13規則47・旧第10条繰下）

附 則

この規則は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則（昭和58年規則第40号）

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（平成2年規則第16号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第10号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第17号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年規則第6号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第14号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第8号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第30号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 宝塚市地域福祉推進検討会設置要綱

(設置)

第1条 本市の地域福祉の円滑な推進を図るため、宝塚市都市経営会議設置規程(平成15年訓令第26号)

第6条第2項の規定に基づき、宝塚市地域福祉推進検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 宝塚市地域福祉計画の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に関する部局間の連携、調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長には健康福祉部次長(総括担当及び安心ネットワーク推進担当)を、副会長には地域福祉課長を、委員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 会長は検討会を代表し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。

(部会)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、地域福祉課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

所 属	委 員
企画経営部	市の政策の推進を担当する課長
市民交流部	市民協働推進課長
総務部	人権平和・男女共同参画課長
都市安全部	総合防災課長
健康福祉部	高齢福祉課長 健康推進課長 介護保険課長 障害福祉課長 生活援護課長 せいかつ支援課長
子ども未来部	子ども政策課長 子ども家庭支援センター所長 子ども総合相談課長 家庭児童相談課長
産業文化部	商工勤労課長
教育委員会学校教育部	学校教育課長
教育委員会社会教育部	社会教育課長

6. 宝塚市社会福祉審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	氏名	所属・役職	備考	小委員会 構成委員
市内の公共的 団体等の代表者	永崎 正幸	宝塚市自治会連合会 副会長		○
	井上 聖	宝塚市障害者(児)団体連絡協議会 会長	～ 令和7年(2025年) 7月	○
	志方 龍	宝塚市障害者(児)団体連絡協議会 副会長	令和7年(2025年) 7月～	○
民生委員	福住 美壽	宝塚市民生委員・児童委員連合会 会長		○
	長岡 恵美	宝塚市民生委員・児童委員連合会 常任理事		
福祉団体の 関係者	福本 芳博	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 理事長	～ 令和7年(2025年) 6月	
	木本 丈志	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 副理事長	令和7年(2025年) 6月～	
知識経験者	藤井 博志	関西学院大学人間福祉学部 教授	審議会会長 小委員会委員長	○
	松岡 克尚	関西学院大学人間福祉学部 教授		
関係行政機関 の職員	野原 秀晃	兵庫県宝塚健康福祉事務所 所長		
公募による市民	沼田 満美子	市民		
	伊藤 恵美子	市民		
臨時委員	柴田 学	関西学院大学人間福祉学部 准教授		○
	加藤 富三	宝塚市末成小学校地域まちづくり協議会 会長		○
	川勝 陽一	宝塚市保護司会 副会長		○
	大西 登司恵	宝塚市社会教育委員の会議委員 宝塚市子ども審議会委員、ボランティア活動者		○
	安田 慶	宝塚市社会福祉法人連絡協議会 代表		○
	太田 昌憲	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 生活 支援コーディネーター		○
	吉川 和幸	宝塚市高齢者・障害(がい)者権利擁護支援 センター 所長		○

宝塚市地域福祉計画（第4期）

令和8年（2026年）●月

発行 宝塚市健康福祉部地域福祉課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話：0797-77-0653 ファックス：0797-71-1335
